

漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）

平成25年5月制定
(令和8年3月最終改正)

水 産 庁

【改正履歴】

制定：平成 25 年 5 月 29 日付け 25 水漁第 341 号水産庁長官通知
改正：平成 27 年 4 月 24 日付け 27 水漁第 125 号水産庁長官通知
改正：平成 28 年 6 月 16 日付け 28 水漁第 380 号水産庁長官通知
改正：平成 29 年 3 月 17 日付け 28 水漁第 1722 号水産庁長官通知
改正：平成 29 年 8 月 15 日付け 29 水漁第 646 号水産庁長官通知
改正：平成 31 年 3 月 29 日付け 30 水漁第 1500 号水産庁長官通知
改正：令和 2 年 12 月 1 日付け 2 水漁第 1030 号水産庁長官通知
改正：令和 3 年 5 月 21 日付け 3 水漁第 230 号水産庁長官通知
改正：令和 5 年 12 月 21 日付け 5 水漁第 1117 号水産庁長官通知
改正：令和 8 年 3 月 31 日付け 7 水漁第 1941 号水産庁長官通知

附 則

(施行日)

第 1 条 この規定は平成 25 年 5 月 29 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 II-1-2-1、II-1-2-2、II-1-5、II-3、III-2-1、III-2-4、IV及びV-2-1については、平成 25 年 4 月 1 日以降に開始される事業年度から適用することとし、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例（「漁協等の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について（事務ガイドライン）」（平成 20 年 12 月 26 日付け 20 水漁第 2060 号水産庁長官通知）。以下同じ。）による。

第 3 条 II-1-3、II-1-4、II-1-6については、施行日以後に組合が不祥事件等の発生を知ったものについて適用し、施行日前に組合が不祥事件等の発生を知ったものについては、なお従前の例による。

第 4 条 II-2 については、平成 25 年 4 月 1 日以降に開始される事業年度から適用することとし、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。ただし、II-2 に基づく指導監督について、本監督指針の規定が適用される以前に法第 122 条第 1 項の規定により行政庁より求められた改善計画が提出されている場合には、本督指針が適用された後も当該計画に沿って指導監督を行うものとする。

第 5 条 V-2-2 については、平成 25 年 4 月 1 日以降に開始される事業年度に係る監査から適用することとし、同日前に開始した事業年度に係る監査については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日付け 7 水漁第 1941 号水産庁長官通知）

(施行日)

第 1 条 本通知は、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年農林水産省令第 24 号）の施行の日（令和 8 年 3 月 31 日）から施行する。

(経過措置)

第2条 本通知による改正後のⅢ－2－3－1－1（「リース取引に関する会計基準（平成5年6月17日付け企業会計審議会第1部会）」を「リースに関する会計基準（令和6年9月13日付け企業会計基準委員会）」に改める改正規定に限る。）、Ⅲ－2－3－1－2、Ⅲ－2－3－2及びⅢ－2－3－3は、令和9年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和7年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、本通知による改正後の規定を適用することができる。

○ 略語とその定義一覧

略語	定義
法	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）
施行令	水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）
施行規則	水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）
信用事業命令	漁業協同組合等の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）
施行規程	水産業協同組合法施行規程（平成20年農林水産省告示第316号）
平成30年改正法	漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）
信用事業における監督指針	漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成17年金監第807号、16水漁第2697号）
共済事業向け監督指針	漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針（平成20年19水漁第3957号）
法令、定款又は法令に基づく行政処分など	法令、法令に基づいてする処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、資源管理規程
事務ガイドライン	漁協等の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について（平成20年12月26日付け20水漁第2060号水産庁長官通知）
組合員等	組合員及び会員
漁協	漁業協同組合
漁連	漁業協同組合連合会
加工協	水産加工業協同組合
加工連	水産加工業協同組合連合会
共水連	共済水産業協同組合連合会
組合	漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会

組合等	漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会及び漁業生産組合
全国連合会	法第 87 条第 8 項に規定する全国連合会
信用事業	法第 11 条第 1 項第 4 号、第 87 条第 1 項第 4 号、第 97 条第 1 項第 2 号の事業
共済事業	法第 11 条第 1 項第 12 号、第 93 条第 1 項第 6 号、第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の事業
水産経営課	水産庁漁政部水産経営課
沖縄総合事務局	内閣府沖縄総合事務局
J A S 法	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
政府指針	企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）
保護法ガイドライン	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 6 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 7 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 8 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成 28 年 11 月 30 日個人情報保護委員会告示第 9 号）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号）

- ・本監督指針は、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会及び漁業生産組合を対象としている。
- ・また、取扱いが異なるものについては、文中の略語によって対象を限定しているので注意されたい。（「漁協」、「組合」、「組合等」との書き分け。）

目 次

I 基本的考え方

I-1 監督指針作成の趣旨	P 1
I-1-1 監督指針作成の趣旨	P 1
I-1-2 監督指針の位置付け	P 1
I-2 監督に関する基本的考え方	P 2
I-2-1 監督の目的と監督部局の役割	P 2
I-2-2 組合等の監督に当たっての基本的考え方	P 2

II 組合の監督上の評価項目

II-1 経営管理体制	P 4
II-1-1 経営目的の妥当性	P 4
II-1-1-1 意義	
II-1-1-2 主な着眼点	
II-1-1-3 監督手法・対応	
II-1-2 業務及び執行体制	P 6
II-1-2-1 組合員資格の審査	
II-1-2-1-1 意義	
II-1-2-1-2 主な着眼点	
II-1-2-1-3 監督手法・対応	
II-1-2-2 員外利用制限の遵守	
II-1-2-2-1 意義	
II-1-2-2-2 主な着眼点	
II-1-2-2-3 監督手法・対応	
II-1-2-3 准組合員制度の運用	
II-1-2-4 役員体制	
II-1-2-4-1 意義	
II-1-2-4-2 主な着眼点	
II-1-2-4-3 監督手法・対応	
II-1-3 法令等遵守態勢の整備	P 18
II-1-3-1 意義	
II-1-3-2 主な着眼点	
II-1-3-3 監督手法・対応	
II-1-4 不祥事件等の対応	P 21
II-1-4-1 意義	
II-1-4-2 主な着眼点	
II-1-4-3 監督手法・対応	
II-1-5 反社会的勢力による被害の防止	P 27

II-1-5-1	意義	
II-1-5-2	主な着眼点	
II-1-5-3	監督手法・対応	
II-1-6	個人情報保護対応	・ ・ ・ ・ ・ P 3 0
II-1-6-1	意義	
II-1-6-2	主な着眼点	
II-1-6-3	監督手法・対応	
II-1-7	組合員に対する説明態勢等の整備	・ ・ ・ ・ ・ P 3 2
II-1-7-1	意義	
II-1-7-2	主な着眼点	
II-1-7-3	監督手法・対応	
II-2	財務の健全性・透明性	・ ・ ・ ・ ・ P 3 4
II-2-1	自己資本基準を満たしていない組合に対する指導	・ ・ ・ ・ P 3 4
II-2-1-1	意義	
II-2-1-2	監督手法・対応	
II-3	事業実施体制	・ ・ ・ ・ ・ P 3 4
II-3-1	組合員に対する営漁指導	・ ・ ・ ・ ・ P 3 5
II-3-1-1	意義	
II-3-1-2	主な着眼点	
II-3-1-3	監督手法・対応	
II-3-2	購買事業	・ ・ ・ ・ ・ P 3 6
II-3-2-1	意義	
II-3-2-2	主な着眼点	
II-3-2-3	監督手法・対応	
II-3-3	販売事業	・ ・ ・ ・ ・ P 3 8
II-3-3-1	意義	
II-3-3-2	主な着眼点	
II-3-3-3	監督手法・対応	
II-3-4	製氷冷凍冷蔵事業、加工事業	・ ・ ・ ・ ・ P 4 0
II-3-4-1	意義	
II-3-4-2	主な着眼点	
II-3-4-3	監督手法・対応	
II-3-5	漁業自営事業	・ ・ ・ ・ ・ P 4 1
II-3-5-1	意義	
II-3-5-2	主な着眼点	
II-3-5-3	監督手法・対応	
II-3-6	海面及び内水面の利用に係る金銭の徴収等について	・ ・ ・ ・ P 4 2
II-3-6-1	意義	

- Ⅱ－３－６－２ 主な着眼点
- Ⅱ－３－６－３ 監督手法・対応

- Ⅱ－４ 組合員及び漁村地域等への貢献 P 4 4
 - Ⅱ－４－１ 意義
 - Ⅱ－４－２ 主な着眼点
 - Ⅱ－４－３ 監督手法・対応

Ⅲ 組合の監督の事務処理上の留意点

- Ⅲ－１ 監督事務の流れ P 4 4
 - Ⅲ－１－１ オフサイト・モニタリング P 4 4
 - Ⅲ－１－２ 検査部局との連携 P 4 6
 - Ⅲ－１－２－１ 本検査着手前
 - Ⅲ－１－２－２ 検査終了後
 - Ⅲ－１－２－３ 報告命令の発出等
 - Ⅲ－１－３ 組合に対する苦情等 P 4 7
 - Ⅲ－１－３－１ 苦情・相談等を受けた場合の対応
 - Ⅲ－１－４ 法解釈への照会 P 4 8
 - Ⅲ－１－４－１ 照会を受ける内容の範囲
 - Ⅲ－１－４－２ 照会に対する回答方法

Ⅲ－２ 法令等に係る事務処理上の留意事項 P 4 8

- Ⅲ－２－１ 組合の組織 P 4 8
 - Ⅲ－２－１－１ 組合の設立、定款変更及び解散
 - Ⅲ－２－１－１－１ 申請書類
 - Ⅲ－２－１－１－２ 審査要領（主な着眼点）
 - Ⅲ－２－１－１－３ 留意事項
 - Ⅲ－２－１－２ 資源管理規程の認可
 - Ⅲ－２－１－３ 組合の合併（基本的な考え方）
 - Ⅲ－２－１－３－１ 県域の取組について（県域の取組への指導）
 - Ⅲ－２－１－３－２ 事業計画の樹立
 - Ⅲ－２－１－３－３ 申請及び認可
 - Ⅲ－２－１－４ 休眠組合への対応
 - Ⅲ－２－１－４－１ 意義
 - Ⅲ－２－１－４－２ 主な着眼点
 - Ⅲ－２－１－４－３ 監督手法・対応等
 - Ⅲ－２－１－５ 役員等
 - Ⅲ－２－１－５－１ 女性役員等の登用について
 - Ⅲ－２－１－５－２ 競業禁止義務
 - Ⅲ－２－１－５－３ 総会への役員選任議案提出の留意事項

Ⅲ－２－２ 情報開示の適切性・十分性	・ ・ ・ ・ ・	P 6 5
Ⅲ－２－２－１ 財務書類の開示制度		
Ⅲ－２－２－２ 全般的な開示態勢の整備		
Ⅲ－２－３ 財務書類作成に当たっての留意事項	・ ・ ・ ・ ・	P 6 6
Ⅲ－２－３－１ 会計処理の原則		
Ⅲ－２－３－１－１ 会計監査人設置組合等の会計処理		
Ⅲ－２－３－１－２ 会計監査人設置組合等以外の組合の会計処理		
Ⅲ－２－３－１－３ 会計環境の変化への対応		
Ⅲ－２－３－２ 資産及び負債等の評価		
Ⅲ－２－３－３ 決算関係書類の作成		
Ⅲ－２－３－４ 部門別損益計算書の作成		
Ⅲ－２－３－４－１ 組合（連合会を除く。）の部門別損益計算書		
Ⅲ－２－３－４－２ 連合会の部門別損益計算書		
Ⅲ－２－３－５ 業務報告書等の作成		
Ⅲ－２－４ 組合の事業等	・ ・ ・ ・ ・	P 7 8
Ⅲ－２－４－１ 附帯事業の取扱い		
Ⅲ－２－４－２ 遊休資産の管理として行う不動産賃貸の留意事項		
Ⅲ－２－５ 子会社等	・ ・ ・ ・ ・	P 7 9
Ⅲ－２－５－１ 定義		
Ⅲ－２－５－２ 特定事業等に相当する事業を行う子会社等について		
Ⅲ－２－５－３ 子会社等の設立等		
Ⅲ－２－５－３－１ 意義		
Ⅲ－２－５－３－２ 主な着眼点		
Ⅲ－２－５－３－３ 監督手法・対応		
Ⅲ－２－５－４ 子会社等の管理		
Ⅲ－２－５－４－１ 意義		
Ⅲ－２－５－４－２ 主な着眼点		
Ⅲ－２－５－４－３ 監督手法・対応		
Ⅲ－２－５－５ 資料の提出		

Ⅳ 漁業生産組合の監督上の評価項目	・ ・ ・ ・ ・	P 8 2
Ⅳ－１ 意義		
Ⅳ－２ 主な着眼点		
Ⅳ－３ 監督手法・対応		

Ⅴ 連合会の監督上の評価項目		
Ⅴ－１ 運営管理体制	・ ・ ・ ・ ・	P 8 8
Ⅴ－１－１ 役員体制	・ ・ ・ ・ ・	P 8 8
Ⅴ－１－１－１ 意義		
Ⅴ－１－１－２ 主な着眼点		

V-2 事業実施体制	P 8 8
V-2-1 組合に対する調査・相談・助言等の事業（指導事業）	P 8 8
V-2-1-1 意義	
V-2-1-2 主な着眼点	
V-2-1-3 監督上の手法	
V-2-2 組合に対する監査事業	P 9 0
V-2-2-1 意義	
V-2-2-2 監督上の着眼点	
V-2-2-3 監督上の手法	

VI 連合会の監督の事務処理上の留意点

VI-1 留意事項	P 9 1
VI-2 監査実施計画に対する意見	P 9 2

VII 行政指導等を行う際の留意点等

VII-1 行政指導等を行う際の留意点	P 9 2
VII-2 面談等を行う際の留意点	P 9 4

VIII 行政処分を行う際の留意点

VIII-1 行政処分(不利益処分)に関する基本的な事務の流れについて	P 9 4
VIII-1-1 行政処分	P 9 4
VIII-1-2 標準処理期間	P 9 7
VIII-1-3 法第 123 条の 2 に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除	P 9 7
VIII-2 行政手続法との関係等	P 9 7
VIII-3 意見交換制度	P 9 8
VIII-3-1 意義	
VIII-3-2 監督手法・対応	
VIII-4 関係当局等との連携及び連絡	P 9 9
VIII-5 不利益処分の公表に関する考え方	P 9 9

別添 連絡文書集

様式・参考資料編

I 基本的考え方

I-1 監督指針策定の趣旨

I-1-1 監督指針策定の趣旨

組合は、法に基づき設立される漁民及び水産加工業者の自主的な協同組織であり、その事業を通じて組合員に最大の奉仕をすることが求められている。また、組合は、代表的な水産関係団体のひとつとして、水産物の安定供給の確保や水産資源の持続的な利用を確保しつつ、我が国の漁業生産の増大などの水産基本法（平成13年法律第89号）に規定されている基本理念の実現に主体的に取り組むことも求められている。しかしながら、一部には、水産物の販売力や営漁指導体制の面などで組合員のニーズに答えられていないと指摘されるケースや、法令等遵守態勢の遅れなど事業運営の問題が指摘されるケースも見られる。

また、漁業生産組合は漁業の生産面における協業化を図るため、漁民が共同して漁業経営を行うことを目的として設立される協同組織であるが、その目的の達成のために、適正に運営される必要がある。

このような中で、水産庁としては、組合等の本来の機能や役割が効率的・効果的に発揮されるよう、経営の健全化や法令等遵守態勢の確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法に基づく監督を適時適切に行うこととしている。

本監督指針は、このような観点から、組合等の運営が健全かつ適切に行われているかどうかについて、行政庁として監督する上で必要な着眼点、監督手法等を明記し、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を統一的に確立することに資するとともに、本監督指針に記述された留意点等を踏まえた健全かつ適切な運営体制の確保に組合等が自主的に取り組むことを期待するものである。

I-1-2 監督指針の位置付け

(1) 監督指針においては、組合等の組織及び事業（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理した。なお、監督指針の策定に伴い、事務ガイドラインは廃止した。

また、組合等を直接担当する水産経営課、沖縄総合事務局及び都道府県について、その職員の事務の利便に資するよう、必要な情報を極力集約したオールインワン型の手引書（ハンドブック）として位置付けることとした。

(2) 水産経営課及び沖縄総合事務局は監督指針に基づき組合等の組織及び事業の監督事務を実施するものとする。

(3) また、法第127条の7の規定等により、信用事業を行う組合について都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。監督指針は、地方自治法第245条の4第1項に基づく「普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告」等として定めるものであり、各都道府県においては、監督指針に基づき適切に組合等の監督をしていくことが求められる。

その際、監督指針が、組合等の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適

切な運営を確保することを目的とするものであることにかんがみ、監督指針の運用に当たっては、組合等の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。

I-2 監督に関する基本的考え方

I-2-1 監督の目的と監督部局の役割

- (1) 組合等の監督の目的は、組合等の経営管理体制及び事業実施体制の整備や財務の健全性の維持・向上を図ることにより、組合等が漁民及び水産加工業者の協同組織として「組合員等への最大奉仕」という目的に適合した事業運営を確保することにある。また、このことを通じて、水産業の生産力の増大や組合員等の経済的、社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与することへの貢献等国民の期待に応えることにある。
- (2) 組合等の監督については、いわゆる「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成されているが、これは、それぞれのモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い組合等の監督を実現するためである。行政組織上は、前者を検査部局が、後者を監督部局が担当しており、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。

このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、組合等の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行うことにある。

具体的には、組合等に対して定期的・継続的に経営や事業に関する報告を求めること等により、組合等の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、組合等から収集した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保や事業の適切な運営等に向けた自主的な取組を早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。

I-2-2 組合等の監督に当たっての基本的考え方

上記を踏まえると、組合等の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。

(1) 検査部局との適切な連携の確保

監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切に連携し、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を効果的に組み合わせることにより、実効性の高い組合等の監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。

- ① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。
- ② 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。

(2) 組合等との十分な意思疎通の確保

組合等の監督に当たっては、組合等の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、組合等からの報告に加え、組合等との健全な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、組合等との定期的な面談や意見交換等を通じて、組合等との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(3) 組合等の自主的な努力の尊重

監督部局は、漁業者等による協同組織である組合等の自己責任原則に則った経営判断を、法、施行令、施行規則、施行規程又は定款等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。

特に、組合等は、協同組織として、組合員の相互扶助を目的とした組織であるという特性を有している。組合等の監督に当たっては、組合等の固有の特性等を十分に踏まえ、業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(4) 組合等の事業内容や規模を踏まえた監督の実施

組合等は、販売事業、購買事業、信用事業、共済事業など幅広い分野にわたる事業を行うことができる。このため、組合等がどのような事業を行うかによって、遵守すべき法令等の内容が異なるほか、維持すべき経営管理体制の内容や財務の健全性の水準等についても大きく異なることとなる。また、組合等の事業規模や職員数等についても、例えば、経済事業を実施していない漁協は、販売事業、購買事業等の経済事業を行う漁協に比べてその規模が著しく小さいなど、組合等の態様に応じて大きく異なっている。したがって、組合等の監督に当たっては、これらを十分に踏まえて有効な監督手法を選択しなければならない。

(5) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督当局及び組合等の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、組合等に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については、常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

(6) 漁協の資源管理、漁業調整等の役割を踏まえた監督の実施

漁協は漁業者の協同組織として、組合員のための経済事業等を行うほか、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づき漁業権の管理主体として、漁業権行使規則を制定して組合員の漁場利用ルールを定めるなど、沿岸漁場の資源管理や漁業調整において重要な役割を担っている。

平成 30 年改正法による漁業法の改正では、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとされ、漁場を適切かつ有効に活用する既存の漁業権者に優先的に免許が行われることとなり、漁業権者は都道府県知事に資源管理や漁場の活用状況の報告、また、団体漁業権者は漁業生産力を発展させるための計画の作成・点検を行い、その実現に努めることとされるなど、漁協の役割はより重要性を増している。

このように漁協は沿岸漁場の資源管理や漁業調整等を行う公的な役割を担ってい

ることから、漁協の組織体制や業務運営の適正化・透明化を図る必要がある。例えば、漁協における組合員の資格審査を適切かつ厳格に実施すること、また、漁協が組合員以外の者を含む関係者から金銭の徴収を行う場合に、その内容・使途や算定根拠について合理性・妥当性があり、その収納及び管理について透明性・公平性が確保されていることが重要である。

漁協の監督に当たっては、以上のことを踏まえ、漁協が漁業権者としての役割・責務を十分に果たしているかどうか、業務運営の適正化・透明化が図られているかどうかについて把握し、必要に応じて改善を促していくことが重要であり、漁業調整部局や水産振興部局など関係部局と緊密に連携して対応する必要がある。

II 組合の監督上の評価項目

II-1 経営管理体制

II-1-1 経営目的の妥当性

II-1-1-1 意義

(1) 組合の事業運営は、本来、組合が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価については、協同組織の構成員である組合員等の利用者に委ねられるものである。したがって、組合の取組については、業務の健全かつ適正な運営が確保されている限りにおいて、組合の自主性が尊重されることが重要である。

ただし、組合は法に基づき、漁民及び水産加工業者の協同組織として設立されたものであり、その事業を通じて組合員等に最大の奉仕をするという（法第4条）目的の達成に向けた運営が行われる必要がある。

特に漁協については、平成30年改正法において、その事業を行うに当たっては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない旨の規定を追加したところ（法第11条の2）であり、漁協の中核的な事業である販売事業の強化を図ることにより漁業者の漁業所得の増大を実現することが重要である。こうした取組を通じて組合員の事業利用をより積極的に推進することは、組合員の高齢化・減少が進行する中、漁協が安定的な事業運営を行っていく上でも重要である。

また、平成30年改正法による漁業法の改正においても、漁協には、漁業権の管理主体として漁場の適切かつ有効な活用、資源管理の状況等の報告、漁業生産力の発展に関する計画の策定が求められることとなったほか、新たに沿岸漁場管理制度が設けられるなど、その役割は従来に増して重要となっている。このため、漁協においてはこれらの規定の趣旨を踏まえた適切な事業運営が行われる必要がある。

そのためには、組合員等に事業方針や事業計画の内容が分かりやすく知らされ、組合の各事業が適切に運営されることが必要である。とりわけ経済事業については、組合員等のニーズに応じてきた結果、多様な事業が行われているが、組合員等に対して組合員等の利用状況や採算性等について適切な情報提供を行い、組合が現に行っている事業の見直しを行う際には、組合員等の意向を把握して実施されることが重要である。

(2) 行政庁は、組合の事業目的や事業方針が法の目的に合致するものであるかを検証し

つつ、組合の組織、事業及び経営が健全かつ適正に運営されているか、組合員等に適切な情報開示を行い組合が自律的に運営されているかを指導監督していくことが必要である。

Ⅱ－１－１－２ 主な着眼点

(1) 事業方針の明確化

① 事業方針は、組合員等の経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進を図ることにより、組合員等に直接の奉仕をするという組合の目的に合致したものとなっているか。

また、漁協及び漁連については、漁業所得の増大に最大限配慮したものとなっているか。

② 組合の事業方針は、中期計画や事業計画（以下「事業計画等」という。）において、例えば、販路の拡大や販売手法、資材供給の効率化、担い手の確保・育成等の実施内容が具体化されているか。また、その見直しが随時なされているか。

特に組合員の高齢化・減少が進行する中、将来を見すえた事業方針となっているか。

③ 事業計画等は、組合員等の意向を踏まえ、また、地域の実情に即した実現可能なものとなっているか。

④ 事業計画等において実施されることとなっている取組については数値などで具体的な目標が設定され、また、いつまでに実施するかという期限が示されていることが望ましい。

また、事業計画等の策定に当たっては、常態的に赤字となっている事業については、その事業ごとに赤字原因等を明らかにした上で、組合全体の事業方針に基づくコストとされている金額を除き、当該赤字額を事業の効率的運営等により段階的に縮減するものとなっているか。

この場合、事業別、支所・支店別、主要施設別等組合の損益管理単位で赤字原因を把握し、改善に取り組むことが望ましい。

⑤ 例えば、繰越損失を計上した場合や二期連続当期損失を計上した場合においては、自ら取り組むべき事項を整理した上で、速やかに事業計画等を策定しているか。

また、事業計画等の策定に当たっては、現実的な実行可能性に配慮しつつ、各事業の内容及び実施方法を点検して経費の削減を行うとともに、経営悪化に至った原因を踏まえた再発防止策を講じ、必要に応じて執行体制の見直し等を行っているか。

なお、組合員等に増資や手数料の引上げ等の負担を求める場合には、組合自らの徹底した自助努力と組合員への丁寧な説明がなされているか。

⑥ 事業実施状況が低調である等、組合の目的に則した活動が行われていない組合、組合員の減少により法定解散のリスクが高まっている組合や事業収支段階で恒常的に損失を計上している組合は、地域の実態や将来の見通しを十分に踏まえ、他の組合との合併や支所等の統廃合や他の組合への事業譲渡を含め、組合の経営再建の方策について検討しているか。

(2) 事業の実施態勢

事業計画等の進捗状況を管理できる態勢が構築され、適切に進捗管理が行われているか。

(3) 情報提供態勢

- ① 組合の事業方針や事業計画の具体的な内容や計画の進捗状況や採算性等について、情報の内容に応じて、組合員等への説明を行う態勢が構築され、適切に説明がなされているか。
- ② 組合の員外利用の状況についても、組合員等への説明を行う態勢が構築され、適切に説明がなされていることが望ましい。

II-1-1-3 監督手法・対応

定期的なヒアリング（例えばIII-1-1（2）①アに規定する総合的なヒアリング）を実施する際に、組合の事業方針等について説明を求め、各組合の取組状況を把握するものとする。

また、ヒアリングを通じて問題点が把握された場合には、早期の改善を促すこととする。

II-1-2 業務及び執行体制

組合の業務運営に当たっては、次に掲げる事項について実態把握に努めるとともに、改善が必要であると認める場合には、是正指導を行うこととする。

II-1-2-1 組合員資格の審査

II-1-2-1-1 意義

漁協の組合員たる資格は、法第18条各項に掲げる者とされている。特に、正組合員については、漁協の管理運営に参画する権利（役員選挙権、総会の議決権等のいわゆる共益権）を有することから、その資格の有無を審査することは、漁業者の組織する漁協としての性格を維持するために、極めて重要である。

このため、当該漁協の定款で定める組合員資格要件を満たしているかどうかを、定款に記載された組合員資格審査規程に基づき、1年に1回以上定期的な資格審査を公正かつ適正に行い、資格を満たさない者については資格変更手続を行う等その適切な管理を行うことが求められる。

また、平成30年改正法に基づき、漁業権者は都道府県知事に資源管理や漁場の活用状況、漁業生産力を発展させるための計画の策定・点検を行い、その実現に努めることとされるなど、漁協の団体漁業権の管理者としての役割の重要性も増していることから、都道府県は、漁協における組合員の資格審査が適正かつ厳格に実施されるよう、指導監督を行っていく必要がある。

II-1-2-1-2 主な着眼点

- (1) 新規で漁協に加入する者（相続により新たに組合に加入する者を含む。）については、当該漁協の定款等に従い、加入申込書その他必要な書類が提出され、漁協内の承諾手続が適切になされているか。

また、組合員たる資格を有する者が漁協に加入申込みをした場合において、漁協が法第 24 条に違反して、例えば申込者が戸籍筆頭者でないこと、申込者と同一世帯に属する者が既に漁協に加入していること、申込者の漁業従事年数が少ないこと等を理由にして加入を拒んでいないか。

(2) 組合員資格について、定款に記載された組合員資格審査規程に基づき、組合員資格審査委員会を設置し、1年に1回以上定期的に審査を行い、資格を満たさない者については資格変更手続等を行っているか。

また、出資口数や漁業以外の兼業の状況などの組合員資格に定めのない要件による資格の判定を行っているか。

(3) 任意脱退や当然脱退、除名となった者について、その脱退等の手続が適正かつ速やかに行われているか。

(4) 上記(1)から(3)までの処理を適切に行うための態勢が整えられ、各種変更事項が組合員名簿に遅滞なく反映されているか。

(5) 法第 31 条の 2 で定められている組合員名簿の記載事項のほか、組合員を適切に管理するために必要な基本情報（漁船隻数・トン数、漁業従事日数等）を把握していることが望ましい。

(6) 組合員資格審査の結果、組合員の資格変更等により正組合員数が法定組合員数を下回った場合には、法第 68 条第 5 項の規定に基づき漁協は解散するとなるが、この場合、漁協の解散に伴う手続は適切に行われているか。この際、当該漁協に係る漁業権の取扱いについては、「水産業協同組合の解散手続きについて」（昭和 40 年 4 月 19 日付け 40-28 漁政部長）等の各種文書に留意し、所属していた組合員の営む漁業に支障を来さないよう適正に行われているか。

(7) 正組合員たる資格を有する者を漁業を営む者のみに限定する漁協（法第 18 条第 3 項）については、漁業を営む者以外の者の組合利用の状態が軽微であって、利害関係を同じくする均質の漁業経営者のみで組織する方が経済事業を活発に行うために適当であるか。また、その地区内の漁民の就業状態、漁民の組合利用状況等を考慮し、漁業従事者が相当多数を占めるような場合において、漁業従事者の権利を不当に抑制しようとするものになっていないか。

(8) 正組合員たる資格を有する者を必ず特定の種類の漁業を営む者でなければならないこととする業種別組合（法第 18 条第 4 項）については、職能的な関係を基盤として成立しているか。また、漁協や地域の実情等からみて、漁業従事者も加入せしめることが、漁協の目的達成のために必要となっていないか。

(9) 内水面組合（法第 18 条第 2 項）は、漁業法第 60 条第 5 項第 5 号に規定する内水面で、水産動植物の採捕、養殖又は増殖する者を主たる構成員（正組合員の過半数）とする組合となっているか。

また、内水面における水産動植物の採捕、養殖又は増殖は、漁業とは異なり、採捕行為であれば足り、例えば、漁協が行う漁業資源調査、外来魚駆除活動等に参加して採捕を行った場合も含まれることとなっている。これらの場合も組合員資格審査において適切に勘案されているか。

Ⅱ－１－２－１－３ 監督手法・対応

(1) 実態の確認

毎年度提出される業務報告書に加え、毎年度実施するヒアリング（例えば総合的なヒアリング）において、漁協の組合員資格の審査態勢及び審査の実施の状況等を確認する。また、法第 123 条に基づく検査においても確認する。

業務報告書の提出がない場合又は業務報告書に組合員資格の確認に関する記載がない場合は、法第 122 条第 1 項に基づく報告徴求命令を発出して確認することとする。

(2) (1) のヒアリング等の結果、Ⅱ－１－２－１－２の主な着眼点に掲げる事項が実施されていないと認められる場合には、改善に向けた取組を求める。

(3) 特にⅡ－１－２－１－２(2)の組合員資格審査委員会の未設置、定期的に資格審査を実施していない場合や資格審査の内容が不適切な場合には、法第 122 条第 1 項に基づく報告徴求命令を発出し、例えば、資格審査を実施しない理由や資格審査の実施計画等について報告を求める。

(4) (3) により提出された改善方策や実施計画が実行されない場合等、自主的な改善努力による改善が図られない場合は、法第 124 条第 1 項に基づく必要措置命令の発出を検討する。

なお、漁協の運営体制が脆弱な漁協については、Ⅲ－２－１－３による組合の合併、事業譲渡等に向けた取組を早急に検討する。

Ⅱ－１－２－２ 員外利用制限の遵守

Ⅱ－１－２－２－１ 意義

組合が行う事業は本来組合員の利用に供することを第一とするものであり、組合員以外の利用は、法第 11 条第 8 項に規定するように、組合員の利用に差し支えない一定の限度内に限り認められているものである。

このため、組合に対して員外利用の制限を遵守するよう監督を徹底する必要がある。

Ⅱ－１－２－２－２ 主な着眼点

(1) 員外利用状況の把握単位として組合の実施している事業ごとに実態に即して区分し、把握されているか。

(注) 員外利用とは、組合員及び他の組合の組合員以外の者の利用をいい、員内利用とは、組合員及び他の組合の組合員の利用をいう。員外利用状況の把握に当たっては、事業年度末において、事業年度間の各事業の員外利用及び員内利用の分量（金額）をそれぞれ累計する。ただし、貯金の受入及び資金の貸付は、平均残高を用いて算出する。また、販売事業及び加工事業の利用分量の算出に当たっては、次の点に留意する。

① 販売事業

ア 販売事業の一事業年度における員外者の利用分量の上限は、組合が多様な形態の販売事業に積極的に取り組む必要があることから、員内利用分量の 2 倍とされている。

イ 市場販売（受託販売又は買取販売）については、出荷者が組合員又は他の組合

の組合員であることが確認できれば、取引の中間に流通業者、加工業者等が介在している場合であっても、員内利用分量として算出する。

ウ 販売事業のうち直売店、直営レストラン、通信販売等の組合員の生産した水産物の販売を主たる目的とする事業については、組合員の生産物とそれ以外のものを併せて販売することが想定されるが、これらについては、それぞれ、員内利用、員外利用として整理する。この場合における員外利用比率の算出については、それぞれの販売事業の種類ごとに員内利用分量と員外利用分量との比率を求める。

エ 組合が複数の種類の販売事業を行う場合には、それぞれの事業ごとの取扱額を合計して員外利用比率を算出する。

オ ウ及びエにかかわらず、組合が市場販売（受託販売又は買取販売）と組合員の生産した水産物の販売を主たる目的とする直売店、直営レストラン等他の種類の販売事業とを併せて行う場合であり、かつ、当該市場販売の取扱額が当該他の種類の販売事業の取扱額に比べて著しく大きく、当該他の種類の販売事業の員外利用分量が員外利用制限に係る取扱額を超えないことが明らかである場合には、員外利用比率の計算を省略することができる。

② 加工事業

販売事業と同様に、原材料の仕入元（出荷者）が組合員又は他の組合の組合員であることが確認できれば、員内利用分量として算出する。

(2) 員外利用を管理するために、組合において、同条第1項各号に定める事業の実態に即して、事業利用者が組合員及び法第11条第9項で定める組合員と同一世帯に属する者等（員外利用制限におけるみなし組合員）であることの確認方法を定めるとともに、組合員・みなし組合員と員外利用者の事業分量を把握できる態勢が整備されているか。

(注) 員外利用状況の把握は、事業年度末において、当該事業年度における事業の利用分量(金額)をそれぞれ累計したもので行う。

また、一部の共済契約など員外利用状況の把握態勢が整備中であることなどにより十分でない場合には、員外利用規制違反に該当するか否かの判別を次のように行う。

① サンプル調査等で推計可能な場合は、その方法により員外利用を計算する。なお、サンプルについては調査期間が特異な一定時期に偏っていないなど、その推計方法が妥当なものであることが必要である。

② 推計もできない場合は、利用者が組合員か否かを特定できない取引分は員外利用として計算する。

※ ①により、当面、サンプル調査等による推計を行うとしても、員外利用全体の把握に向けて態勢整備に努める必要がある。

(3) 事業ごとの推進方針が、員外利用規制を遵守することを踏まえたものになっているか。

(4) 年度途中で年度末において員外利用規制違反のおそれがある水準にあることを把握した場合には、事業年度末に員外利用規制違反にならないための具体的な対応策を講じているか。

(5) 員外利用規制違反に該当する組合にあっては、自主的に改善計画を策定し、計画に

即した措置が取られるなど改善に向けた取組が行われているか。

(6) コンプライアンス担当部署は、事業担当部署が員外利用規制を遵守するよう監督しているか。

II-1-2-2-3 監督手法・対応

(1) 実態の把握

① 毎年度提出される業務報告書に加え、毎年度実施するヒアリング（例えば決算ヒアリング）等により、組合における員外利用状況について把握する。

業務報告書の提出がない場合、業務報告書に員外利用に関する記載がない場合等は、必要に応じて法第122条第1項に基づく報告徴求命令を発出して員外利用の状況について報告を求める。

② ①により提出された業務報告書やヒアリング等により、組合の員外利用状況の把握態勢に不備が認められ、員外利用率の正確性に疑いがある場合は、必要に応じて法第122条第1項に基づく報告徴求命令を発出して員外利用状況の把握態勢の構築に向けた取組状況について報告を求める。

(2) 法第122条第1項に基づく報告徴求命令の発出

(1)の実態の把握により、員外利用規制違反が判明した場合には、改善に向けた取組を担保するため、法第122条第1項に基づく報告徴求命令を発出し、員外利用規制違反の改善に向けた改善計画の提出を求める。

(3) 改善計画に対する検証

行政庁は、以下の観点から違反の程度、事業ごとの事情等を踏まえて、より実効性・現実性のある計画になっているか改善計画を検証するものとする。

① 改善計画の内容

ア 員外利用規制に違反している原因・理由

イ 員外利用規制違反を改善するための具体的な方策

具体的な方策とは、例えば、以下の事項を踏まえた各事業の性質に応じて実効性のあるものをいう。

ただし、違反状況が著しく、改善するまでに複数年を要すると見込まれる場合には、違反の原因となっている事業に関し、継続の必要性を検討しているかを確認する。

a 組合員利用の計画的な促進

b 組合員以外の者の利用の抑制

ウ 員外利用把握体制の構築

エ 員外利用規制違反を改善する期限（年度）

員外利用規制違反の改善時期は、員外利用規制違反のあった事業年度の翌事業年度末を基本とし、各事業の規模や事業環境、改善方策の内容等の個別事情を踏まえつつ、着実に改善が進むと見込まれる時期に設定しているか確認する。

オ 再発防止策

② 改善計画の検証の留意点

ア 原因と改善方策の整合性がとれているか。

イ 実態に見合った計画となっているか（例えば根拠なく「毎年〇%の組合員利用の増加」というような計画になっていないか、他の類似施設の状況などを勘案しているか等、計画が合理的な根拠に基づいているかを確認する。）。

ウ 必要に応じて解消に向けた担当部署の設置や他の組合との連携協力など組織的な対応策が具体的に策定されているか。

(4) 改善計画の実施状況の確認と指導

報告徴求命令により受領した改善計画については、その後の実施状況をヒアリング又は定期的な報告により確認し、指導するものとする。

(5) 法第 124 条第 1 項に基づく必要措置命令の発出

(2) により提出された改善計画が実行されておらず、員外利用規制違反を改善しようとする姿勢や取組が認められない場合など、自主的な改善努力に委ねては改善が図られないと認められるときは、必要措置命令を発出する前にヒアリングを行い、改善計画の計画値等を達成できなかった原因等を検証した上で、以下のうち必要なものの実施を含む法第 124 条第 1 項に基づく必要措置命令の発出を判断する。

① 組合員利用の計画的な促進や員外者の利用の制限など員外利用規制違反を改善するための具体的で実効性のある方策の策定及び実行

② (①の方策では改善が望めない場合) 漁連又は加工連(以下「連合会」という。)や類似の事業を行う法人への事業(又は施設)の譲渡又は事業の廃止など員外利用規制違反を抜本的に改善するための具体的な方策の策定

③ 役員の職務分担の見直しや一定期間内に改善できない場合の役員の監督責任の明確化

④ ①～③の項目についての実効性を担保するための措置として、進捗・運用状況の客観的把握と検証するための態勢の構築

⑤ ①～④の内容を反映させた改善計画の提出

(注) 改善時期は翌事業年度末を基本とし、事業の譲渡又は事業の廃止により員外利用規制違反の改善を図る場合は3年以内を目途とする。

II-1-2-3 准組合員制度の運用

准組合員制度については、事業の利用を適当とする者について、法第 18 条第 5 項に規定する範囲内で、漁協が任意に定款で規定し得るので、地域の実態や個々の漁協の状況に応じて、必要な範囲のものを定めるよう指導するものとする。

また、准組合員として漁協に加入している漁業者等について、組合員資格の審査の結果、正組合員資格を有することとなるときは、組合員名簿を改める等所要の手続をとる必要がある。

なお、正組合員か准組合員かの区分は、任意に選択できるものではなく、定款に定める資格要件によって判定されるものである。

II-1-2-4 役員体制

II-1-2-4-1 意義

組合の経営の健全性の維持及びその一層の向上を図るためには、経営に対する規律付け

が有効に機能し、適切な経営管理（ガバナンスをいう。以下同じ。）が行われることが重要である。

II-1-2-4-2 主な着眼点

経営管理が有効に機能するためには、経営管理委員会会長（経営管理委員会会長に準ずる職を含む。以下同じ。）・経営管理委員・経営管理委員会（経営管理委員会及び各役職を設置している漁協、漁連及び共水連に限る。以下同じ。）、代表理事・理事・理事会・監事・監事会（監事会を設置している組合に限る。以下同じ。）及びすべての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが必要となるが、その中でも、経営管理委員会会長・経営管理委員・経営管理委員会、代表理事・理事・理事会及び監事・監事会が果たす責務が重大である。

平成30年改正法では、漁業者の収入に直結する販売事業の強化を図るため、販売事業を行う漁協（定款に「組合員の漁獲物その他の生産物の販売」を記載している漁協をいう。）にあつては、理事のうち1人以上は、水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者（以下「販売担当」という。）とすること（法第34条第11項）、また、漁協の理事について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮すること（同条第12項）が規定されたところであり、漁協が、漁業所得の増大に向けた販売事業の強化など事業活動の積極的な展開を図っていく観点から、これらの規定に則した役員体制とすることが重要である。

（1）代表理事

- ① 法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。
- ② 代表理事は、リスク管理部門を軽視することが収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。
- ③ 代表理事は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査の結果等について対策を講じているか。
- ④ 代表理事は、総会及び理事会（経営管理委員会を置く組合においては経営管理委員会）で決定された経営方針に沿った業務の執行を適切に行っているか。
- ⑤ 代表理事は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、組合に対する公共の信頼を維持し、組合の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、政府指針の内容を踏まえて経営管理委員会で決定された基本方針を明確に示し、組織内外に宣言しているか（経営管理委員会未設置組合の場合は、理事会で決定された基本方針を明確に示し、組織内外に宣言しているか。）。

また、代表理事は、組織内外に宣言した基本方針を実現するための組織内体制の整備、職員の安全確保等の必要な態勢を構築するとともに定期的にその有効性を検証しているか。

（2）経営管理委員会会長

- ① 法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表理事の法令等遵守態勢の構築への取組について適切に監視しているか。また、経営管理委員会会長は、必要に応じ法令等遵守態勢の構築のための指示等を行っているか。
- ② 経営管理委員会会長は、リスク管理部門を軽視することが収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。
- ③ 経営管理委員会会長は、内部監査の重要性を認識し、定期的にその機能状況を確認するとともに、必要に応じ代表理事等に対しその機能構築、内部監査の結果等への適切な措置等のための指示等を行っているか。
- ④ 経営管理委員会会長は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、組合に対する公共の信頼を維持し、組合の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、政府指針の内容を踏まえて経営管理委員会で決定された基本方針を明確に示し、代表理事とともに、組織内外に宣言しているか。

また、経営管理委員会会長は、代表理事に対し、組織内外に宣言した基本方針を実現するための組織内体制の整備、職員の安全確保等の必要な態勢を構築するよう指示等を行い、定期的にその有効性を検証しているか。

(3) 経営管理委員及び経営管理委員会並びに理事及び理事会

① 経営管理委員会設置組合

ア 経営管理委員は、経営管理委員会会長の独断専行をけん制・抑止し、経営管理委員会における業務の基本方針等の意思決定及び理事の業務執行の監督に積極的に参加しているか。また、理事は、代表理事の独断専行をけん制・抑止し、理事会における業務執行の意思決定及び理事の業務執行の監督に積極的に参加しているか。

イ 経営管理委員会は、組合が目指すべき全体像等に基づいた業務の基本方針を明確に定めているか。また、理事会はその基本方針に沿った業務を執行するための方針（以下「業務執行方針」という。）を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。さらに、経営管理委員会及び理事会は、その達成度合いを定期的に検証し、必要に応じ見直し又は見直しの指示を行っているか。

ウ 経営管理委員及び経営管理委員会並びに理事及び理事会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、組織全体における内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。また、経営管理委員会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を理事会に整備させるとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。

エ 経営管理委員会及び理事会は、リスク管理部門を軽視することが事業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当理事はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。

オ 理事会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、組織内に周知することに努めているか。また、理事会は、リスク管理の方針を定期的又は必要

に応じ随時見直すことに努めているか。

カ 経営管理委員会及び理事会は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行、管理体制の整備等に活用しているか。

キ 理事会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。

ク 経営管理委員会及び理事会は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を付議又は報告しているか。さらに、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

ケ 常務に従事する理事の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。

a 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

法令等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、組合事業の健全かつ適切な運営に必要なとなるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他組合の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。

その場合、例えば当該組合又は当該組合と同種の事業を行う会社その他の団体において、役員又は監督若しくは管理の地位にある従業員として従事した経験を有するといったことが判断材料になり得るものと考えられる。

b 十分な社会的信用

法第34条の4に規定する欠格事由のほか、以下の点を勘案する。

(a) 反社会的行為に関与していないか。

(b) 過去を含め暴力団と密接な関係を有していないか。

(c) 上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有しているとは認められない事由はないか。

コ ケb(a)及び(b)に関して、その関係が疑わしき場合は、反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく理事等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。

② 経営管理委員会未設置組合

ア 理事は、業務執行にあたる代表理事等の独断専行をけん制・抑止し、理事会における業務執行の意思決定及び理事の業務執行の指導監督に積極的に参加しているか。

イ 理事会は、組合が目指すべき全体像等に基づいた業務執行方針を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し、必要に応じ見直しを行っているか。

ウ 理事及び理事会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、組織全体における内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。また、理事会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。

エ 理事会は、リスク管理部門を軽視することが事業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。

特に担当理事はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。

オ 理事会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、組織内に周知することに努めているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随時見直すことに努めているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用することに努めているか。

カ 理事会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理の手法を検討し、その構築を図っているか。

キ 理事会は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を付議又は報告しているか。さらに、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

ク 常務に従事する理事の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。

a 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

法令等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、組合事業の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他組合の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。

その場合、例えば当該組合又は当該組合と同種の事業を行う会社その他の団体において、役員又は監督若しくは管理の地位にある従業員として従事した経験を有するといったことが判断材料になり得るものと考えられる。

b 十分な社会的信用

法第 34 条の 4 に規定する欠格事由のほか、以下の点を勘案する。

(a) 反社会的行為に関与していないか。

(b) 暴力団と密接な関係を有していないか。

(c) 上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有しているとは認められない事由はないか。

ケ ク b (a) 及び (b) に関して、その関係が疑わしき場合は、反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく理事等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。

③ その他 (①、②共通)

ア 役職員の兼職・兼業

法第 34 条の 5 に規定 (例外は同条第 1 項ただし書に規定) されているように組合の役職員が他の組合若しくは法人の職務に従事し、又は事業を営んでいないか。

なお、兼職・兼業を規制する趣旨は、組合員の負託に応えるために職務に専念する点にあり、法令上問題はなくても、役職員の兼職・兼業によって当該組合の職務が疎かになっていないか。

イ 経営管理委員

経営管理委員については、兼職・兼業の制限がないが、経営管理委員会会長として常務に従事する場合であって、他の組合若しくは法人の職務に従事し、又は事業を営むことによって、経営管理委員会会長としての業務に支障が生じていないか。

ウ 理事 (経営管理委員会が設置されている組合の理事はアを適用する。)

a 理事については、一定の要件の下、兼職・兼業が認められているが、例えば、兼職・兼業の件数が多く、組合の業務に時間を割けていないなど、理事としての業務に支障が生じていないか。

b 理事間の業務分担は組合内部での規定等により明確化されているか。

c 組合の行う事業が著しく多様化、専門化し、また増大する状況の下で、変化する経済情勢に即応した的確な事業運営を行うためには、代表権を有する者が常時組合業務を掌握するなど、理事の責任の明確な業務体制を確立するため、理事のうち少なくとも 1 名は常勤とするよう努めているか。

特に、漁連においては、複数の常勤理事を置くよう努めているか。

エ 職員兼務理事について

業務を執行する理事が職員を兼務している場合において、当該理事の職員としての身分が組合との雇用関係として継続していることによって、当該理事による他の理事へのけん制が適正に行われなくなっているなどの支障が生じていないか。また、仮に支障が生じているような場合には職員兼務理事を解消すること等により、組合業務の一層の高度化・専門化に対応した責任ある業務体制を確保するよう努めているか。

オ 信用事業担当理事について

- a 信用事業以外の業務の担当まで禁止されると事業運営上支障が生ずることも考えられることから、信用事業担当理事が共済事業等を担当することもやむを得ないと考えられるが、それにより、業務に支障が生じていないか。
- b 信用事業の規模が大きい組合であって、不良債権比率が高い場合、又は不祥事件等の発生がみられる場合等に、信用事業担当理事の他に審査等を担当する理事を別に置くことなどにより、相互けん制が図られているか。
- c 信用事業担当理事が兼職する場合の行政庁の認可に当たっては、信用事業と関連しない兼職先となっていないか。

カ 販売事業等に関し実践的な能力を有する理事について

- a 販売事業を行う漁協にあつては、理事のうち1人以上は法第34条第11項の規定に適合したものとなっているか。

なお、同項の「水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者」については、販売事業のみならず、商品の差別化の観点から加工や運搬等の販売事業に関連する事業に精通している者や販売事業に係る経営リスクの管理を行う観点から法人の経営に関して能力のある者も含まれること、また、販売担当については外部登用を義務付けるものではなく、漁協職員として販売事業を担当している者などの内部登用や、こうした経験を有する理事を販売担当とすることも可能であり、また、常勤・非常勤の別を問うものでもないことに留意されたい。また、販売担当は、当該漁協の事業や経営の方向性を踏まえて、それに相応しい者を漁協の理事会において選任するものであるが、その理由等について、組合員等に明らかにされているか。

- b 販売担当は、組合員の所得向上を図る観点から、例えば漁獲物の品質向上、ブランド化、加工等による付加価値向上の取組や、販路の拡大、自己買参権の取得、産地市場の統合等による価格形成力強化の取組等を、組合員ニーズに基づき、リーダーシップを発揮して実践するとともに、仲買人、流通関係者、消費者等のステークホルダーからの意見や情報を得ているか。

なお、販売担当は専ら販売事業のみを担当したり、販売事業の実務にまで従事・関与することまで一律に求めるものではなく、販売事業以外の事業に従事したり、販売事業の企画、調整を行うことでも支障ないことに留意されたい。

キ 性別、年齢の著しい偏りへの配慮

組合の理事又は経営管理委員の選任プロセスにおいて、若い世代や女性の理事又は経営管理委員への積極的な登用に向けた配慮が行われているか。

なお、取組の一例としては、役員定年制の導入や青年漁業者・女性理事又は経営管理委員枠の設定や青年部・女性部役員の理事会への出席等が考えられる。

(4) 監事

- ① 監事は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監事は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。
- ③ 監事会を設けている場合であっても、各監事は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。

- ④ 監事は、業務監査の一環として、理事会が内部監査の機能を十分発揮できる態勢を適切に構築しているかを検証しているか。
- ⑤ 監事は、財産の状況又は業務の執行について、法令等に違反し、又は著しく不当な事項があった場合に適切に理事会に報告しているか。
- ⑥ 組合と理事との訴訟について、監事が組合を代表しているか。

Ⅱ－１－２－４－３ 監督手法・対応

(1) 定期的なヒアリング（例えば総合的なヒアリング）及び通常の監督事務等を通じて、経営管理について検証することとする。

経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、ヒアリングを行い、着実な改善を促す。

(2) また、Ⅱ－１－２－４－２に掲げる事項について、重大な問題が生じるおそれがある場合には、必要に応じて法第 122 条第 1 項に基づき報告を求める。報告の結果、自主的な改善に委ねたのでは組合の事業運営に支障を来すと認められる場合には、例えば役員体制や役員の職務分担の見直し及び措置の進捗・運用状況の客観的把握と検証態勢の構築などの内容を含む法第 124 条第 1 項に基づく必要措置命令を発出するものとする。

(3) 常務に従事する理事が、Ⅱ－１－２－４－２（３）①ケ及びⅡ－１－２－４－２（３）②クに掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合、又はその選任議案の決定若しくは選任に当たり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、理事の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての組合の認識、及び理事の選任議案の決定プロセス等についてヒアリングを行い、必要な場合には法第 122 条第 1 項に基づき報告を求めるものとする。

(4) 報告の結果、組合に法令、定款又は法令に基づく行政処分に対する違反が認められ、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、自主的な改善努力に委ねたのでは、事業の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められるときには、法第 124 条第 1 項に基づき必要措置命令を発出するものとする。

(注) Ⅱ－１－２－４－２（３）①ケ及びⅡ－１－２－４－２（３）②クに掲げる理事の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各組合の理事の選任プロセス等における自主的な取組を基本としつつ、その過程において適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。理事の選任議案の決定等に当たっては、まずは組合自身はその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々時点における理事個人の資質を総合的に勘案して適切に判断すべきものであることに留意する必要がある。

Ⅱ－１－３ 法令等遵守態勢の整備

Ⅱ－１－３－１ 意義

組合は、その事業を通じて組合員に最大の奉仕をすることを目的としているが、法令等

を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、その前提であり、また、組合員からの信頼を確立するためにも重要である。

組合においては、法令等の遵守が経営上の重要な課題の一つであることに鑑み、役員のリダーシップの下、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を策定し、組合の法令等遵守態勢を整備することが必要である。

特に、水産物や生産資材の流通等その事業規模から見て、連合会及び共水連がわが国の経済や国民生活に一定の地位を占めている現状を踏まえれば、本所のみならず支所、都道府県事務所から子会社に至るまで、国民の信頼に足る法令等遵守態勢が構築されていることが強く求められる。

これまでの行政庁として措置した事例や最近の政策的な動向を踏まえ、法令等遵守について、特に留意すべき点は以下のとおりである。

Ⅱ－１－３－２ 主な着眼点

(1) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢

- ① 組合の代表理事が法令等遵守を組合の業務執行上の重要課題と位置付け、全役職員の法令等の遵守意識を向上させるための「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、周知徹底が図られているか。
- ② 法令等遵守状況について内部監査を行うことなどによりコンプライアンス態勢の構築に努めるとともに、事業内容、組合の規模等に応じて、例えば、コンプライアンス担当役員を置く、代表理事を長とするコンプライアンス委員会を設置するなどコンプライアンスに関する情報を一元的に収集、管理、分析、検討し、組合内及び子会社に対して、適時・適切に措置を講じることができる体制を構築しているか。
- ③ 法令等違反事案が発生した場合にとるべき事後的措置（例えば、原因究明の検討体制の整備など）が明確化されているか。また、役職員の当事者責任及び監督責任の取り方について、明確化されているか。

(2) 内部けん制体制

適切な事務の遂行を確保する、あるいは事故、不正等を未然に防ぐための対策として、内部けん制態勢が確立されているか。

具体的には、

- ① すべての事務手続や事務処理に関する職務分掌が規程等により明確化され、当該規程等に基づき、取扱者以外の者による照合、権限者による承認等の手続が行われているか。
- ② 支店及び事業所の長自らが業務の運営、管理を改善するための自主点検を実施するための措置が講じられているか。
- ③ 人事管理に当たっては、事故防止等の観点から内部けん制が機能する業務運営態勢の構築に配慮されているか。
- ④ 連続休暇、研修、内部出向制度等、又はこれらの組合せにより、最低限年1回1週間以上連続して職員(管理者を含む。)が職場を離れる等の対策を行っているか。

(3) 役職員等からの通報等に対する態勢の整備

役職員や組合員・取引先などの関係者が法令等違反の不正について通報・相談する

仕組みが整備されているか。また、通報・相談への対応体制が構築されているか。

(注) 公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日付け消費者庁)のポイント

- ・通報者の所属・氏名等が漏洩しないよう、通報に係る秘密保持の徹底を図るための措置を講じること。
- ・内部通報を行ったことを理由に解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことを内部規程に明記するとともに、違反者に対して懲戒処分等その他適切な措置を講じること。
- ・内部通報制度の意義・重要性を経営トップが自ら発信すること。
- ・内部通報制度の実効性の維持向上を図るために、客観的な評価・点検を定期的実施し、経営幹部の責任の下で、制度を継続的に改善すること。

(4) 内部監査体制

法令等遵守態勢の確立と組合の抱える諸リスクへの対応強化を図るため、リスク管理を含む管理態勢の適切性・有効性を主要な視点として、内部監査が実施されているか。

具体的には、

- ① 内部監査部署の独立性を高める措置を講じているか。
- ② 内部監査部署には、知識・経験を有する職員を組合の規模に応じて配置しているか。
- ③ 内部監査に係る規程が整備されているか。
- ④ 内部監査はリスク評価の結果に基づき策定された計画に基づき全部署を対象として実施されているか。
- ⑤ 監事や外部監査を行う連合会と連携し効率的に監査を実施しているか。
- ⑥ 抜き打ち点検や外部確認の実施など内部監査の実効性の確保に留意しているか。
- ⑦ 監査結果は理事に報告し、被監査部署や関連部署にフィードバックする態勢が整っているか。
- ⑧ 監査により問題点が確認された事項について、理事の関与の下で改善状況をフォローアップする態勢が整っているか。
- ⑨ 子会社を有する組合については、組合の子会社管理部署は、その規模に応じ、適時に子会社の内部監査体制をチェックし、不十分な場合には親組合として補完する措置を講じているか。

(注) 内部監査の実施方法は、実地及び対面に限られるものではなく、オンライン会議システム等デジタル技術の活用も認められる。

II-1-3-3 監督手法・対応

- (1) オフサイト・モニタリング、不祥事件届出書等により、II-1-3-2に掲げる事項がとられ、適切に運用されているか確認するものとする。
- (2) (1)の確認により、法令等違反又は法令等遵守態勢に問題があると認められる場合には、事実関係、原因分析、改善・対応策等について必要に応じて法第122条第1項に基づく報告を求めることとする。

その結果、

- ① 信用事業又は共済事業を行う組合については、法令、定款又は法令に基づく行政処分などの違反に至らなくとも、法令等遵守態勢の重大な欠陥が認められるなど組合の事業の健全な運営を確保するために必要な場合には、法第 123 条の 2 に基づく業務改善命令
- ② 理事が理事会の決議に違反するなど法令、定款又は法令に基づく行政処分などに違反していることが明らかとなった場合には、法第 124 条第 1 項に基づく必要措置命令

を发出し、その後、定期的に改善状況を報告させるなど、再発防止に向けた取組が確実に行われるよう措置することとする。

Ⅱ－１－４ 不祥事件等の対応

Ⅱ－１－４－１ 意義

組合における不祥事件等（※）の発生は、組合員への背信行為であるばかりでなく、近年の企業不祥事に対する国民の厳しい視線にかんがみても、漁協系統組織全体に対する国民の信用を失墜させ、水産物の販売等にまで影響が及ぶおそれがあり、組合員の利益や組合の社会的信用に関わる重大な問題である。

行政庁としては、組合における不祥事件等を根絶すべく、組合に法令等の遵守態勢を整備させることを目的として、Ⅱ－１－３に基づき、指導監督を行うとともに、発生した不祥事件等については、その原因等について明らかにさせ、法令等遵守態勢の整備などの再発防止策を確実に実行させることを目的として、法に基づく監督措置を適時適切に発動することにより、不祥事件等の再発を防止する態勢づくりを組合に行わせることが必要である。

このような観点から、監督措置は不祥事件等発生組合及び当事者に対する制裁を第一義的な目的として行うのではなく、あくまでも法令等に違反する行為の是正、組織としての組合の運営・執行体制を健全なものに改善させることを目的として発動していく必要がある。

また、行政庁が不祥事件等に対して法に基づく監督措置を講じるかどうかの判断は、個人的な犯罪行為の有無に着目するのではなく、不祥事件等の発生プロセスにおいて組合としての法令等違反がなかったか、組合の業務の運営・執行体制の健全性が確保されているか等に着目して個々の事案ごとに行うものとする。

不祥事件等に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。

- ※ 「不祥事件」とは、施行規則第 224 条第 5 項に定められている「不祥事件」をいい、「不祥事件等」とは、「不祥事件」に加え、J A S 法、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）や独占禁止法などに違反する行為により、組合が組織としてこれらの法令に基づく処分を受けた場合を含むものとする。

Ⅱ－１－４－２ 主な着眼点

不祥事件等と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。

- (1) 不祥事件等発生・発覚時の対応要領等の整備

- ① 不祥事件等が発覚した場合の具体的な取扱いに関する要領が定められているか。
- ② 不祥事件等の発覚時にあらかじめ定められた統括部署への連絡体制が確立されているか。
- ③ 不祥事件等の調査・解明を事件とは独立した部署で行う体制となっており、事件の事実関係の調査、関係者の責任追及、監督責任の明確化を図る体制が整備されているか。
- ④ 行政庁への報告及び警察等関係機関への連絡・通報体制が確立されているか。
- ⑤ 公表の必要性について、組織的に判断を行い、公表が必要と判断した場合にとるべき対応をあらかじめ定めているか。
- ⑥ 組合員に対し、不祥事件等の内容に応じ、適時に開示する態勢となっているか。
- ⑦ 不祥事件等が発生した場合の責任が及ぶ範囲及び処分の内容についての具体的基準を策定するなど、組合及び子会社の役職員の当事者責任及び監督責任の取り方について、あらかじめ明確にしているか。

(2) 発覚時における対応

- ① 統括部署への報告が迅速に行われ、役員及び関連部署への報告を行っているか。
- ② 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関への連絡・通報を行っているか。
- ③ 事件とは独立した部署での事実関係の調査・解明の実施をしているか。役員が関与しているおそれがある場合には、第三者委員会の設置など調査の客観性確保のための措置をとっているか。
- ④ 組合内で類似案件が発生しているかどうかの調査を同種の事業や事務処理を行っている全部署（子会社を含む。）で実施しているか。
- ⑤ 二次被害の発生するおそれのある事案については、その防止のための取組を行っているか。
- ⑥ 利用者等の健康に影響を及ぼすおそれがある事案については、公表、出荷停止、回収など関係機関への連絡・通報及びその防止のための取組を行っているか。
- ⑦ 被害者がいる場合、被害者への説明、被害の補てん、取引の是正などの措置が適切に行われているか。

(3) 原因究明に関する取組

- ① 事実関係の究明に加え、不祥事件等の発生した背景や内部けん制機能が有効に機能していたかなど不祥事件等を未然に防げなかった組織上の問題点について合理的な検証がなされているか。
- ② 究明された事実及び就業規則等に基づき、当該事件についての当事者責任及び監督責任が明確化されているか。

(4) 再発防止に向けた取組

- ① 再発防止策は不祥事件等の発生原因に照らして十分か。
- ② 再発防止策の履行状況をチェックするための体制及びチェックにより改善すべき事項とされた事項を改善する仕組みが整備されているか。
- ③ 改善の見込みがないと組合自身が判断する場合には、事業からの撤退を含め、抜本的な事業方式の見直しが行われているか。

- ④ 不祥事件等が発生する可能性が高い事業、事務において、不祥事件等の発生防止に向け、次に掲げる態勢整備が行われているか。
- ア 職員が直接現金を収受する事業について、当該職員以外の管理者などが常時点検するなどの現金管理の態勢の整備
 - イ 信用調査の実施や取引限度額の設定を行うなど、債権管理についての適切な取組の実施
 - ウ 経理の事務代行などを組合が実施している場合の複数の者が点検を行う態勢の整備
 - エ 期中、期末において、担当者以外による在庫確認の実施など、適正な在庫管理を行う態勢の整備
 - オ 組合が業者を指定し、組合の業務を代行する場合などにおいて、指定業者についての適切な信用調査や契約の締結等

Ⅱ－１－４－３ 監督手法・対応

(1) 行政庁への届出

組合の不祥事件については、法第 126 条第 12 号及び施行規則第 224 条第 1 項第 17 号（信用事業を行う組合については、法第 126 条第 12 号及び信用事業命令第 51 条第 1 項第 17 号）に基づき行政庁へ届出されることとなるが、都道府県知事が当該届出を受けた場合は、速やかに水産庁長官宛て報告（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長を經由して報告）するよう求めるものとする。

この場合において、施行規則第 224 条第 5 項第 8 号（信用事業を行う組合については、施行規則第 224 条第 5 項第 8 号及び信用事業命令第 51 条第 2 項第 5 号）に該当するものとしては、例えば次のようなものが考えられる。

- ① 架空契約（実在しない契約者・被共済者名義を使って作成している契約をいう。）及び名義借契約（組合の役職員が、利用者から名義使用だけの了解を取り付け、共済掛金は当該役職員が支払って作成している契約をいう。）が発生した場合
- ② 組合の業務に従事する役職員（業務委託先の役職員を含む。）が、当該業務上の事件で逮捕された場合その他組合の信用を失墜させる事件の当事者となっている場合

なお、第一報が電話やメール等により口頭、別紙様式 1 以外の様式でなされた場合には、施行規則第 224 条第 6 項（信用事業を行う組合については、信用事業命令第 51 条第 3 項）に基づき、当該不祥事件の発生を組合が知った日から 1 ヶ月以内に文書による届出を行わせる。

また、JAS 法、食品表示法や独占禁止法などに違反する行為により、組合が組織としてこれらの法令に基づく処分を受けた場合には、必要に応じ、報告を求めるものとする。

(2) 届出の内容等

組合における不祥事件の届出は、不祥事件の概要、発生部署、当事者、発生期間、実損見込額、発覚の端緒、事後措置、処分の内容等を求めることとする（様式については、別紙様式 1－1 又は 1－2 を参照。）。

なお、一部事項について未確定のものがある場合であっても、業務の適切な運営や財務の健全性に支障を来すおそれのある場合には、不祥事件の発覚後速やかに届出が行われるよう指導する。

(3) 組合に対する措置

不祥事件等が発生した組合に対する措置については、以下のとおりとする。

① JAS法、食品表示法や独占禁止法などに違反する行為により、組合が組織としてこれらの法令に基づく処分を受けた場合には、法第122条第1項に基づき、当該事案が発生した原因、当該事案に係る責任の所在や法令等遵守態勢の整備その他の再発防止策等について報告させる。

② 不祥事件の届出を受けた際は、以下のア～ウの要因について確認を行う。

ア 事案の重大性・悪質性

事案の重大性・悪質性について、以下の要素をしん酌して判断するものとする。ただし、以下の点に準じる場合や他に考慮すべき事項がある場合があることに留意することとする。

a 公益侵害の程度

例えば、組合員に対して優越的地位を濫用して公正な競争を阻害するなど、公益を著しく侵害していないか。

b 利用者被害の程度

(a) 広範囲にわたって多数の被害者が被害を受けたか。

(b) 個々の利用者が深刻な被害を受けたか。

c 行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、何ら対抗措置を講じることなく、漫然と同様の行為を続けていないか。

d 行為が行われた期間や反復性

(a) 不祥事件が行われた期間や発覚するまでの期間が長期にわたっていないか。

「長期」の判断は、期間中の内部監査の実施の有無、管理者のチェック機会の頻度等を勘案し、個別に判断することとするが、おおむね1年以上の場合は、原則として「長期」として認識する。

(b) 不祥事件に係る累計事故金額が多額であるか。

この場合の事故金額は、組合の損失額ではなく、不祥事件に係る対象の金額の累計で判断する。なお、当該事件を行ったことにより、組合として指名停止等の措置を受けた場合には、このことにより被る被害額についても考慮する。

「多額」の判断は、組合の規模、自己資本額等に応じて、個別に判断することとするが、累計事故金額がおおむね3千万円以上の場合は原則として「多額」と認識する。なお、直近事業年度末の自己資本の額（組合員資本の額）が10億円未満の組合においては、その額のおおむね3%に相当する額以上の場合は、原則として「多額」と認識する。

(c) 過去に、当該組合において不祥事件が発生し、再発防止策を講じるとしな

がら、同種の不祥事件がおおむね3年以内に繰り返し発生していないか。

「同種」の判断は、全く同一の手口によるものに限らず、行為の形態に着目して判断する。また、部門が違う場合でも、行為の形態が類似していれば「同種」と判断する。例えば、定期積金掛金の横領と共済掛金の横領は、ともに集金現金を着服している点で類似しているため、同種と判断する。

e 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたものか、過失によるものか。

f 組織性の有無

(a) 不祥事件が現場の担当者個人の判断で行われたものか。管理者も関わっていないか。更に経営陣の関与はあったのか。

(b) 当事者が単独で不祥事件を起こした場合ではなく複数の者が同時期にそれぞれ不祥事件を起こしていたり、不祥事件が複数の当事者により共謀して行われていないか。

(c) 不祥事件の当事者が組合の役員、管理者である場合や組合の役員、管理者の指示を受けて不祥事件が行われていた場合など組合の役員、管理者が関与していないか。

(d) 子会社における不祥事件について、組合が関与していないか。

g 隠蔽の有無

(a) 問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

(b) 不祥事件と認識した後、役員、管理者が把握していたにもかかわらず、隠蔽していたか。

(c) 不祥事件の発生部署において不祥事件と認識した後、本来行われるべき内部報告が行われなかった結果、組合としての対応が行われていない場合は、隠蔽があると判断する。

(d) 届出、調査等の過程で虚偽の報告を行った場合も、(a)、(b)と同様に隠蔽があると判断する。

h 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

イ 行為の背景となった法令等遵守態勢の適切性

例えば、Ⅱ-1-3-2に掲げる主な着眼点にある法令等遵守態勢が整備されていない、又は有効に機能していないなど、不祥事件の背景となった組合の法令等遵守態勢に問題があるか。

ウ 組合の行為の法令等違反の有無

例えば、組合が要領等を定めた上で行った行為が違法である場合など、法令等に組合の行為が違反しないか。

③ ②ア～ウの要因については、ヒアリングや必要な資料の提出を求めることにより、その事実関係について確認を行い、具体的には次の対応をとるものとする。

ア ②アの事案の重大性・悪質性に問題があるおそれがある場合、②イの法令等遵

守態勢に問題があるおそれがある場合又は②ウの法令等に組合の行為が違反するおそれがある場合においては、必要に応じて、法第122条第1項に基づき、当該事件に関する事実関係や事実認識、当該事件の背景や原因及び法令等遵守態勢の整備その他の再発防止策等について報告を命ずる。

イ ②ア～ウについて問題となるおそれがない場合においては、不祥事件届出書を最終報まで受理し、再発防止策等の徹底を指導する。

- ④ ①又は③アの場合において、次に例示する場合のように、事案の重大性・悪質性及び法令等遵守態勢の問題が極めて高い場合には、法第123条の2に基づく業務改善命令又は法第124条第1項に基づく必要措置命令を発出する。

ア 例えば独占禁止法に違反して不公正な取引方法を用いる場合など、不祥事件等の内容が漁協系統全体への信頼を著しく損なうものである場合

イ 報告徴求命令や処分に基づき提出された再発防止策が有効に機能していない場合

ウ 組合の責任追及、改善取組姿勢に問題があり、命令により再発防止策等の実施を担保する必要がある場合

例えば、不祥事件等と認識した後、直ちに行うべき事実関係・発生原因の調査、組合員への説明、再発防止策の策定・実践等を怠っている場合、迅速に行政庁への報告を行わない場合、行政庁の調査・指導に対して協力的でない場合、届出、調査等の過程で虚偽の報告や検査の忌避を行った場合には、組合の取組姿勢に問題があると判断する。

上記以外の場合には、①又は③アによる報告徴求命令により報告された再発防止策等について、フォローアップを行う。

- ⑤ ④による法第123条の2に基づく業務改善命令又は法第124条第1項に基づく必要措置命令については、次により対応するものとする。

ア 組合としての法令、定款又は法令に基づく行政処分などの違反が認められる場合には、法第124条第1項に基づく必要措置命令を発出する。

ただし、法第124条第1項に基づく必要措置命令の前提となる法第122条第1項に基づく報告徴求命令によることができない緊急性のある場合には、法第123条の2第2項に基づく業務改善命令を発出する。

イ 信用事業又は共済事業を行う組合で、組合としての法令、定款又は法令に基づく行政処分などの違反が認められない場合には、法第123条の2第2項に基づく組合の健全性を確保するための業務改善命令を発出する。

- ⑥ ④により行う必要措置命令、業務改善命令の内容には、例えば以下の項目が考えられる。さらに、事案に応じて必要な事項を加えることで、不祥事件等の再発防止のための具体的な改善措置及び達成期限、達成までの一定期間ごとに取り組みを可能な限り定量的に明示した行程表を明らかにさせて取り組ませることとする。なお、子会社を有する組合については、必要に応じて、子会社に対する措置を含めることとする。

ア 不祥事件等の発生から現在に至るまでの経営の責任の所在の明確化

イ 組合全体としての法令等遵守態勢の確立（全部署における内部けん制体制の機

能の確保を含む。)

ウ 内部監査体制の整備、実効性の確保

エ ア～ウを内容とする再発防止策の策定及び実践

オ 再発防止策の進捗・運用状況の客観的把握と検証体制の構築

- ⑦ 法第124条第1項に基づく必要措置命令を発出する場合において、過去の法第124条第1項に基づく必要措置命令に従わず、改善に相当の取組を要し、一定期間業務の改善に専念・集中させる必要があると認めるときは、⑥ア～オの措置と併せ、法第124条第2項に基づき一定期間業務の全部又は一部の停止を命じることとする。

II-1-5 反社会的勢力による被害の防止

II-1-5-1 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む組合においては、組合自身や役職員のみならず、組合員等の様々な利害関係者（ステークホルダー）が被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を取引から排除していくことが求められる。

もとより組合として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、組合においては、政府指針の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、役職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組を遅らせることは、かえって組合や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

(参考) 政府指針

(1) 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- ① 組織としての対応
- ② 外部専門機関との連携
- ③ 取引を含めた一切の関係遮断
- ④ 有事における民事と刑事の法的対応
- ⑤ 裏取引や資金提供の禁止

(2) 反社会的勢力のとりえ方

暴力、威力及び詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。

II-1-5-2 主な着眼点

反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく理事等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、当該組合単体のみならず、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。更にトラブルとなることが見込まれる場合には監督行政庁等に相談することとしているか。

(2) 反社会的勢力対応部署による一元的な管理体制の整備

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制が整備され、機能しているか。

特に、一元的な管理体制の整備に当たっては、次の点に十分留意しているか。

- ① 反社会的勢力対応部署において、関係団体等から提供された反社会的勢力に関する情報を適切に活用しているか。さらに、当該情報を取引先の審査や当該組合における組合員の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制が整備されているか。
- ② ①に加え、信用事業又は共済事業を実施している組合においては、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制が整備されているか。また、当該データベースにより収集・分析等された情報について、グループ内での共有に努めているか。
- ③ 反社会的勢力対応部署において、対応マニュアルの整備、継続的な研修活動、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関や監督行政庁との平素からの緊密な連携体制の構築等、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制が整備されているか。特に、平素より警察との組織的な協力関係を構築し、問題発生時には警察に速やかに連絡を行うことができる体制が整備されているか。また、脅迫・暴力行為の危険性が高いなど、緊急を要する場合には、直ちに警察に通報する体制が整備されているか。
- ④ 反社会的勢力との取引が判明した場合や、反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制が整備されているか。また、反社会的勢力対応部署が、当該情報を迅速かつ適切に経営陣に対し報告する体制が整備されているか。
- ⑤ 反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全が確保されているか。

(3) 適切な取引前の審査の実施

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な取引前の審査の実施や契約書・取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止する取組を実施しているか。

(4) 適切な取引後の検証の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、契約の適切な取引後の検証を行うための体制が整備されているか。

(5) 反社会的勢力との取引解消に向けた取組

- ① 反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を經由して迅速かつ適切に理事等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。
- ② 平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携の下、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。
- ③ 取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、当該取引の解消を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないように配慮しているか。

(6) 反社会的勢力による不当要求への対処

- ① 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を經由して迅速かつ適切に理事等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。
- ② 反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に監督行政庁及び警察、暴力追放運動推進センター等が定める不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制が整備されているか。
- ③ 反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上・刑事上の法的手段を講ずる体制が整備されているか。

II-1-5-3 監督手法・対応

- (1) 検査結果、不祥事件届出書等により、II-1-5-2に掲げる事項がとられ、適切に運用されているか確認するものとする。
- (2) (1)の確認により、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、事実関係、原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施するとともに、必要に応じて、法第122条第1項に基づく報告を求めるものとする。
- (3) (2)の結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、
 - ① 信用事業又は共済事業を行う組合について、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、法第123条の2に基づく命令
 - ② 理事が理事会の決議に反するなど法令、定款又は法令に基づく行政処分などに違反していることが明らかとなった場合には、法第124条第1項に基づく必要措置命令の発出を検討するものとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、法第124条第2項に基づく業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。
- (4) また、反社会的勢力であることを認識しながら組織的に資金提供や不適切な取引関

係を反復・継続するなど、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに対しては、法第 124 条の 2 に基づく厳正な処分について検討するものとする。

Ⅱ－１－６ 個人情報保護対応

Ⅱ－１－６－１ 意義

組合においては、その取り扱う個人情報も多く、個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）による社会的影響はもとより、組合経営に対する影響も大きいことから、個人情報取扱事業者として各事業の遂行に当たって遵守すべき法令等の規定並びに個人情報保護法及び保護法ガイドラインはもとより、他の分野に関するガイドラインを遵守する必要がある。

また、個人情報取扱事業者でない組合等についても、個人情報保護法の理念を踏まえ、各種ガイドラインの遵守に努めるよう指導する。

なお、信用事業実施組合については信用事業における監督指針Ⅱ－３－２－３、共済事業実施組合については共済事業向け監督指針Ⅱ－３－７についても参照する。

Ⅱ－１－６－２ 主な着眼点

個人情報保護の対応については、保護法ガイドラインや他の分野に関するガイドラインに基づき検証するが、例えば以下の着眼点が挙げられる。

- (1) 個人データの漏えい等の防止その他個人データの安全管理のための必要かつ適切な措置が講じられているか。
特に、個人データの取扱責任者の設置及び責任の明確化などにより、組織体制が整備されているか。
- (2) 職員に個人データを取り扱わせるに当たって、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行っているか。
- (3) 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行っているか。
- (4) 個人情報を取得した場合には、その利用目的を本人に通知又は公表しているか。

Ⅱ－１－６－３ 監督手法・対応

(1) 行政庁への報告

① 個人データの漏えい等に係る報告

組合は、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）等の規定、保護法等ガイドライン及び関連通知等により、個人データの漏えい等であって個人の権利利益を害するおそれがあるもの（①要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、③不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、④個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態）が生じたときは、速やかに農林水産大臣（都道府県の

所管する組合にあっては、都道府県知事）に報告することとされているが、都道府県知事が当該報告を受けた場合は、直ちに水産庁長官宛て報告（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長を経由して報告）することとする。

なお、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 38 条第 1 項の規定により、都道府県知事が個人情報保護法第 143 条第 1 項に規定する検査等事務を行った場合における個人情報の保護に関する法律施行令第 38 条第 3 項に基づく個人情報保護委員会への報告は、水産経営課を経由して行うものとする。

② 特定個人情報の漏えい等に係る報告

組合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 29 条の 4 第 1 項及び第 2 項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）等の規定、保護法等ガイドライン及び関連通知等により、特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいもの（①不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、②不正の目的をもって、特定個人情報が利用・提供され、又は利用・提供されたおそれがある事態、③漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報に係る本人の数が百人を超える事態等）が生じたときは、速やかに個人情報保護委員会に報告することとされている。

また、上記にかかわらず、特定個人情報の漏えい等が生じたときは、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の規定により、個人情報保護委員会に報告するよう努めることとされている。

組合が個人情報保護委員会にこれらの報告を行った場合には、速やかに農林水産大臣（都道府県の所管する組合にあっては、都道府県知事）に情報提供するよう要請することとともに、都道府県知事が当該情報提供を受けた場合は、毎月分を取りまとめの上、翌月 20 日までに水産庁長官宛て報告（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長を経由して報告）するものとする。

（関連通知等）

- ・ 「事業所管大臣への権限の委任等について」（令和 5 年 3 月 2 日付け個情第 334 号個人情報保護委員会委員長通知）
- ・ 「個人情報保護委員会の報告徴収等に係る権限が農林水産大臣に委任されている業種等に従事する個人情報取扱事業者において個人データの漏えい等事案が発生した場合の対応要領」（平成 29 年 5 月 25 日付け 29 広第 66 号大臣官房広報評価課長通知）

③ 信用事業及び共済事業における個人情報の漏えい等に係る報告

上記①及び②に加え、信用事業実施組合及び共済事業実施組合は、信用事業命令第 12 条の 2 の 2 又は施行規則第 20 条の 6 の 2 により、信用事業又は共済事業において、個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた

ときは、その旨を行政庁に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならないとされているが、都道府県知事が当該報告を受けた場合は、毎月分を取りまとめの上、翌月 20 日までに水産庁長官宛て報告（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長を経由して報告）するものとする。

（２）組合に対する措置

個人情報保護態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて、個人情報保護法に基づき、個人情報保護委員会から委任された、個人情報の取扱いについての報告徴収及び立入検査を行うものとする。

Ⅱ－１－７ 組合員に対する説明態勢等の整備

Ⅱ－１－７－１ 意義

組合はその事業を通じて組合員に最大の奉仕をすることを目的として、組合員の意思決定に基づき運営されるものである。このため、可能な限り組合員の意思が組合の経営に反映されるよう、組合員に対して必要な情報を提供する必要がある、そのための態勢を確立し適切に運営していくことが求められる。

また、組合員からの相談・苦情（以下「苦情等」という。）への迅速・公平かつ適切な対処も、組合員に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つであり、組合員の信頼性を確保するため重要なものである。組合は組合員から申出があった苦情等に対し、自ら迅速・公平かつ適切に対処すべく内部管理態勢を整備する必要がある。

Ⅱ－１－７－２ 主な着眼点

（１）組合員に対する必要な情報の提供

- ① 組合員に対して説明等を行う際には、総会での説明等にとどまらず、生産部会などの組合員組織などを活用して、組合の事業計画及び事業方針を説明するとともに、対象となる組合員に対し、組合と取引を行うに当たっての契約書締結の要否及び契約の内容を分かりやすく提供等をするを促すものとする。
- ② 上記情報の提供等を行うため、以下のような取組を促すこととする。
 - ア 組合員に対する情報提供に関し、経営管理委員会及び理事会が適切に取り組んでいるか。
 - イ 提供した情報について、組合員から照会があった場合に適切に対応しているか。また、その照会を記録して、情報提供方法等の見直し等に取り組んでいるか。
- ③ 信用事業又は共済事業を行う組合にあっては、適切な情報提供を通じて、組合員、取引先等の利害関係者の組合経営に対する信頼性を高める観点から部門別損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書について、自主的に当該組合のディスクロージャー誌に掲載するなどにより、情報開示することが望ましい。
- ④ 信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合においても、事業や財務の情報を自主的・積極的に開示することは、その内容の正確性・適切性が確保される限り、望ましいことに留意する。特に一般的に事業量の大きい連合会においては、その影響が広く会員及び会員の組合員に及ぶことから、事業の方針、事業及び財務の状況、連合会の事業のリスク特性に応じた有用な情報を積極的に開示することが望まし

い。

- ⑤ 部門別損益計算書の総会への提出に当たっては、組合員が組合運営の実態についての確に判断を下し、運営改善に積極的に参画できるよう、損益計算書と同様の内訳を明らかにしたり、支所・支店別、場所別、主要施設別等の収支明細を付することなどにより、一層の情報開示がなされることが望ましい。

また、この場合には、部門別の資産についての情報は、部門別に事業の利益を生み出すために使用された資源を明らかにするために有用であることから、部門別損益情報と併せて情報開示が促進されることが望ましい。

- ⑥ 組合の財務書類の開示に当たっては、組合の事業・財務に関する利用者の知識及び経験に応じた分かりやすいものとなるよう努めるとともに、ディスクロージャー誌を組合公式WEBサイト等を活用して開示するなど多様な利害関係者に対する情報提供が円滑に行われることが望ましい。

(2) 苦情等処理態勢の確立

組合員への説明態勢を補完する苦情等処理態勢が構築され機能しているかどうかは、組合員保護及び組合員の利便性の観点も含め、組合の健全かつ適切な業務運営の基本に関わることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。特に、以下の点に留意して態勢を整備することが望ましい。

- ① 組合の苦情等処理態勢が確立されているか。
- ② 担当者の配置等が適正なものとなっているか。
- ③ 窓口の充実、強化を図るための措置が講じられているか。
- ④ 組合員からの苦情等（不祥事件等につながるおそれのある問合せ等も含む。）については、その処理の手続を定めているか。
- ⑤ 組合員からの苦情等（不祥事件等につながるおそれのある問合せ等も含む。）は、処理の手続に従い事務部門及び関係業務部門と連携の上、速やかに処理を行っているか。
- ⑥ 組合員からの苦情等（不祥事件等につながるおそれのある問合せ等も含む。）の内容は、処理結果を含めて、記録簿等により記録・保存するとともに、定期的に事務部門、内部監査部門に報告しているか。
- ⑦ 経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに事務部門、内部監査部門へ報告するとともに、理事会に報告しているか。
- ⑧ 苦情内容について分析し、苦情発生原因を把握し、必要な改善を行っているか。
- ⑨ 「組合員からの苦情」の定義は明確に定められているか。

II-1-7-3 監督手法・対応

組合員への説明態勢及びそれを補完する苦情等処理機能が構築され機能しているかどうかは、組合員の利便性の観点も含め、組合の健全かつ適切な業務運営の基本にかかわることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。

検査の結果、不祥事件届出書等により、こうした内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合は、必要に応じヒアリングを行って検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば改善を促すこととする。

Ⅱ－２ 財務の健全性・透明性

Ⅱ－２－１ 自己資本基準を満たしていない組合に対する指導

Ⅱ－２－１－１ 意義

自己資本基準を満たしていない組合については、組合の財務の健全性を確保するための指導を行うとともに、必要な場合には、法第 123 条の 2 に基づく業務改善又は法第 124 条に基づき必要な措置を講じることで、早期是正を促していく必要がある。

Ⅱ－２－１－２ 監督手法・対応

オフサイトモニタリングや検査により、組合が施行令第 19 条（自己資本の基準）又は第 20 条（信用事業に係る経理の他の経理への資金運用の基準（以下「他部門運用基準」という。））に定める基準に達していない（他部門運用基準については基準を超過している）と認められる場合又は多額の投資計画があり同基準を下回る（他部門運用基準については基準を超過する）ことが事実と見込まれる場合は、以下により早期に基準に達するよう是正を促すものとする。

- (1) 施行令第 19 条又は第 20 条に定める基準に達しない組合（他部門運用基準については基準を超過している組合）又は基準を下回る（他部門運用基準については基準を超過する）ことが事実と見込まれる組合に対しては、直ちに改善又は投資抑制を指導する必要があるが、組合の財務状況や必要不可欠な固定資産投資の発生等を勘案した場合、計画的な改善努力を促す方が円滑かつ着実な実効を確保できる場合も考えられることから、こうした組合に対しては、法第 122 条第 1 項後段の規定に基づき、自己資本の増強等を内容とする改善計画の提出を求め、当該計画の実効性、妥当性を審査するとともに、その実行が図られるよう指導するものとする（改善計画の様式については、別紙様式 2 を参照）。
- (2) 上記（1）により提出を求めた組合に対しては、毎年度ヒアリングを実施し、その進捗状況の確認を行うものとする。
- (3) 上記（2）のヒアリング等を通じ、組合が改善計画の実践に意識的に取り組まず又は自主的な改善努力に委ねていては改善が図られないと認められる場合には、法第 123 条の 2 に基づく業務改善又は法第 124 条に基づき必要な措置をとるべき旨を命ずるものとする。

Ⅱ－３ 事業実施体制

水産業を巡る情勢が厳しさを増す中で、組合が法第 1 条の漁民及び水産加工業者の協同組織の経済的社会的地位の向上などの目的を果たすためには、地域水産業の振興に向けた事業方針を明確化し、適切な進捗管理の下で確実に事業実施を図ることが必要である。

平成 30 年改正法による漁業法の改正において、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとされ、漁場を適切かつ有効に活用する既存の漁業権者に優先的に免許が行われることとなり、漁業権者は都道府県知事に資源管理や漁場の活用状況の報告、ま

た、団体漁業権者は漁業生産力を発展させるための計画の作成・点検を行い、その実現に努めることとされるなど、漁協の役割はより重要性を増している。

このように漁協は沿岸漁場の資源管理や漁業調整等を行う公的な役割を担っていることから、漁協の組織体制や業務運営の適正化・透明化を図る必要がある。例えば、漁協における組合員の資格審査を適切かつ厳格に実施すること、また、漁協が組合員以外の者を含む関係者から金銭の徴収を行う場合に、その内容・用途や算定根拠について合理性・妥当性があり、その収納及び管理について透明性が確保されていることが重要である。

漁協の監督に当たっては、以上のことを踏まえ、漁協が漁業権者としての役割・責務を十分に果たしているかどうか、業務運営の適正化・透明化が図られているかどうかについて把握し、必要に応じて改善を促していくことが重要であり、漁業調整部局や水産振興部局など関係部局と緊密に連携して対応する必要がある。

また、組合員が多様化する中で、信用・共済事業に比べて事業が多岐にわたり、組合員ごとのニーズが異なる場合が多い経済事業については、組合員に対して適切な情報提供を行いながら、組合員が求める事業を実施することにより組合員から選択され、利用される組合となるよう努めることが重要である。

Ⅱ－３－１ 組合員に対する営漁指導

Ⅱ－３－１－１ 意義

漁協の行う営漁指導は、漁獲物の生産から販売に至るまでの魚種別・漁業形態別等の技術指導、漁業経営の指導、生産者組織の育成指導等を通し、漁業生産活動の活性化や漁協と組合員との結びつきの強化を図る基幹的なものである。

平成30年改正法による法及び漁業法の改正では、漁協に漁業所得の増大への最大限の配慮を求めるとともに、団体漁業権の管理主体として漁場の適切かつ有効な活用や漁業生産力の発展に努めなければならないこととされたところである。

組合員に対する営漁指導は、こうした漁協の役割を踏まえつつ、個別の地域の実情や組合員の状況に応じて展開されていくものであり、例えば以下の点に留意するものとする。

Ⅱ－３－１－２ 主な着眼点

(1) 営漁指導の取組方針の明確化

- ① 組合員に対する営漁指導の基本方針等が事業計画等において具体的な目標を伴った形で明確化されているか。また、その見直しが定期的に行われているか。
- ② 営漁指導の基本方針は漁業法第74条第2項の規定に基づく漁業生産力の発展に関する計画や組合員の所得向上のための生産物の付加価値向上の取組みに則したものとなっているか。
- ③ 営漁指導ごとに、対象となる組合員をできる限り明確化しているか。

(2) 実施体制

- ① 理事が、適切な営漁指導や意欲ある漁業者へ出向く活動の必要性を理解しているか。
- ② 適切な営漁指導や意欲ある漁業者へ出向く活動などが実施できるよう業務に精通した人材の配置や人材育成が行われているか。

(3) 人材の育成及び能力の向上

営漁技術の指導のみならず、販売先のニーズに応じて地域の生産者を取りまとめる能力など、地域の漁業生産拡大に資する人材育成策を策定し、実施しているか。

(4) 関連部門との連携

① 漁家の営漁活動を活性化していくため、信用、共済、購買、販売事業等との有機的な結びつきの下で、漁協の置かれた地域条件や漁業の形態等に応じて、購買面でのきめ細やかな対応や生産と販売の直結した指導が行われているか。

② 組合員の組合利用データを総合的に把握することなどを通じて、各組合員に対して、経営全般に対する支援や経営改善策などの提案を行える態勢となっているか。

(5) 営漁指導事業等におけるコスト管理の実施

漁業生産力の発展に関する計画や組合員の所得向上の実現に努めることが求められる中で、営漁指導を充実していくため、部門別経理の徹底と併せ、賦課金の適切な徴収等の財源対策が図られているか。

Ⅱ-3-1-3 監督手法・対応

上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を実施し、各組合の取組状況を把握し、問題が生じるおそれがある場合等には改善を促すものとする。

Ⅱ-3-2 購買事業

Ⅱ-3-2-1 意義

組合がその事業を通じて、組合員の漁業所得の拡大を図るためには、販売事業の強化に加えて、購買事業を通じた漁業生産資材の流通の合理化や品質の向上等による漁業生産コストの縮減や生産性の向上が必要である。購買事業の実施に当たっては、組合員の操業の状況や課題等を把握・分析した上で、例えば、共通して使用する資材の規格を統一化し、価格の低減を図る取組や組合員のニーズを反映した資材の開発・改良等の取組を検討・実施することが重要である。

これらの取組については、組合全体としてのサービス供給の効率性の維持・拡大に重要であること等について、組合員等に対して十分な説明を行いながら、その対応を強化することが重要である。

購買事業は、個別の地域の実情や組合員等の状況に応じて展開されていくものであるが、上記の観点から例えば以下の点に留意するものとする。

Ⅱ-3-2-2 主な着眼点

(1) 購買事業の収益改善

① 購買事業について、各事業別、事業所別などで収益の把握を行い、収益の改善に取り組む態勢が整備されているか。

② 恒常的に赤字となっており、今後とも収支改善が見込めない場合は、組合員の意向を適切に踏まえた上で、事業からの撤退を含めた抜本的な事業方式の見直しについて検討を行っているか。

(2) 購買事業に関する契約等

- ① 購買事業の実施に当たって、組合は組合員との間で明確な契約を締結しているか。
- ② 契約書その他において、組合が事業実施に必要な経費として控除する経費について、その内容、金額などが適切に明示されているか。
- ③ 組合が組合員に対して役務を提供していないにもかかわらず、手数料を収受していないか。

(3) 組合員に選択される多様なサービスの提供

- ① 組合員のニーズに即した購買品の開発を行う等、系統利用率の向上を図っているか。
- ② 大口利用者に対する対応の差別化などを行っている場合、その差別等について合理的な説明ができる内容となっているか。
- ③ 当該取組について、事業計画等に明確化するなど他の組合員などに対して十分な説明を行っているか。

(4) コスト縮減に向けた取組強化

- ① 組合において、例えば次に掲げる取組など、燃油、漁網などの漁業用資材のコスト縮減に向けた取組を積極的に行っているか。
 - ア 複数の調達先を比較して（価格及び品質等）、最も有利なところから調達
 - イ 他の業者（商系業者等）の価格動向の調査やその調査結果を踏まえた価格設定などの対応
 - ウ 組合における生産資材などの物流コストの検証や他の組合などとの連携による広域物流の実施
 - エ 他の組合などとの連携による、漁業用資材の販売、修理コストの引下げや修理サービスの向上
- ② 厳しい経営環境にある漁業者に対する低価格での資材提供に向け、系統間の物流の簡素化、地域での物流網の合理化、系統二段階への再編への取組等による物流コストの徹底した削減への取組が行われているか。
- ③ 石油類については、施設の統廃合を積極的に進める等、コスト削減へのより一層の取組が必要であり、また、その他一般資材についても、在庫管理の徹底を行うほか、不採算商品の取扱い廃止の検討が行われているか。
- ④ 在庫管理システムの検討等により、リスクの軽減及び管理経費の低減を図っているか。
- ⑤ コスト縮減に向け、具体的な縮減目標を設定した取組計画を作成し、進捗状況について点検するとともに、取組内容について定期的な見直しを行っているか。また、組合員に対して、当該計画やその進捗状況について周知しているか。

(5) 独占禁止法違反の排除

- ① 例えば、ある漁業用資材の使用に当たって、組合以外で購入した資材の利用を認めないなど、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たるおそれのある行為が行われていないか。また、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為が行われていないか。
- ② 水産庁が策定した「水産物・水産加工品の適正取引ガイドライン」（令和3年11月24日付け3水漁第1223号水産庁長官通知）について、組合の関係者への周知・

徹底が図られているか。

- ③ 組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合は、公正取引委員会に事前に相談するなど、違反が生じないように適切に対処しているか。

(6) 経済事業未収金の適切な管理に係る指導

- ① 取引品目、取引先等に応じて決済期間が適切に設定されているか。
- ② 組合員の経営能力に応じた与信取引、購買貯金積立等により代金の確実な回収に努めているか。また、貸出金等他の債権との名寄せを行うなど適切な与信先管理を行うとともに、未収金が期日までに回収できない場合にはその管理・回収が適切に行われているか。
- ③ 契約で遅延損害金を請求することができることとしている場合には、その額が法令に従い適正に定められるとともに、遅延損害金の請求、減免等が内部手続を経て適切に行われているか。

II-3-2-3 監督手法・対応

必要に応じて、上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を実施して各組合の取組状況を把握し、問題が生じるおそれがある場合等には改善を促すものとする。

II-3-3 販売事業

II-3-3-1 意義

販売事業は組合員の所得に直結する事業であり、中核的事业でもある中で、組合員等の漁業所得の増大を図るためには、従来の産地市場での競り等による販売だけでなく、様々な工夫を凝らした取組により付加価値向上を実現することが必要である。販売事業の実施に当たっては、生産段階から消費段階までの現状や課題を把握・分析した上で、組合員の所得向上を図る観点から、例えば、販路の拡大やブランド化、産地直売や地元の食堂等での食材提供等の取組や、自己買参権の取得、産地市場の統合等による産地市場での価格形成力強化等の取組を検討・実施することが重要である。

これらの取組については、組合全体としてのサービス供給の効率性の維持・拡大に重要であること等について、組合員等に対して十分な説明を行いながら、その対応を強化することが重要である。

販売事業は、個別の地域の実情や組合員等の状況に応じて展開されていくものであるが、上記の観点から例えば以下の点に留意するものとする。

II-3-3-2 主な着眼点

(1) 販売事業の収益改善

- ① 販売事業について、各事業別、事業所別などで収益の把握を行い、収益の改善に取り組む態勢が整備されているか。
- ② 恒常的に赤字となっており、今後とも収支改善が見込めない場合は、組合員等の意向を適切に踏まえた上で、事業からの撤退を含めた抜本的な事業方式の見直しについて検討を行っているか。
- ③ 売買差損、販売代金の回収等のリスク管理を適切に行うとともに、売り先の開拓

等販路を確保しているか。また、採算が悪化し、その回復が困難と見込まれる場合には、事業譲渡、撤退も含めた事業の見直し又は合併や他の組合との事業統合が検討されているか。

(2) 販売事業に関する契約等

- ① 販売事業の実施に当たって、組合は組合員等との間で明確な契約を締結しているか。
- ② 契約書その他において、組合が事業実施に必要な経費として控除する経費について、その内容、金額などが適切に明示されているか。
また、経費の控除は、経費の科目と用途が一致している、各組合員を公平に取り扱うなど、適切な方法により行われているか。
- ③ 組合が組合員等に対して役務を提供していないにもかかわらず、手数料を収受していないか。

(3) 組合員に選択される多様なサービスの提供

- ① 需給動向や消費者ニーズに対応した生産体制への転換を図り、計画生産・計画出荷を行っているか。
- ② 地区内の漁獲物等のブランド品の開発、産地直送販売等新たな事業展開を図っているか。
- ③ 買取販売を行う組合においては、リスク管理体制の確立を図るとともに、定期的買取販売の具体的内容を点検し、その適切な運営を確保しているか。
- ④ 大口利用者に対する対応の差別化などを行っている場合、その差別等について合理的な説明ができる内容となっているか。
- ⑤ 当該取組について、事業計画等に明確化するなど他の組合員等などに対して十分な説明を行っているか。
- ⑥ 漁連は、漁協と連携して、生産不振や価格低落の防止並びに取扱量及び取扱金額の安定化への取組を行っているか。

(4) 産地における価格形成力の強化及びコスト縮減に向けた取組

- ① 市場業務を行う組合においては、産地市場の集約・統合や自己買参権の取得の取組は産地市場における価格形成力の強化に有効であることを組合の役職員は認識し、産地市場の集約・統合等市場販売事業のコスト削減の徹底等による一層の効率化、安定的な販路の確保と組合による買参権の取得に併せて、新規の買受人を積極的に参画させること等による市場機能の強化・活性化に努めているか。
- ② コスト縮減に向け、具体的な縮減目標を設定した取組計画を作成し、進捗状況について点検するとともに、取組内容について定期的な見直しを行っているか。また、組合員等に対して、当該計画やその進捗状況について周知しているか。

(5) 独占禁止法違反の排除

- ① 例えば、組合員に対して漁協以外に出荷することを制限し、漁協を利用しないことを理由として他の事業の利用を制限することなど、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たるおそれのある行為が行われていないか。また、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為が行われていないか。
- ② 水産庁が策定した「水産物・水産加工品の適正取引ガイドライン」について、組

合の関係者への周知・徹底が図られているか。

- ③ 組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合は、公正取引委員会に事前に相談するなど、違反が生じないように適切に対処しているか。

(6) 経済事業未収金の適切な管理に係る指導

- ① 取引品目、取引先等に応じて決済期間が適切に設定されているか。
- ② 貸出金等他の債権との名寄せを行うなど適切な与信先管理を行うとともに、未収金が期日までに回収できない場合にはその管理・回収が適切に行われているか。
- ③ 市場業務を行う組合は、販売代金の固定化を来さぬよう仲買人を厳選し、仲買人組合の結成による共同責任制等を考慮するとともに、固定化の防止と回収に努めているか。
- ④ 契約で遅延損害金を請求することができることとしている場合には、その額が法令に従い適正に定められるとともに、遅延損害金の請求、減免等が内部手続を経て適切に行われているか。
- ⑤ 漁連は、漁協と連携しつつ漁業者の経営状況の把握や網入れ数等の生産と経営の指導の徹底、債権管理の適正化が図られているか。

(7) 食の安全の確保

- ① 食品事業者として、食の安全を確保するための衛生管理、品質管理に関する態勢やマニュアルの整備が行われているか。
- ② 不適正な食品表示が行われないよう、各事業部門における適正な食品表示の確保に向けた態勢が整備されているか（食品表示のチェックリストの整備、点検態勢の整備等）。

II-3-3-3 監督手法・対応

必要に応じて、上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を実施して各組合の取組状況を把握し、問題が生じるおそれがある場合等には改善を促すものとする。

II-3-4 製氷冷凍冷蔵事業、加工事業

II-3-4-1 意義

製氷冷凍冷蔵事業、加工事業は、組合員の漁業活動又は漁協の他事業と密接に関連して機能している事業であり、事業運営に当たっては、地域の漁業動向や他事業の展開に合わせた事業推進に努める必要があることから、例えば以下の点に留意するものとする。

II-3-4-2 主な着眼点

(1) 製氷冷凍冷蔵事業、加工事業の収益改善

- ① 製氷冷凍冷蔵事業、加工事業について、各事業別、事業所別などで収益の把握を行い、収益の改善に取り組む態勢が整備されているか。
- ② 特に恒常的に赤字となっている事業で、今後とも収支改善が見込めない事業については、組合員の意向を適切に踏まえた上で、事業からの撤退を含めた抜本的な事業方式の見直しについて検討を行っているか。

(2) 製氷冷凍冷蔵事業、加工事業に関する契約等

- ① 製氷冷凍冷蔵事業、加工事業の実施に当たって、組合は組合員との間で明確な契約を締結しているか。
- ② 契約書その他において、組合が事業実施に必要な経費として控除する経費について、その内容、金額などが適切に明示されているか。
また、経費の控除は、経費の科目と用途が一致している、各組合員を公平に取り扱うなど、適切な方法により行われているか。
- ③ 組合が組合員に対して役務を提供していないにもかかわらず、手数料を收受していないか。

(3) 組合員に選択される多様なサービスの提供

- ① 需給動向や消費者ニーズに対応した生産体制への転換を図り、計画生産・計画出荷を行っているか。
- ② 大口利用者に対する対応の差別化などを行っている場合、その差別等について合理的な説明ができる内容となっているか。
- ③ 当該取組について、事業計画等に明確化するなど他の組合員などに対して十分な説明を行っているか。

(4) コスト縮減に向けた取組強化

- ① 製氷冷凍冷蔵事業については、組合員の利用度の増大、稼働率の向上によるコストの低減が図られているか。
- ② 施設の新増設に当たっては、立地条件、利用量等を検討して過大投資、経営不振の原因をつくることのないようにしているか。
- ③ 一部地区の要望を尊重するあまり不採算部門を放置していないか。

(5) 食の安全の確保

- ① 加工事業においては、食品事業者として、食の安全を確保するための衛生管理、品質管理に関する態勢やマニュアルの整備が行われているか。
- ② 加工事業においては、不適正な食品表示が行われないよう、各事業部門における適正な食品表示の確保に向けた態勢が整備されているか（食品表示のチェックリストの整備、点検態勢の整備等）。

II-3-4-3 監督手法・対応

必要に応じて、上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を実施して各組合の取組状況を把握し、問題が生じるおそれがある場合等には改善を促すものとする。

II-3-5 漁業自営事業

II-3-5-1 意義

漁業自営事業は、漁業の調整、漁場の総合利用及び漁利の分配との関連において、地域労働力の有効活用、漁業生産の安定、また、漁業技術の発展・高度化への対応等に寄与していく方法の一つとして重要な事業である反面、この事業の成否が漁協経営全体に深刻な影響を与えている場合も少なくなく、かつ、資源や魚価の変動によるリスクが極めて高い事業でもあることから、その取組に当たっては、適切な事業計画の作成、機動的な事業実施体制の確保、組合員への説明責任の徹底等堅実な対応を図る必要がある。

このため、例えば以下の点につき留意するものとする。

II-3-5-2 主な着眼点

- (1) 漁業自営事業の実施に必要な定款変更を行うための総会(総代会)の議決に際して、法第50条の2の規定の趣旨を踏まえ、役員が組合員に対して当該事業の事業計画や収支計画等を1件ごとに具体的に説明し、慎重かつ丁寧に審議した上で採決されているか。
- (2) 組合員の総意の下での安定的な事業運営を確保するとの観点から、自営事業に関する事業計画及び事業実績について毎年度総会に付議し、組合員の意思の反映が十分に図られているか。
- (3) 事業の実施に当たっては他の事業に悪影響を及ぼさないよう、漁業共済に加入するなどの措置がなされているか。
- (4) 漁業種類別、統別などで収益の把握を行い、収益の改善に取り組む態勢が整備されているか。特に恒常的に赤字となっており、今後とも収支改善が見込めない場合は、組合員の意向を適切に踏まえた上で、事業からの撤退を含めた抜本的な事業の見直しについて検討を行っているか。
- (5) 自営漁業を共同の経営で実施している漁協については、相手方にのみ経営を任せていないか。また、事業計画書等十分に検討し経営に実質的に参加し、適切な経営管理に努めているか。
- (6) 組合員による漁協の事業利用の妨げとならないよう、漁協の漁業自営事業の実施に伴う共同利用施設の利用、水産物等の販売等が組合員よりも不当に有利な条件で行わないようにしているか。

II-3-5-3 監督手法・対応

漁協の漁業自営事業が組合員の漁業経営や組合員の漁協の事業利用の妨げとなっている場合などには、原因及び改善策等についてヒアリングを行い、複数年にわたって取組が改善されていない場合など必要な場合には、法第122条第1項に基づき報告徴求命令を発出し、報告を求めるとともに改善を促すものとする。

II-3-6 海面及び内水面の利用に係る金銭の徴収等について

II-3-6-1 意義

漁協及び漁連(以下「漁協等」という。)は漁業者の協同組織として、組合員のための経済事業等を行うだけでなく、漁業法に基づき団体漁業権の免許を受け、沿岸漁場及び内水面(以下「沿岸漁場等」という。)の資源管理や漁業調整を行うとともに、沿岸漁場等における水産動植物の生育環境の保全、漁場の監視などの漁場管理等のための活動を実施するなど、公的な役割を担っている。

漁協等では漁業権の管理や沿岸漁場等の保全など海面及び内水面の利用にかかる金銭を組合員や組合員以外の者から徴収しており、これらの金銭の徴収に当たっては、合理性・妥当性・公平性・透明性を確保することが重要となっている。

Ⅱ－３－６－２ 主な着眼点

(1) 組合員からの金銭徴収

- ① 漁業権行使料は、団体漁業権の免許を受けた漁協等が、漁業権を行使する組合員に対し、漁業権行使規則に基づき、漁業権の管理に必要な経費として徴収することができるものであり、「海面利用制度等に関するガイドライン」（令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知。以下「海面利用ガイドライン」という。）第6の1から3までを踏まえた料金徴収が行われているか。
- ② 漁協等では漁場環境維持や漁場監視等の取組を行う場合に発生する一定の経費について、組合員に対して応分の負担を求める場合がある。当該経費の徴収に当たっては海面利用ガイドライン第6の4を踏まえたものとなっているか。
- ③ 漁業権行使料を徴収する組合員に対し、漁業権の行使と併せて組合の事業の利用を強制するなど、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たるおそれのある行為が行われていないか。

(2) 組合員以外からの金銭徴収

- ① 漁協等は地元の漁業者が組織する団体であり、漁業種類間や他の海面利用との間での調整を行っていることから、組合員以外の海面利用者等から(1)②の取組に必要な費用を協力金等の科目で徴収している実態がある。当該経費の徴収に当たっては海面利用ガイドライン第6の4を踏まえたものとなっているか。
- ② ①により徴収した金銭のうち漁場管理等（繁殖保護及び資源管理を含む。）に係るもの（(3)の①を除く。）は、漁協等の会計上、指導事業の収入として計上することが適当であり、業務報告書附属明細書の指導事業収支の「漁場管理等受入金」に計上されているか。この場合、収支に関する証憑を保存し当該金銭が徴収目的に合った用途に供されていることを説明する態勢が構築されているか留意する。
- ③ ②に該当しない金銭については、事業外収益に計上することとなるが、この場合は「雑収益」の科目を使用するのではなく、受入趣旨に合致する適切な科目に計上されているか。

(3) 沿岸漁場管理（内水面漁協を除く。）

- ① 漁協等が漁業法第109条第1項に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法第60条第8項に規定する保全活動を行う場合に、組合員以外の受益者から徴収する経費については、漁業法に基づく保全活動の経費として、附属明細書の指導事業収支の「保全活動負担金」に計上しているか。
なお、組合員から徴収する保全活動の経費については実際に徴収した科目に従って収入計上するものとし、保全活動負担金として徴収・計上する必要はない。
- ② 漁場の保全活動を①によらず、漁協等の自主的な活動として実施する場合に組合員以外の受益者から徴収する費用は(2)②と同様に指導事業収支の「漁場管理等受入金」に計上しているか。また、費用の徴収に当たっては海面利用ガイドライン第6の4を踏まえたものとなっているか。

Ⅱ－３－６－３ 監督手法・対応

上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を実施して組合の取組状況を把握し、問題が生じ

るおそれがある場合等には改善を促すものとする。

また、海面等の利用に係る金銭徴収については常例検査の対象にするとともに、漁業調整部局や水産振興部局など関係部局と緊密に連携してその合理性等について検証の上、必要な改善を促すものとする。

Ⅱ－４ 組合員及び漁村地域等への貢献

Ⅱ－４－１ 意義

- (1) 水産基本法において、水産業団体は、水産業及びこれに関連する活動を行うに当たり、水産物の安定供給の確保、水産業の健全な発展といった基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めることとされている。
- (2) 特に、組合は、水産物の販売や漁業生産資材の供給等の水産業に直接関連する事業のみならず、信用事業、共済事業など幅広く行う漁村地域における主要な構成員であり、事業者としての役割にとどまらず、行政や他の事業団体との連携の下で、情報面、人材面でも積極的に漁村地域での貢献の役割を果たしていくことが期待される。
- (3) 漁村地域への貢献は、組合が自発的に行うものであるが、組合の業務が特定の地域に密着したものであり、当該地域の漁業者の多くが組合員として参加していることを踏まえれば、漁村地域への貢献の在り方が組合員へのサービスの向上のほか、組合の収益力や財務の健全性に影響を与える可能性がある。このため、行政庁は、漁村地域への貢献といった観点から組合に期待される役割の発揮に向けた取り組み状況を見ていくことが重要である。

Ⅱ－４－２ 主な着眼点

組合が業務を行うに当たり漁村地域への貢献に対する基本的な方針を明らかにしているか。また、その基本方針及び基本方針に沿った活動内容について適時に組合員に情報提供する態勢が整備されているか。

漁村地域への貢献が、組合の収益や財務の健全性に与える影響について、コストの負担額、組合員の評価等を踏まえ検討しているか。

Ⅱ－４－３ 監督手法・対応

Ⅲ－１－１（２）②に規定する総合的なヒアリングや経営者層からのヒアリングの機会を活用し、上記の着眼点を踏まえたヒアリングを必要に応じて実施し、組合の態勢整備について説明を求めるとともに、取組状況を把握し、必要に応じて積極的な対応を促すものとする。

Ⅲ 組合の監督の事務処理上の留意点

Ⅲ－１ 監督事務の流れ

Ⅲ－１－１ オフサイト・モニタリング

- (1) 検査と検査の間においても組合の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、組合の決算に係るヒアリング又は提出された業務報告書等により組合の経営状況を把握する。また、組合から提出のあった各

種情報を迅速かつ効率的に分析し、分析結果の組合への還元及びヒアリングなどを通じ、経営の健全性の確保に向けた自主的な取組を促すものとする。

(2) 信用事業又は共済事業を行う組合に対するオフサイト・モニタリング

信用事業又は共済事業を行う組合においては、財務の健全性をはじめ事業の健全な運営の確保が強く求められることから、以下の定期的なヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理について検証し、その向上に向けた取組等を促すこととする。

① 定期的なヒアリング

ア 総合的なヒアリング

総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、経営管理委員会、理事会、監事・監事会の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。

イ トップヒアリング

トップヒアリングにおいて、組合の経営者に対し、経営戦略及び経営方針等につきヒアリングを行うものとする。

ウ 内部監査ヒアリング等

内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、組合の内部監査部門に対し、内部監査の体制、内部監査の実施状況及び問題点の是正状況等についてヒアリングを実施することとする。また、特に必要があると認められる場合には、組合の監事に対してもヒアリングを実施することとする。

② 通常の監督事務を通じた経営管理体制の検証

①のアからウまでに掲げるヒアリングに加え、毎年度の組合の業務報告書、ディスクロージャー誌の情報の蓄積及び分析を通じて、経営の健全性の状況を常時把握することとする。また、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件等の報告、早期指導などの通常の監督事務を通じて、経営管理の有効性について検証することとする。

③ モニタリング結果の記録

モニタリングの結果、事業年度途中において特筆すべき事項が生じた場合は、その都度記録を更新することとする。

④ 監督上の対応

経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、ヒアリングを行い、必要な場合には法第122条第1項に基づく報告徴求命令を発出し、報告又は資料の提出を命ずることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があり、自主的な改善に委ねたのでは組合の事業運営に支障を来すと認められる場合には、法第123条の2に基づく業務改善命令又は法第124条第1項に基づく必要措置命令を発出するものとする。

(3) 信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合に対するオフサイト・モニタリング

信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合については、その事業内容や規模に応じて必要なヒアリングを行うものとする。また、定期的な面談などを通じて組合との日常的なコミュニケーションを確保するとともに、上記(2)の②及び③により、必要な検証及び記録を行うこととする。

特に、組合から業務報告書が提出されない場合には、このこと自体が法に違反するものであるが、加えて、当該組合が他の法令違反や事業停止の状態となっているおそれもあることから、速やかに組合と連絡を取って状況を確認し、必要な場合には法第122条第1項に基く報告の徴収を行うとともに当該組合に対し、是正を促すものとする。また、当該組合の自主的な改善に委ねたのでは着実な是正が図られず、その組合員等に不測の損害を与えるおそれがある場合には、法第124条第1項に基づく措置命令を発出するものとする。

(4) 定期的な意見交換の実施

国は、組合の監督行政庁である都道府県との間で、管内組合に対する指導上の課題及び指導方針、法令等に違反する行為を行った又は法令等に違反する状態にある組合に対する指導の経過及び改善状況、検査における指摘事項及びその改善状況等についての意見交換を実施する。

Ⅲ－１－２ 検査部局との連携

組合等及びその子会社（信用事業を行う連合会及びその子会社を除く。）に対する検査と監督事務との連携を以下のとおり行うものとする。

Ⅲ－１－２－１ 本検査着手前

本検査着手に当たって、監督部局は、検査責任者に対し、組合等の現状について、以下の説明を行うものとする。

- (1) 前回検査から当該時点までの当該組合等の主な動き（増資、役員の変替等）
- (2) オフサイト・モニタリングに関する分析結果（直近決算の分析結果を含む。）
- (3) トップ面談、監督部局のヒアリングの結果
- (4) 監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況
- (5) 監督部局として検査で重視すべきと考える点
- (6) その他（不祥事件等報告等）

Ⅲ－１－２－２ 検査終了後

監督部局は、検査指摘内容の把握と監督事務の円滑な実施を図るため、農林水産省協同組合等検査基本要綱（平成23年9月1日付け23検査第1号農林水産大臣官房検査部長通知）第10の1に基づき検査終了後に実施する検査報告会に必ず出席するものとする。

Ⅲ－１－２－３ 報告命令の発出等

- (1) 監督部局は、検査書の交付後速やかに、組合等に対し、当該検査書における指摘事項のうち必要と認めるものについての事実確認、発生原因分析、改善策、その他を取りまとめた報告書を1ヶ月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第122条第1項に基づき求めるものとする（様式については、別紙様式3を参照。）。
- (2) 上記報告書が提出された段階で、必要に応じて組合等からヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、検査担当部署とも密な連携を図るものとし、検査責

任者又はこれに準ずる者及び検査書の審査を担当した者又はこれに準ずる者の出席を原則として確保するものとする。

- (3) 検査結果及び法第 122 条第 1 項に基づいて得られた報告書の内容等により、法令等遵守態勢又はリスク管理態勢の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第 122 条第 1 項に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。また、自主的な改善努力に委ねたのでは当該組合等の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合には、法第 123 条の 2 に基づく業務改善を求めるものとする。

なお、検査結果及び法第 122 条第 1 項に基づく報告書の内容等により、組合等（子会社を除く）の業務又は会計に法令、定款又は法令に基づく行政処分などに違反する事項を認めるときは、法第 124 条第 1 項に基づき必要な措置を採るべき旨を命ずるものとする。

- (4) 上記（1）又は（3）に基づく命令により報告書が提出された場合及び法第 123 条の 2 又は法第 124 条第 1 項に基づく命令又は指示を発した場合は、監督部局である水産経営課から検査担当部局である大臣官房検査・監察部に報告するものとする。

Ⅲ－１－３ 組合に対する苦情等

Ⅲ－１－３－１ 苦情・相談等を受けた場合の対応

組合等に関する苦情・相談等を受けた場合、申出の内容に応じて、申出人に対し次のように対応する。

- (1) 申出の内容が、公益通報又は公益通報に該当する可能性のある場合

当該申出が、組合等の使用人からのものであって、その内容が、当該使用人の労務提供先で行われた違法行為や法令に基づく処分への違反行為であるため、公益通報（公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定義される公益通報をいう。）又は公益通報に該当する可能性のある場合は、「農林水産省公益通報に関するガイドライン」（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 消安第 13896 号消費・安全局長通知）に沿って対応するものとする。

- (2) 申出の内容が、組合等との個別の契約に関するものの場合

当該申出の内容が、申出人と組合等との個別の契約に関するもの場合は、行政庁は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び法令等に基づき組合等の健全性等を確保することが職務であることを明確に説明し、必要に応じ、当該組合等及び漁協系統の苦情・相談窓口を紹介するものとする。

なお、信用事業に関する苦情に関しては、信用事業における監督指針の「Ⅲ－２－１ 相談・苦情等を受けた場合の対応」により、共済事業に関する苦情に関しては、共済事業向け監督指針の「Ⅲ－１－４ 組合に関する苦情・情報提供等」により適切に対応するものとする。

- (3) 申出の内容が、違法行為、不当行為又はこれらに当たるおそれのある行為である場合

当該申出の内容が、違法行為、不当行為又はこれらに当たるおそれのある行為である場合（上記（1）、（2）に該当する場合を除く。）は、次のように対応するもの

とする。

- ① 当該申出が、その内容についての処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下本項において同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下本項において同じ。）をする権限を有する組合等の監督部局に対してされた場合は、内容を精査の上、必要な調査を行う。調査の実施に当たっては、当該申出人の秘密を守るため、当該申出人が特定されないよう十分配慮する。

調査の結果、申出の事実がある場合は、法令等に基づく措置その他適切な措置をとる。なお、申出内容が他の部局又は行政機関に係る事案については、その経過記録や調査結果を当該他の部局又は行政機関に提供する。

- ② 当該申出が、その内容についての処分又は勧告等をする権限を有しない部局に対してされた場合は、申出人に対し、当該申出についての処分又は勧告等をする権限を有する他の部局又は行政機関を遅滞なく教示する。

ただし、当該通報が匿名の者からされた場合など、当該通報者の連絡先が不明である場合にはこの限りではない。

また、必要に応じ、その申出内容を当該他の部局又は行政機関に連絡するとともに、その後の申出人からの問い合わせ状況及び当該他の部局等による申出内容への対応状況についての情報の共有を図ることとする。

Ⅲ－１－４ 法解釈への照会

Ⅲ－１－４－１ 照会を受ける内容の範囲

法令等その他執行権限を有する法令等に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むとともに、当該照会を関係部局に回付するものとする。

Ⅲ－１－４－２ 照会に対する回答方法

- (1) 本監督指針、連絡文書、審議会等の答申・報告、法の解説書等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。
- (2) 回答に当たって判断がつかないもの等については、水産経営課と電子メール等により協議するものとする。
- (3) 水産経営課は、照会の内容又はこれに対する回答の内容が法令の解釈等広く一般に知らしめる必要のある先例としての価値を有すると判断した場合には、（沖縄県の場合には沖縄総合事務局を通じて）書面による回答を行い、当該回答書面を関係部局に配付するものとする。

Ⅲ－２ 法令等に係る事務処理上の留意事項

Ⅲ－２－１ 組合の組織

Ⅲ－２－１－１ 組合の設立、定款変更及び解散

組合等の設立、定款変更及び解散の認可に係る手続は、以下によるものとする。

Ⅲ－２－１－１－１ 申請書類

組合等の設立、定款変更及び解散の認可に係る申請書の受理に当たっては、法第 63 条第 2 項（法第 68 条第 3 項において準用する場合を含む。）において申請者に対して設立等に関する報告書を要求できるとされていることに基づき、法第 63 条第 1 項において提出を求めている定款及び事業計画書を含め、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる報告書（定款や事業計画書等の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めるものとする。

（1）設立に係る認可申請書類

- ① 設立認可申請書（様式については、別紙様式 4 を参照。）
- ② 理由書
- ③ 定款
- ④ 事業計画書
- ⑤ 設立経過報告書
- ⑥ 法第 59 条に規定する発起人会の開催に関する書類（発起人名簿及び発起人会の開催を証する書類）
- ⑦ 法第 60 条に規定する設立準備会の開催手続に関する書類（設立目論見書、設立準備会公告の写し）
- ⑧ 法第 61 条に規定する設立準備会の開催に関する書類（定款作成委員名簿、設立準備会の議事録の写し）
- ⑨ 法第 62 条に規定する創立総会の開催に関する書類（創立総会の開催公告の写し、創立総会の議事録（謄本））
- ⑩ その他必要な書類（組合員たる資格を有する者の設立同意書綴り、役員就任承諾書の写し等）

（2）定款変更に係る認可申請書類

- ① 定款変更認可申請書（様式については、別紙様式 5 を参照。）
- ② 理由書
- ③ 定款変更条文新旧対照表
- ④ 定款全文（現行のもの）
- ⑤ 定款変更の議決をした総会又は総代会（以下「総会等」という。）の議事録（謄本）
- ⑥ その他必要な書類（事業計画書、総会等招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

（3）定款変更に係る届出

- ① 定款変更届（様式については、別紙様式 6 を参照。）
- ② 理由書
- ③ 定款変更条文新旧対照表
- ④ 定款全文（現行のもの）
- ⑤ 定款変更の議決をした総会等の議事録（謄本）
- ⑥ その他必要な書類（総会等招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

（4）解散に係る認可申請書類

- ① 解散認可申請書（様式については、別紙様式 7 を参照。）

- ② 理由書
 - ③ 解散の議決をした総会等の議事録（謄本）
 - ④ 清算人名簿
 - ⑤ その他必要な書類（総会等招集通知の写し、理事会議事録の写し等）
- （５）法第 11 条第 1 項第 4 号又は第 12 号の事業を行う組合以外の組合の解散に係る届出書類
- ① 解散届（様式については、別紙様式 8 を参照。）
 - ② 施行規則第 209 条の 2 に規定する書類

Ⅲ－２－１－１－２ 審査要領（主な着眼点）

（１）設立に係る認可について

組合の設立に関し、法第 63 条第 1 項（設立）に基づき認可を行う場合は、次の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとする。

特に、次の①の基本的事項については、組合の業務の健全かつ適正な運営に大きく影響することを踏まえ、形式的要件のみの審査のみならず、提出された事業計画書等の内容を実質的に審査し、その妥当性について判断するものとする。また、この場合には、組合設立関係者等と十分協議するとともに、必要に応じ法第 63 条第 2 項に基づき、説明内容の裏付けとなるデータ等、設立に関する報告書の提出を求めるなど、当該組合が事業を行うために必要な経営的基礎を有しているか否かなどを十分調査・検討するものとする。

① 基本的事項

組合が行うことを予定している事業について、相応する経営的基礎を有しているか。この場合の経営的基礎として、信用事業又は共済事業を行う組合については、財産的基礎として法第 11 条の 4 の規定に基づく最低出資金額の要件を、人的基礎として法第 34 条第 3 項に基づく常勤理事の要件を、それぞれ満たしているか。また、信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合についても、財産的基礎として設立後に実施を予定している事業に必要な資金の調達方法を、人的基礎として事業を適正に実施する役職員体制を、それぞれ確保しているか。

② 形式的事項

- ア 申請書は正規な申請者から認可権者宛てに提出されているか。
- イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。
- ウ 定款は法第 32 条に規定する事項がすべて網羅されているか。
- エ 設立手続は法第 59 条から第 62 条まで等に照らし、適法に行われているか。

③ 定款の内容に関する事項

- ア 目的、事業等の基本的事項（総則）は、法第 1 条、第 4 条及び第 11 条等の規定に照らし適正か。
- イ 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。
- ウ 組合員に関する規定は、法第 18 条の規定の範囲となっているか。
- エ 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっている

か。

オ 役職員に関する規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。

カ 総会、総会の部会、総代会、経営管理委員会及び理事会に関する規定は、法第36条、第38条、第47条、第47条の3、第47条の4、第47条の5、第48条、第51条の2及び第52条等の規定に照らし、適法に行われるものとなっているか。

キ 会計に関する規定は、組合の適正かつ健全な運営の観点から適切なものとなっているか。

(2) 定款変更に係る認可について

組合の定款変更に関し、法第48条第2項（定款変更）に基づき認可を行う場合は、次の形式的事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、上記（1）に準じて慎重に審査するものとする。

（形式的事項）

ア 上記（1）の②のアからウまでに掲げる事項

イ 定款の変更手続は法第48条、第50条等に照らし、適法に行われているか。

(3) 解散に係る認可について

組合の解散に関し、法第68条第2項（解散）に基づき認可を行う場合は、次の形式的事項について適正な内容となっているかどうかを審査するものとする。

（形式的事項）

ア 上記（1）の②のア及びイに掲げる事項

イ 解散の手続は法第48条、第50条等に照らし、適法に行われているか。

Ⅲ－２－１－１－３ 留意事項

(1) 農林水産大臣の定める模範定款例との関係

① 認可申請のあった定款の内容が、法第32条第4項の規定に基づき農林水産大臣の定める模範定款例と同じ場合には、速やかに認可するものとする。

② 模範定款例と異なる定款を有する組合等の設立又は定款の変更の申請がなされた場合においては、模範定款例に比して、組合運営の健全性がより高まる場合には、速やかに認可することとし、そうでない場合には、当該組合等の実情に照らし合理性があるか、組合員の利益につながるかを厳正に審査するものとする。

(2) 役員を取扱等について

① 役員の実務執行体制について

組合は、合併の進展や組合による連合会の権利義務の包括承継によりその規模が拡大しており、また、組合員ニーズの多様化による事業範囲の拡大、業務内容の高度化等が進展している中で、組合員の負託に応え、健全に業務運営を行っていくためには、組合の役員が、組合のリスクの状況を適切に把握し、社会・経済環境の変化に対応しつつ業務執行を行う必要がある。

このためには、理事会による迅速な意思決定を可能とし、日常の業務執行に当たる理事の実務精通・職務専念に資する体制を構築することが重要である。また、法においては、組合員の意思を代表して業務の基本方針等の業務執行に関する重要事

項を決定する者である「経営管理委員」と、その職務に専念し日常的業務執行に当たる「理事」との役割を明確に区分する制度、いわゆる経営管理委員会制度が選択肢として用意されている。

このような趣旨を踏まえ、当面、次の要件に該当する漁協については、経営管理委員会制度の導入を促すこととする。

ア 法第 87 条第 1 項第 3 号の事業を行う連合会の権利義務を包括承継した組合

イ 理事数が多数であったり、常勤の理事が多数の兼職をしているなどにより、理事会の適時の開催や迅速な意思決定に支障が生じていると認められる組合

② 理事及び経営管理委員の定数に関する定款の審査について

ア 常勤理事数について

業務執行体制を強化する上で、職務に専念する常勤理事を増加させることは望ましいことから、組合の事業に関し専門的知識を有する者を登用するためなど業務執行が強化されることが明らかな場合には、定款変更を認可するものとする。

イ 非常勤理事数について

非常勤理事を増加させることは理事会の開催を困難なものとし、開催頻度が低下する可能性が高いので、好ましくないものと考えられる。このため、非常勤理事数を増加させようとする組合（県漁連又は信漁連の業務を承継した漁協及び都道府県の区域以上の区域を地区とする連合会に限る。）については、経営管理委員会制度を導入するよう指導するものとする。

ウ 経営管理委員数について

経営管理委員は、業務執行に漁業者等の意見を反映させることを主眼とするものであり、理事会のように頻繁に開催する必要もないことから、人数がある程度多くても差し支えないものと考えられる。

したがって、経営管理委員会制度導入に際して、経営管理委員会の委員の数が従来の非常勤理事数より多くなっても差し支えないものとする。

また、女性や青年漁業者等の担い手の声を反映させるため、これらの者の経営管理委員への就任が確実なものとなるよう、担い手枠等を設置するよう努めることとする。経営管理委員会制度の導入後、経営管理委員数を増加させようとする場合についても、基本的に定款変更を認可して差し支えないこととする。

③ 実務に精通した者等の役員への登用について

農林水産大臣の定める模範定款例においては、理事の資格要件として「組合の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものでなければならない。」という規定（フィット・アンド・プロパー規定）を盛り込んでいる。

これを受け、組合の定款にはこの規定が置かれていると考えられるが、実務に精通した者が理事に就任しているかどうかについては、Ⅱ-1-2-4-2の(3)の①のケ又は同(3)の②のクを踏まえて理事の選任議案の決定プロセス等を行政検査等でチェックし、不十分と認める組合には定款違反として指導を行うこととなる。

④ 販売担当の登用について

販売担当については、Ⅱ－１－２－４－２－（３）－③－カにおいて、漁協職員として販売事業を担当している者などの内部登用も可能としており、当該理事を置くために理事定数を増加させようとする場合については、基本的に定款変更を認可して差し支えないこととする。

Ⅲ－２－１－２ 資源管理規程の認可

（１）申請書類

法第 11 条の 3 第 1 項の規定に基づく資源管理規程の設定又は変更の認可申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

- ① 資源管理規程
- ② 資源管理規程の設定又は変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- ③ 関係組合員の同意を得たことを証する書面
- ④ 資源管理規程が、資源管理協定又は漁業権行使規則等が存する場合にあっては、当該資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書面
- ⑤ 資源管理規程の変更の場合にあっては、資源管理規程に記載された資源管理規程を変更し、又は廃止する場合の手続に従って行われたことを証する書面
- ⑥ その他行政庁が必要と認める事項を記載した書面（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）

（２）審査要領

資源管理規程の設定又は変更の認可を行う場合は、次の要件がすべて満たされているか慎重に審査するものとする。

- ① 法第 11 条の 3 第 2 項に規定する事項が資源管理規程に記載されていること。
- ② 設定組合は、水産資源の管理及び水産動植物の増殖の事業を行う組合に限られていること。
- ③ 組合員以外の漁業者等を一定の水面から排除するなど、不当に差別的でないこと。
- ④ 資源管理規程の内容が、漁業法、水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）、独占禁止法、都道府県漁業調整規則等、法律、政令、省令、条例又は規則を問わず、関係する法令に違反するものでないこと。
- ⑤ 海洋水産資源開発促進法（昭和 46 年法律第 60 号）第 13 条第 1 項に規定する資源管理協定又は漁業法第 105 条に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則が存する場合にあっては、これらに従った内容のものとなっていること。
- ⑥ 資源管理規程の対象となる漁業を営む組合員の 3 分の 2 以上の書面による同意を得ていること。

（３）留意事項

- ① 認可を受けた資源管理規程が、（２）の要件に該当しないと認められるときは、行政庁は認可を取り消すことができる（施行令第 3 条第 2 項）。
- ② 資源管理規程を廃止した場合には、当該廃止が資源管理規程に定める廃止の手続に従って行われたことを証する書面を添えて、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出

なければならない（施行令第3条第3項）。

- ③ 漁獲量の制限、漁船の隻数の縮減等需給又は価格の調整に結びつくおそれのある方法は、独占禁止法に違反するおそれがあるので留意する必要がある。
- ④ 行政庁は資源管理規程の認可に当たっては、総会（総代会）の議決と関係組合員の書面同意の要件を満たしていても、組合員数が少ない漁業種類の漁業者にとって不利な内容のものであること等その内容が不適切なものとならないよう十分な審査・指導を行うものとする。
- ⑤ 資源管理規程は組合内部の規定であって、組合員又は所属員以外の者に対しては何ら制約を及ぼさないものであること、資源管理規程の設定によって、漁業に関する新たな権利が生ずるものではなく、また、港湾法（昭和25年法律第218号）その他の法律による諸規制、事業の実施、海洋レクリエーション活動の振興その他の漁業以外の水面の利用を妨げるものではないこと、また、資源管理規程の認可を受けることによって、従来からの漁業を営む権利等のほか、新たな財産上の価値、評価を組合に帰属させるものではないことから、資源管理規程の適切な実施が行われるよう指導するものとする。

Ⅲ－２－１－３ 組合の合併（基本的な考え方）

漁協系統においては、事業基盤の強化を図ること等を目的として、合併構想を策定し、広域合併の推進に取り組んでいるところである。

合併認可申請に対する審査上の留意事項は次のとおりであるが、当該合併が都道府県内漁協合併構想の着実な実現に資するものとなっているか確認するほか、合併構想に基づく合併に参加していない漁協（以下「未合併漁協」という。）がある場合には、当該未合併漁協及び連合会に対し取組方針を明確にするよう確認すること等により、未合併漁協の早期解消を促すものとする。

平成30年改正法による漁業法の改正では、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとされ、漁場を適切かつ有効に活用する既存の漁業権者に優先的に免許が行われることとなり、漁業権者は都道府県知事に資源管理や漁場活用状況の報告、団体漁業権者は漁業生産力を発展させるための計画の作成・点検を行い、その実現に努めることとされるなど、漁協の役割はより重要性を増している。

このため、特に、恒常的に事業損失を計上している組合や、法定解散リスクの高い小規模組合（概ね正組合員数30人未満）、事業実施状況が低調である等の組合の目的に則した活動が行われていない組合、漁協職員の高齢化・減少の進行により事業運営に支障をきたすおそれがある組合については、合併、事業譲渡等に向けた取組みが急務であり、漁協系統と行政庁が連携して進めていく必要がある。

Ⅲ－２－１－３－１ 県域の取組について（県域の取組への指導）

漁協においては、事業基盤の強化を図ること等を目的として、合併構想を策定し、広域合併の推進に取り組んでいるところである。合併に当たっては、早期に合併効果が出現するとともに、組合員の要望に対応できる体制の構築が必要である。

（１）指導における留意事項

都道府県漁連等を中心に県域における組織の在り方について、次のような取組が行われているかを検証するものとする。

- ① 合併構想が作成されているか。
- ② 合併構想実現に向けた体制が構築されているか。
- ③ 合併構想実現のための行動計画（スケジュール）が作成されているか。
- ④ 合併構想実現のための取組が行われているか。
- ⑤ 合併構想の進捗管理を行うとともに必要に応じた見直しを行うこととなっているか。
- ⑥ 合併構想に参加しない漁協がある場合には、今後の取組方針が明確になっているか。
- ⑦ 万一の場合に県域の漁協及び連合会等と連携し、対応することを検討しているか。
- ⑧ 県域の漁協合併とともに、都道府県連合会の在り方について議論しているか。
- ⑨ 具体的な合併事案に対する支援体制ができているか。
- ⑩ 合併構想の作成から長期間経過している場合は、合併が進捗しない原因の究明、合併機運を盛り上げる具体的な方策、実施態勢の再構築等を含め、見直し等を検討しているか。

（２）合併の進捗状況等の把握

県域の合併構想が策定されている場合には、（１）の事項について、都道府県連合会からのヒアリング等により把握するものとする。

Ⅲ－２－１－３－２ 事業計画の樹立

（１）事業計画書の作成

組合は、合併により合併後の組合（合併後存続する組合又は合併によって設立する組合をいう。以下、Ⅲ－２－１－３－２において同じ。）が適正かつ能率的な事業経営を行うことができるよう、共同して、合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画（以下、Ⅲ－２－１－３－２において「事業計画書」という。）を立てるものとする。

（２）事業計画の作成の進め方（基本事項）

組合の合併は、基本的に合併しようとする組合の組合員及び役職員の総意が不可欠であるので、組合が合併後の経営に係る事業計画書を樹立するに当たっては、総会等において議決する前に集落座談会等を開催して組合員等にその趣旨及び内容を周知し、組合員等の意思の反映に努めるとともに、あらかじめ、系統組織、市町村等の意見を十分に聴き、合併に対する理解と協力を得ながら進めていくものとする。

（３）事業計画書の記載事項

事業計画書には、次の事項について記載するものとする。

- ① 合併の基本方針に関する事項
 - ア 合併しようとする組合の名称
 - イ 合併の目的
 - ウ 日程
 - エ 職員の引継、財産の評価及び整理

- オ 出資一口金額に対する持分調整
 - ② 合併後の組合の事業経営についての基本方針に関する事項
 - ア 地域漁業の振興に関する方針
 - イ 各事業の実施方針、重点及び改善事項
 - ウ 機構及び業務分掌等経営管理の改善強化
 - エ 増資、欠損補てん、財務の健全化等
 - オ 地区内漁業団体及び関係機関との連携
 - ③ 合併契約の基本となるべき事項
 - ア 合併の方法
 - イ 被合併組合の組合員に与える出資金又は交付金
 - ウ 財務確認日以降合併日までの間における財産の移動に対する処置
 - エ 設立委員の選出及び人数
 - オ 新定款又は定款変更の基本となるべき事項
 - ④ 施設の統合整備に関する事項
 - ア 施設の種類
 - イ 当該施設の統合整備の概要
 - ⑤ 合併後の組合と組合員との間における利用及び協力の強化方策
 - ア 組合員の意思を事業経営に表わす方法
 - イ 事業経営方針の組合員への徹底方法
 - ウ 組合員組織及び協力組織の育成強化
 - ⑥ 合併後組合の3か年事業計画（合併の日を含む事業年度以後3事業年度の事業計画）
 - ア 取扱品目、取扱数量、手数料率、利率等
 - イ 損益計画
 - ⑦ 固定した債権の償却に関する方策（別紙記載例を参照）
 - ア 基本的合意事項
 - イ 債権の譲渡等により合併前の組合で処理する固定した債権に関する事項
 - ウ 合併組合に引き継ぐ固定した債権に関する事項
 - エ 合併組合に引き継ぐ貸倒引当金等の総額
 - オ 固定した債権の償却等に関する計画不良債権の処理に関する方策
- (4) 事業計画書の留意事項
- ① 事業計画書の策定に当たっては、合併後の組合の自然的、経済的、社会的諸条件に照らして次のア及びイに掲げる事項等を十分検討するとともに、都道府県連合会の意見も聴いて、慎重に策定することが必要である。
 - ア 組合の地区及び規模についての判断に係る検討事項
 - a 経済的事情
 - 漁業生産の状況、水産物の集出荷その他流通市場の実情、漁業関係施設の設置状況等
 - b 社会的事情
 - 地方行政との関連、国及び地方公共団体が行う漁業関係施策との関連、地域

的社会的慣行等

c 地理的条件

地形及び地勢、交通事情等

イ 合併後の事業経営の在り方に係る検討事項

a 多様化する組合員のニーズを的確に把握するとともに主産地形成・販売力の向上・生産コストの引き下げ等により地域漁業振興の司令塔として十分な機能発揮ができるものであること。

b 組合員に対するサービスの向上に資するものであること。

c 消費流通構造の変化等、水産業をめぐる情勢の変化に対応し得る経営基盤を有しているものであること。

d 財務の基礎及び内容が強化され、かつ、健全化されるものであること。

e 管理費の節減、職員の合理的な配置、事務の改善その他組合経営の合理化及び効率化が図られるものであること。

- ② 合併しようとする組合は、事業計画書の議決を合併の議決を行う総会等において行うことは差し支えないが、この場合には、それぞれ個別議案として総会等に提出し議決を得る必要がある。

Ⅲ－２－１－３－３ 申請及び認可

(1) 申請書類

組合の合併の認可に係る申請書の受理に当たっては、信用事業を行う組合については、信用事業命令第 50 条の規定に基づき、次の書類の提出が義務付けられているが、それ以外の組合についても、法第 69 条第 3 項において準用する法第 63 条第 2 項の規定により申請者に対して合併に関する報告書を要求できるとされていることに基づき、次の書類の提出を求めることとする。

また、審査を行う上で必要となる報告書がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めることとする。

① 合併総会を行う組合に求める提出書類

ア 合併認可申請書（様式については、別紙様式 9 及び 10 を参照。）

イ 合併の理由書

ウ 合併を議決した総会等の議事録（謄本）

エ 合併契約書及び覚書（謄本）

オ 最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、合併をする組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表）

カ 法第 69 条第 4 項において準用する法第 53 条第 2 項に規定する手続（法第 53 条第 3 項の規定により、法第 126 条の 4 第 2 項の規定による公告を、官報のほか、法第 126 条の 4 第 2 項の規定による定款の定めに従い、同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、これらの公告）及び法第 54 条第 2 項に規定する手続を経たことを証する書面

キ 合併後存続する組合又は合併により設立される組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、

施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。)、組合員数(漁連、加工連及び共水連にあつては会員数)、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類

ク 新設合併の場合にあつては、法第 70 条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録(謄本)

ケ 合併経過を記載した書面

コ 施行規則第 210 条に掲げる書類(既に添付しているものは除く。)

サ その他必要な書類(総会等招集通知の写し、理事会議事録の写し等)

② 簡易合併で総会議決を経ない組合に求める提出書類

法第 69 条の 2 第 1 項の規定により合併後存続する組合が総会の議決を経ないで行う合併の認可に係る申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

ア 合併認可申請書(様式については、別紙様式 11 を参照。)

イ 合併の理由書

ウ 合併によって消滅する出資組合が合併を議決した総会等の議事録(謄本)

エ 合併後存続する出資組合が合併の方針を議決した理事会(法第 34 条の 2 第 4 項の組合にあつては経営管理委員会)の議事録(謄本)

オ 合併契約書及び覚書(謄本)

カ 最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表(最終事業年度がない場合にあつては、合併をする組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表)

キ 法第 69 条第 4 項において準用する法第 53 条第 2 項に規定する手続(法第 53 条第 3 項の規定により、法第 126 条の 4 第 2 項の規定による公告を、官報のほか、法第 126 条の 4 第 2 項の規定による定款の定めに従い、同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、これらの公告)及び法第 54 条第 2 項に規定する手続を経たことを証する書面

ク 合併後存続する出資組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書(合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。)、組合員数(漁連、加工連及び共水連にあつては会員数)、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類

ケ 合併経過を記載した書面

コ 合併により消滅する出資組合の総組合員(准組合員を除く。以下コ及びサにおいて同じ。)の数が合併後存続する出資組合の総組合員の数の 5 分の 1(これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えていないことを証する書面及び合併により消滅する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の 5 分の 1(これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えていないことを証する書面

サ 合併後存続する出資組合の総組合員の 6 分の 1 以上の組合員(准組合員を除

- く。)が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- シ 施行規則第 210 条の 2 に掲げる書類 (既に添付しているものは除く。)
- ス その他必要な書類 (総会等招集通知の写し、理事会の議事録の写しなど)

(2) 審査要領

組合の合併に関し、法第 69 条第 2 項に基づき認可を行う場合は、以下の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、合併が真に意義のあるものとなるよう審査するものとする。

① 基本的事項

- ア 組合員の意思反映が適正に行われたか。
- イ 組合員の日常的な活動に適切に対応した営漁活動や組合員との結びつきにも十分配慮したものであるか。
- ウ 関係機関や団体等との連携が図られているか。
- エ 合併後、組合が行うこととなる事業について、相応する経営的基礎を有しているか。
- オ 合併により事業・組織の健全性が損なわれる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。

② 形式的事項

- ア 申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。
- イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。
- ウ 定款は法第 32 条第 1 項に規定する事項がすべて網羅されているか。
- エ 決定手続は法第 50 条、第 69 条等に照らし適法になされているか。
- オ 合併契約は、施行令第 22 条の 2 第 1 項に規定する内容となっているか。
- カ 新設合併の場合は、法第 70 条等に規定する手続が適正になされているか。
- キ 合併によって消滅した組合に係る権利義務の承継が適正になされているか (消滅した組合における適正な手続がなされているかどうかも含む。)
- ク 合併によって消滅する組合、合併後存続する組合にあっては、法第 69 条の 3 に基づく手続が行われているか。

③ 定款の内容に関する事項

- ア 目的、事業等の基本事項 (総則) は、法第 1 条、第 4 条、第 11 条等に照らし適正か。
- イ 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。
- ウ 組合員に関する規定は、法第 18 条の範囲となっているか。
- エ 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。
- オ 役職員に関する規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。
- カ 総会に関する規定は、法第 47 条、第 47 条の 3、第 47 条の 4、第 47 条の 5、第 48 条等に照らし、合法的に行われるものとなっているか。
- キ 会計に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

(3) 留意事項

① 業務執行体制の強化

合併後の組合については、資産規模や事業量の増大、事業の効率化・高度化、組織の減量化等に的確に対応できるよう、経営感覚、経営能力に優れた役員の登用等による執行体制の強化、内部けん制体制の確立に向け、指導するものとする。

なお、広域的な合併による理事数の増加等により、迅速な経営判断が難しくなったり、業務の高度化に伴って実務家による的確な業務運営が必要となっている場合に対処するため、合併後の組合の実情に応じて、経営管理委員会制度が活用されるよう指導するものとする。

② 組合員等との密接な関係の維持

広域的な合併が進展する中で、合併後の組合においては、その規模の拡大等に伴い組合と組合員、生産部会、青年・女性部等の組合員組織等との関係の希薄化がこれまで以上に懸念される。このため、組合の運営に当たっては、例えば、合併前の旧組合の地区において運営委員会を設置する等、組合員の意向を十分に反映するための仕組みが構築されるよう、指導するものとする。

また、合併後の組合の漁業権の管理が円滑に行われるよう、法に基づく部会制度の積極的な活用が図られるよう指導するものとする。

③ 事業改革の推進

資源の悪化、魚価の低迷、漁業の担い手の減少・高齢化、漁業を取り巻く環境が厳しい中、地域の漁業振興による組合員の経営の維持安定、担い手の確保育成等を図るため、資源管理事業、営漁指導事業等の指導事業について、指導担当専任職員の配置により事業実施体制を整備するよう指導するものとする。

また、組合の基幹的事業である販売事業、購買事業等の経済事業については、合併による効率化・高度化を進めるため、産地市場の統合、的確な物流の管理、各種施設の統廃合等を通じて、産地市場における価格形成能力の強化、事業コストの縮減等を図るよう指導するものとする。

④ 組合の合併及び経営改善の推進

組合の合併は経営基盤の安定強化が目的であること、また組合の経営の悪化が合併の阻害要因ともなっていることから、組合合併及び経営改善（欠損金の解消）の取組が一体的かつ計画的に推進されるよう、合併推進協議会や漁協経営改善を指導する組織（例えばJF経営指導県委員会等）との連携に留意し指導するものとする。

⑤ その他

ア 合併、事業統合等により組合の運営の効率化、合理化を急ぐあまり、職員の合理化が行われるのではないかとという職員の不安につながることをないよう、安易な職員の合理化でなく、むしろ組合の事業・経営に識見の深いこれら職員の活用に十分配慮するよう指導するものとする。

イ 都道府県域の漁連を包括承継した漁協について、単なる組織の統合にとどまることをないよう、業務執行体制の見直しを行うとともに、漁連、漁協が担ってきた役割を整理した上で、事業の根本的な見直しが行われるよう指導するものとする。

ウ 漁協職員の年齢構成等を確認し、将来を見据えた職員の採用、人材育成が行われるよう指導すること。

Ⅲ－２－１－４ 休眠組合への対応

Ⅲ－２－１－４－１ 意義

長期にわたり事業活動を停止するなど休眠状態にある組合については、これを放置した場合には、当該組合を利用した悪質かつ不正な事件が発生し、周辺の組合の健全な事業運営に支障を来すおそれ等があることから、組合の実態調査等の結果、休眠状態であることを確認した場合においては、当該組合の解散も含めた指導監督を行うものとする。

Ⅲ－２－１－４－２ 主な着眼点

- (1) 休眠組合の理事等の所在の確認及び命令書等の送達が可能かどうか
- (2) 不動産などの財産の状況

Ⅲ－２－１－４－３ 監督手法・対応等

(1) 休眠組合の把握

- ① 一斉調査により、事業停止、住所不明その他未調査となっていることが判明した組合の全てについて、法務局に対し登記事項証明書の請求を行い、役員や事業内容の確認を行う。
- ② 法第 58 条の 2 に基づき、業務及び財産の状況を記載した業務報告書の提出がされていない組合について、提出されない理由が不明なときは休眠組合となっている可能性を踏まえ、①に準じた対応を行う。
- ③ 信用事業を行う組合については、財務及び財産の状況を把握するとともに、預貯金等の存在についても確認を行う。

(2) 報告徴求命令（解散命令のための確認の通知）

(1) の一斉調査等の結果、休眠組合と考えられる場合には、法第 122 条第 1 項に基づく報告徴求命令により、以下の書類の提出を求めて、活動状況を確認する。

- ① 最近の決算関係書類等及びそれを承認した総会の議事録
- ② 定款
- ③ 役員名簿
- ④ 組合員名簿
- ⑤ ①～④の書類を作成していない組合については、伝票、領収書、口座残高、職員の有無等、活動状況を示す書類

(3) 報告徴求命令に対して関係書類の提出があった場合

- ① 事業活動していると認められる場合
一斉調査への協力を求めるとともに、法令等に基づく届出、登記、決算書類の作成等の指導を行う。
- ② 活動していると認められない場合
ア 法第 122 条第 1 項に基づく報告徴求命令により「活動停止理由」の提出を求める。

イ アの結果、活動を休止していることに対し、以下のような正当な理由がある場合は、事業活動を妨げている要因が解消され次第、理事会及び総会の開催並びに法令等に基づく所要の届出等の提出を求める。

a 役員や組合員はいるが、天災等により、その事業を行うことが不可能である場合

b 役員や組合員はいるが、漁業構造の変化等により、事業の変更を準備中の場合

ウ アの結果、正当な理由がない又は応答がない場合は、自主解散を指導する。自主解散に応じない場合は、法第 124 条の 2 に基づく解散命令を発出するための手続をとる。

(4) 報告徴求命令に対して関係書類の提出がない場合

報告徴求命令に対して応答が無い、通知が返送される、自主解散に応じない又は自主解散を行う旨の連絡があったが自主解散していない等の場合は、法第 124 条の 2 第 2 号の正当な理由がないのに 1 年以上事業を停止したときと認定し、解散命令の手続を行う。

なお、事業停止を理由とする解散命令については、法定の手続のほか、あらかじめ実態調査等を行ない、当該組合が組合等としての機能を全く停止しており、事業再開の可能性がないことを確認し、更に関係機関の意見を充分聴取した上で行なうものとする。事業を停止しているとは、実質的にすべての事業を行っていない場合であり、名目上組合の事業となっても、実質は、その他の者の事業となっている場合もこれに該当する。

(5) 解散命令の発出

法第 124 条の 2 第 2 号に基づき、組合等の代表理事に対し解散命令の発出を行う際には、配達証明郵便を使用する。

解散命令書が返戻された場合は、法第 124 条の 3 第 1 項に基づき通知に代えて命令の要旨を官報に掲載することにより解散させることとする。

(6) みなし解散制度の活用

(2) から (5) までの対応のほか、法第 68 条の 2 に基づき、組合に関する登記を 5 年間行っていない組合については、行政庁に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告し、その旨を当該組合に対し通知することにより解散手続を進める、いわゆる「みなし解散制度」が活用できる。行政庁においては、休眠状態と考えられる組合（通知が返送されるなど通常の方法では連絡が取れない組合を含む。）に対しては、みなし解散制度を活用し計画的かつ速やかに解散手続等を進めるものとする。

(7) 解散の嘱託登記

解散命令が発効した場合、解散嘱託登記書を登記官に提出し、解散登記を行う。

(8) 清算

組合は、解散しても、清算の目的の範囲内において、その清算が終了に至るまで、なお存続するものとされており、清算の終了により初めてその法人格を失うこととなるので、組合の役員に対して、清算の事務手続を行うよう指導する。

Ⅲ－２－１－５ 役員等

Ⅲ－２－１－５－１ 女性役員等の登用について

平成 30 年改正法においては、漁協の理事について、若い世代や女性を積極的に登用する観点から、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮すること（法第 34 条第 12 項）が規定されたところである。

また、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づく第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）においては、地域をリードできる女性漁業者を育成し、漁業協同組合の役員に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進するとともに、漁協系統組織に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を促進する仕組みづくりを働きかけることとされている。

さらに、水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）に基づく水産基本計画においても、同様に、漁協の女性役員等の登用目標の設定及びその達成に向けた普及啓発等を推進することとされている。

これらのことを踏まえつつ、また女性の参画を促進し、漁協の経営に多様な視点を導入することにより、漁協の改革が促進されるものと考えられることから、女性役員枠を設置することなどにより、漁協における女性の役員等への就任が促進されるよう指導するものとし、漁協において、例えば次のような取組を行っているかを確認するものとする。

- (1) 女性役員等の登用など男女共同参画に関する中長期的かつ具体的な目標が定められているか。
- (2) 上記 (1) の目標の達成に向けた取組が行われているか。

また、漁協の役員の人材育成の観点等から、女性役員等の登用に併せて青年漁業者等の担い手の役員登用の取組を行うことが望ましい。

※ Ⅲ－２－１－１－３ (2) ② イの「非常勤理事数について」の例外について

漁協及び漁連の非常勤の女性役員枠の設置及びそれに併せた青年漁業者等の担い手の役員（以下「青年部等役員」という。）枠の設置については、女性役員等の登用を促進する観点から、次の各号の要件の全てを満たす場合には、令和 7 年度に開催される通常総会までに限り、Ⅲ－２－１－１－３ (2) ②イの非常勤理事数に関する規定は、適用しないものとする。

- (1) 当該漁協において、男女共同参画に関する具体的な数値目標（正組合員に占める女性の割合、総代に占める女性の割合及び役員における女性役員数等）及びその達成のための具体策を策定（青年部等役員等の登用を併せて行う場合は、正組合員に占める青年漁業者等の担い手の割合、総代に占める青年漁業者等の担い手の割合及び青年部等役員等の役員登用の数値目標並びにその達成のための具体策の策定を含む。）していること。

（注）達成のための具体策とは、女性理事枠等を活用して着実に女性理事等が登用されるよう、具体的な選出ルール（例えば、指定枠等、順番制等）の明確化と組合員への周知徹底が含まれる取組とする。

- (2) 当該漁協の理事会の開催頻度及び役員等の出席率が低下しないこと。

(3) 女性役員枠（青年部等役員の登用を併せて行う場合は、女性役員枠及び青年部等役員枠）の設置による役員の定数変更に係る定款変更であることを総会等において明示するとともに、定款変更理由で明記すること。

Ⅲ－２－１－５－２ 競業避止義務

競業（組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事することをいう。）を行う者が当該組合の役員に就任すること自体には何ら問題はない。

一方、組合の役員は、法第 34 条の 3 の規定により、善良なる管理者の注意をもって職務を執行しなければならない義務（いわゆる善管注意義務）を、また法第 39 条の 2 の規定により、組合のために忠実に職務を執行する義務（いわゆる忠実義務）を負っており、役員が組合の利益の犠牲の下に自己の利益を図ることは許されない。この善管注意義務又は忠実義務の具体的内容として、全ての役員に、いわゆる「競業避止義務」が課せられていることに留意する必要がある。

なお、競業避止義務に抵触する場合の一例としては、競業を行う役員が、組合の主要な取引先を奪って、これを自らが経営する法人の取引先にしようと企て、

ア 組合と当該取引先との取引を停止するとともに、組合の了解を得ることなく、自らが経営する法人において当該取引先との取引を開始する場合

イ 当該取引先との取引に係る事業を担当する組合の職員を、組合の了解を得ることなく、引き抜いて自らが経営する法人の社員とする場合

などが考えられる。

（注）平成 30 年改正法による改正前の法第 47 条では、組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営む者は、当該組合の理事等になってはならないと規定されていたが、当該規定は、最高裁判所の判例により、役員等に対して競業避止義務を課したに止まるものであって、その就任資格を制限したものではないとされていた（昭和 44 年 2 月 28 日最高裁判所第二小法廷判決）。すなわち、その規定の文言にかかわらず、役員等の被選挙権や役員等就任の資格を制限し、その就任を禁止した規定と解すべきでなく、法第 39 条の 2 第 1 項に規定する忠実義務の具体的内容として、役員等に対し競業避止の不作為義務を課したにすぎない規定と解すべきものとされていた。このような中で、平成 30 年改正法による改正前の法第 47 条の規定は、あたかも漁協と同種の事業を営む者が漁協の役員になれないとの誤解を与えかねないことから、平成 30 年改正法により廃止されたものである。

Ⅲ－２－１－５－３ 総会への役員選任議案提出の留意事項

施行規則第 167 条に規定する「理事等の選任に関する議案」又は施行規則第 168 条に規定する「監事の選任に関する議案」を総会に提出する場合における総会参考書類に記載すべき事項のうち、「当該組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要」の記載に係る「特別の利害関係」とは、法第 34 条第 10 項及び法第 34 条の 2 第 2 項において、組合員が役員として組合運営に当たることを原則としていることに鑑み、例えば、次のようなものが考えられる。

(1) 組合が行っている事業の利用に関し、その候補者との間で行う定型的な取引以外の

取引関係（その候補者が組合員又は会員たる法人（組合の 100%子会社は除く。）・団体の代表者又は代理者として取引関係の当事者となっている場合を含む。（2）において同じ。）

(2) 財産の譲渡・譲受け等組合の行う事業の利用に係る取引以外の取引関係

(3) III-2-1-5-2に規定する競業に該当する関係 等

なお、積極的な情報開示の観点から、広く組合の事業の利用関係や競争関係を記載することは差し支えない。

III-2-2 情報開示の適切性・十分性

III-2-2-1 財務書類の開示制度

組合等の情報開示を充実させることは、組合等の経営の透明性を高め、組合員や債権者からのチェックが働くことから事業運営の自己改革を促す上で重要である。

情報開示に期待される機能が適切に果たされるためには、組合等の事業及び財務の内容がより正確に反映された書類が作成されることがその前提であり、最近の経済・社会環境の変化を踏まえ、適切な開示がされる必要がある。

組合等に対しては、法令に基づき、各種財務書類の事業年度ごとの開示が義務付けられているところであるが、各開示書類の概況は次のとおりであり、各々の目的に適合した財務書類が開示される必要がある。

(1) 総会に提出する決算関係書類等

組合等は、法第 40 条及び第 41 条の規定に基づき、決算関係書類等（決算関係書類のほか、第 41 条に規定する組合にあつては部門別損益計算書を含む。以下同じ。）の総会への提出及び決算関係書類の備置きが義務付けられている。

決算関係書類等の作成目的としては、組合経営の最高意思決定機関である総会において組合役職員が組合員から負託された組合の事業・経営の遂行状況に関する説明責任を果たすこと及び事業活動の結果生じた剰余金の精算額を確定することが挙げられる。決算関係書類等の義務的記載項目については施行規則に定めがあるほか、主要な業種の貸借対照表、損益計算書及び部門別損益計算書の勘定科目体系が施行規則別紙様式に定められている。

(2) 行政庁に提出する業務報告書等

組合は、法第 58 条の 2 の規定に基づき、業務報告書等（業務報告書のほか連結子法人等を有する組合にあつては連結業務報告書を含む。以下同じ。）の行政への提出が義務付けられている。

業務報告書等は、行政庁が適切かつ効果的な指導監督を実施するためのオフサイト・モニタリング等に活用される。業務報告書等として作成する事項は施行規則に定めがあり、施行規則第 205 条第 3 項に規定された別紙様式においても主な事業種別の個別記載項目が定められている。

(3) 説明書類の公衆縦覧

信用事業又は共済事業を行う組合は、法第 58 条の 3 に基づき業務及び財産の状況を記載した説明書類（ディスクロージャー誌）を作成し、公衆の縦覧に供することが義務付けられている。

ディスクロージャー誌は、組合の金融機関としての性格を踏まえ、組合経営の透明性を確保するとともに、情報の非対称性による不利益から利用者を保護することを目的としている。

義務的記載項目については、施行規則及び信用事業命令に定めがあるほか、開示に当たっての留意事項について信用事業における監督指針及び共済事業向け監督指針に定められており、これらの規定に従い適切な開示が図られる必要がある。

なお、ディスクロージャー誌の縦覧に当たっては、閲覧者の利便性の向上の観点から、信用事業命令第48条第4項又は内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年内閣府・農林水産省令第3号）第9条の規定によるデジタル技術を活用した縦覧に努めるよう促すものとする。

Ⅲ－２－２－２ 全般的な開示態勢の整備

（１）法定開示項目の遵守

各制度において開示が要請される財務書類については、各々の開示目的に即して法令上記載項目が定められている。これらの法規制は全て、組合の利害関係者とりわけ組合員の権利を保護するためのものである。各組合にあっては、少なくともこれら義務的開示項目につき、財務書類については正確な会計帳簿を基礎として作成し、該当法令等の定めるところに従い適時に開示する必要がある。

（２）会計情報の実質的同等性の確保

開示先ごとに異なる形式・体裁の財務書類を作成する場合であっても、各財務書類が単一の会計情報を基に作成されたものでなければならないことに留意する。

Ⅲ－２－３ 財務書類作成に当たっての留意事項

組合等の各種財務書類の作成及び開示については、以下の点に留意し指導監督を実施するものとする。

Ⅲ－２－３－１ 会計処理の原則

組合等の会計については、法第54条の5の規定に基づき、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」に従うものとされている。ここでいう「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」とは、組合等における社会通念及び実務慣行のほか、企業会計原則等を中心とする企業会計の基本原則が含まれる。

これは、開示される財務書類につき同業者との比較可能性を確保するとともに、目的は異なるとはいえ、組合の行う経済活動が外形的には会社と類似しており、企業会計の諸原則を「手段」として採用することに会計実務上の支障が少ないこと等によるものである。

Ⅲ－２－３－１－１ 会計監査人設置組合等の会計処理

企業会計審議会又は公益財団法人財務会計基準機構（平成13年7月26日に「財団法人財務会計基準機構」という名称で設立された法人をいう。）・企業会計基準委員会から公表されている企業会計基準等（企業会計基準のほか当該会計基準を補完する適用指針及び

実務対応報告等を含む。以下同じ。)は、次の(1)から(3)までに掲げる組合(以下「会計監査人設置組合等」という。)の会計において、原則として「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」を構成すると解されており、当該組合の会計が企業会計基準等を適切にしん酌していること又は判断根拠としていることを前提として、会計監査人又は監事による監査及び所管行政庁による検査・監督が行われることに留意する。ただし、会計監査人設置組合等が適切にしん酌すべき企業会計基準等の範囲については、例えば、会社法上の株式、新株予約権、資本金又は準備金に係る規定等協同組織と会社との法人属性自体の差異に係るものは含まれない。

(1) 法第41条の2第3項に規定する会計監査人設置組合

(2) (1)に掲げる組合以外で信用事業を行う組合又は共水連

(3) (1)及び(2)に掲げる組合以外で事業年度開始の時点における負債総額が200億円以上の連合会

会計監査人設置組合等に適用される具体的な企業会計基準等には、例えば、次に掲げるものが含まれる。

- ・「外貨建取引等会計処理基準」(昭和54年6月26日付け企業会計審議会)
- ・「リースに関する会計基準」(令和6年9月13日付け企業会計基準委員会)
- ・「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」(平成10年3月13日付け企業会計審議会)
- ・「研究開発費等に係る会計基準」(平成10年3月13日付け企業会計審議会)
- ・「退職給付に係る会計基準」(平成28年12月16日付け企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準」(平成10年10月30日付け企業会計審議会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日付け企業会計基準委員会)
- ・「固定資産の減損に係る会計基準」(平成14年8月9日付け企業会計審議会)
- ・「役員賞与に関する会計基準」(平成17年11月29日付け企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(令和元年7月4日付け企業会計基準委員会)
- ・「資産除去債務に関する会計基準」(令和6年9月13日付け企業会計基準委員会)
- ・「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(令和6年9月13日付け企業会計基準委員会)
- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(令和2年3月31日付け企業会計基準委員会)

Ⅲ-2-3-1-2 会計監査人設置組合等以外の組合の会計処理

会計監査人設置組合等以外の組合等についても、企業会計基準等の原則的な会計処理が採用されることが望ましい。

他方、会計監査人設置組合等以外の組合等は、販売・購買等の経済事業を中心とする組合が大部分であり、このような事業を行う組合にあっては、会計監査人設置組合等と異なり、一般的にリスクの高い金融商品を保有せず、多数の組合員等利用者から貯金等の形で直接資金を受け入れることもない。また、比較的少数の組合員のほかは固定的な取引先との商取引が事業活動の大宗を占めている実態が見受けられる。

このような事業規模・特性の実態を踏まえれば、当該組合にとって重要性の低い企業会

計基準等を一律に強制することは、費用対効果の観点からも必ずしも適当とは言えない。

以上を踏まえ、会計監査人設置組合等以外の組合等にあつては、法令上明記されている事項を除き、企業会計基準等の原則的な会計処理については一律に強制適用することは求めず、法令に明記されていない資産及び負債の評価等については、「中小企業の会計に関する指針」（平成 17 年 8 月 1 日付け日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会）や「中小企業の会計に関する基本要領」（平成 24 年 2 月 1 日付け中小企業の会計に関する検討会）を判断の拠り所とすることを推奨するものとする。

なお、一概に会計監査人設置組合等以外の組合等といっても、その規模・事業の種類は多様であり、個別具体的な会計処理については、漸進的な会計品質の向上を旨とした指導監督がなされることが望ましく、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する必要がある。

（注 1）会計監査人設置組合等以外の組合等に適用される会計処理については、現行実務の実情及び費用対効果の観点から、施行規則においても「税効果会計に係る会計基準」の不適用や「金融商品に関する会計基準」に基づく有価証券の時価評価等を行わない場合にあつても、直ちに違法とはならないよう明確に規定しているところである（施行規則第 149 条、第 196 条）。

（注 2）リースは、「リースに関する会計基準」により、原則として、使用権資産及びリース負債として認識した上で会計処理を行うものとされているが、会計監査人設置組合等以外の組合等については、「中小企業の会計に関する指針」に規定する所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち借手の会計処理につき、同指針に基づき通常の賃貸借取引による方法に準じて会計処理を行うことができることとされていることに留意する。

Ⅲ－２－３－１－３ 会計環境の変化への対応

昨今、経済活動が高度化・複雑化し、急速に変化していることに対応する形で、組合等の事業内容も高度化・複雑化しており、それを測定・報告する財務会計についても、より経済の実態を反映した情報開示や経営の透明性の確保が求められている。

このため、組合等において公正妥当と認められる会計の慣行についても、社会的要請を受け、あるいは組合等自らの経営管理の高度化を受け、絶えず変遷するものである。

各組合等においては、会計基準の制定改廃や関係法令等の改正をはじめとする会計制度の最新情報の把握はもとより、それらの組合経営への影響度合を早期に認識し、会計環境の変化に速やかに対応することが必要である。また、このような対応を通じた一層正確な財務情報の認識が、組合等自らの経営管理の高度化に資することはもとより、適切な情報提供を通じて、組合員、取引先等の利害関係者の組合経営に対する信頼性を高めることとなる。

なお、多数の利用者から貯金等を受け入れる信用事業を行う組合又は共水連にあつては、特に厳正な会計処理及び開示が求められており、他の金融機関に比べ財務情報が劣後することは、組合経営に悪影響を及ぼすおそれがあることに留意する必要がある。

Ⅲ－２－３－２ 資産及び負債等の評価

組合等の資産及び負債等の評価については、特に以下の点に留意して実務対応がなされるよう指導監督を実施するものとする。

(1) 引当金の設定

① 貸倒引当金の設定

信用事業を行う組合においては、財務会計上、貸出等債権につき各種会計基準のほか「預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル」等を踏まえた自己査定（組合自らが債務者の財務内容等による債務者区分及び担保・保証等による分類等を行うことをいう。）に基づく償却・引当が実施されている。

この場合において、算定された一般貸倒引当金の繰入額が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第57条の10の規定に基づき算定した額を下回る場合に、同法により算定した額を繰り入れることは、合理的な方法により算定されたものとみなすことができることに留意する。

なお、信用事業を行う組合以外の組合においても、経済事業未収金等に対して、信用事業を行う組合に準じた償却・引当を行うことが望ましい。

② 外部出資等損失引当金の設定

外部出資勘定については、実務上、外部出資の毀損に対する評価性引当金として、外部出資等損失引当金が、自己査定基準に基づき又は監査委員会報告第71号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」（平成13年4月17日付け日本公認会計士協会）に準拠して計上されている場合がある。

この場合においても、出資先の財政状態の悪化等により当該外部出資勘定の減損処理が必要と判断された場合には、減損処理を行い、当該引当金は取り崩す必要があることに留意する。

③ 利益留保性引当金廃止の徹底

引当金については、税法の定めにかかわらず、企業会計原則注解18及び施行規則第194条第2項の定めるところにより一定要件を満たすものについては適正額を計上することとされているが、これらに規定するもの以外の引当金は計上することができないので留意する必要がある。

仮に負債性を有しない引当金が負債計上されている場合には、当該引当金を取崩し特別利益に計上した上で、必要に応じ剰余金処分を通じて準備金等として計上することとなる。

(2) 「退職給付に係る会計基準」の適用

会計監査人設置組合等以外の組合等にあっても、職員に対する退職金制度がある場合には「退職給付に係る会計基準」に準拠した退職給付引当金の計上が必要である。

退職給付引当金を新たに設定する組合等については、会計処理変更時の影響を緩和するため、適切な移行期間を設定することが認められるものとする。

（補足：施行規則第145条第1項及び第194条第2項第2号の退職給付引当金等の用語は、「退職給付に係る会計基準」にいう退職給付引当金等を指すものである。）

(3) 「固定資産の減損に係る会計基準」の適用

会計監査人設置組合等における「固定資産の減損に係る会計基準」の適用に当たり、資産のグルーピング及び共用資産の取扱いについては、会計監査人設置組合等の経営

の実態が適切に反映されるよう配慮して行うものとする。共用資産は、組合全体に係る共用資産とされる場合のほか、複数の資産又は資産グループに係る共用資産とされる場合もあることに留意する。

なお、漁船の陸揚げ施設、漁業者のための漁具倉庫等は、漁業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するときには、共用資産に含めることができる場合があることに留意する。

(補足：施行規則第143条第2号及び第190条第2項の減損損失等の用語は、「固定資産の減損に係る会計基準」にいう減損損失等を指すものである。)

(4) 「リースに関する会計基準」の適用

組合が漁協関連施設等を漁業者等に利用させる取引が「リースに関する会計基準」におけるリースに該当する場合には、「リースに関する会計基準」に規定するリースの種類(所有権移転ファイナンス・リース、所有権移転外ファイナンス・リース、オペレーティング・リース)に応じ、リースの貸手としての会計処理を行うことに留意する。

(5) 組織再編行為の際の資産及び負債の評価

合併後の組合(合併後存続する組合又は合併によって設立する組合をいう。以下同じ。)は、当該合併により消滅する組合の合併対象財産には、例えば合併契約又は事業計画書において、合併の日までに当該合併により消滅する組合の重要な事業の譲渡が予定されている場合など例外的な場合を除き、当該合併により消滅する組合における当該合併の直前の帳簿価額を付さなければならないことに留意する。

Ⅲ-2-3-3 決算関係書類の作成

法第40条の規定に基づく決算関係書類の作成については、施行規則に定めるところによるほか、特に以下の点に留意して指導監督を実施するものとする。

(1) 全般的な留意事項

- ① 決算関係書類の各記載項目については、施行規則の定めるところによるほか、適切かつ分かりやすい表示がなされるよう指導するものとする。
- ② 施行規則に定められた義務的な記載項目以外の情報を自主的・積極的に記載することは、組合員等に対する情報開示の促進の観点から望ましい。
- ③ 決算関係書類については、書面全体の具体的なひな型は法定されておらず、各組合等の自主性に委ねられている。したがって、各組合等にあっては、例えば必要に応じて財務数値に加え図表等を用いる等の独自の工夫を行うことが望まれる。

(2) 個別記載項目に係る留意事項

- ① 施行規則別紙様式に貸借対照表及び損益計算書の様式が定められている組合にあっては、貸借対照表及び損益計算書は、原則として当該様式に規定される勘定科目等に即して作成するよう指導するものとする(施行規則第121条・第132条)。

ただし、例えば、組合の事業が一部の事業に限定されていること等により、組合の財産及び損益の状況を適切に示すために、当該様式によることができない場合はこの限りではない。

- ② 貸借対照表の純資産の部の表示に関しては、施行規則において企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（平成17年12月9日付け企業会計基準委員会）に準拠した表示区分が義務付けられているところである（施行規則第113条・別紙様式）。この中で、利益剰余金のうち任意積立金については、貸借対照表上も組合独自に定められている個別名称（特別積立金、施設整備積立金等）をもって表示することとし、個別積立金の内訳を明らかにしない名称をもって一括記載することは適切でないことに留意する。
- ③ 信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合等にあつては、施行規則の定めるところにより、貸借対照表上の資産及び負債につき流動・固定分類が行われている（施行規則第110条・第111条）。この中で、特に有価証券等については、次の表示区分がなされる必要があることに留意する。
- ・ 売買目的有価証券及び1年以内に満期の到来する有価証券……流動資産
 - ・ 外部出資（株式・出資金等）及び長期保有有価証券（国債その他の債券等）…
…固定資産
- ④ 信用事業を行う組合以外の組合であっても、複数の事業を行う場合には、損益計算書の事業総利益計算は、事業別に区分表示することが義務付けられている（施行規則第123条第12項）。
- 各組合にあつては、法令等で区分管理が義務付けられている事業のほか、少なくとも購買事業及び販売事業については、事業総利益計算を区分表示することとする。
- ⑤ 損益計算書における事業外収益に属する収益は、受取利息、外部出資に係る出資配当金の受入額その他の項目の区分に従い、細分しなければならないことに留意する。ただし、各収益のうちその金額が事業外収益の総額の100分の10以下のものであつて、一括して表示することが適当であると認められるものについては、雑収益として一括して記載することができる。なお、事業外費用についても同様とする（施行規則第123条第13項）。
- ⑥ 注記表において、リースにより使用する固定資産に係るオフバランス情報の開示が求められている（施行規則第146条の2第2項）。
- 当該注記の具体的記載内容については、各リース資産の物理的な内容等の定性的な明細が求められているが、多額のリース資産を保有する組合等にあつては、自主的に定量的な情報（リース物件の取得価額相当額・未経過リース料残高相当額等）が開示されることが望ましい。
- ⑦ 附属明細書については、法令上、事業報告に関する附属明細書とその他の決算書類（貸借対照表、損益計算書及び注記表）に関する附属明細書とに分割して規定されているが、各附属明細書について独立の書面をもって作成する必要はなく、一体として作成しても差し支えない（施行規則第156条・第157条）。
- ⑧ 決算書類においても、組合単体の財務情報に加え、子会社等を含む組合グループに関する情報が補足されている（施行規則第154条第7号・第156条第1項第6号）。各子会社等に関する個別情報の開示における重要性の原則の適用については、組合等の連結決算において連結対象とされているか否かが一つの目途となることに留意する。

意する。

- ⑨ 附属明細書においては、組合等と役員との間の取引明細の開示が求められている（施行規則第 156 条第 1 項第 7 号）。当該明細については、役員が組合等との直接・間接の取引において、所定の手続を経た上で、組合等に不利益を及ぼすような条件で取引を行っていないことを明らかにするため、総会において情報開示されているという趣旨を組合自身が理解の上、適切な開示に努めているか留意する。

Ⅲ－２－３－４ 部門別損益計算書の作成

法第 41 条第 1 項の規定に基づく、事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書類については、各組合ごとに次の事項に留意して作成するよう指導するものとする。

Ⅲ－２－３－４－１ 組合（連合会を除く。）の部門別損益計算書

（１）事業の区分

- ① 事業の区分については、施行規則第 158 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、信用事業、購買事業、販売事業、共済事業及びその他の事業の 5 区分とし、その他の事業に属する事業を行っている場合には、その事業の種類ごとに区分を行うものとし、各区分に帰属する事業は次の事業区分表のとおりとする。

事業区分表

区分 施行規則 第 158 条第 2 項	条 項	事 業 内 容
信用事業 (第 1 号イ)	第 11 条第 1 項第 3 号	組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
	〃 〃 第 4 号	組合員の貯金又は定期積金の受入れ
	〃 〃 第 17 号	前各号の事業に附帯する事業
	〃 第 3 項～第 5 項	信用事業に関連する事業
	第 93 条第 1 項第 1 号	組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
	〃 〃 第 2 号	組合員の貯金又は定期積金の受入れ
購買事業 (第 1 号ロ)	〃 〃 第 10 号	前各号の事業に附帯する事業
	〃 第 2 項～第 4 項	信用事業に関連する事業
	第 11 条第 1 項第 5 号	組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
販売事業 (第 1 号ハ)	〃 〃 第 17 号	前号の事業に附帯する事業
	第 93 条第 1 項第 3 号	組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
	〃 〃 第 10 号	前号の事業に附帯する事業
共済事業	第 11 条第 1 項第 7 号	組合員の漁獲物その他の生産物の販売に関する事業
	〃 〃 第 17 号	前号の事業に附帯する事業
	第 93 条第 1 項第 5 号	組合員の生産物の販売に関する事業
	〃 〃 第 10 号	前号の事業に附帯する事業

(第1号ニ)	“ “ 第17号 “ 第7項 第93条第1項第6号の 2 “ “ 第10号 “ 第6項	前号の事業に附帯する事業 保険会社の業務の代理又は事務の代行の事業 組合員の共済に関する事業 前号の事業に附帯する事業 保険会社の業務の代理又は事務の代行の事業
上記以外の事業 (第1号ホ)		上記に掲げる事業以外の事業

② 上記の区分（その他の事業を細分化したときは、当該細分化した区分を含む。以下同じ。）のどの事業にも属さない収益及び費用（以下、Ⅲ－2－3－4－1において「共通管理費等」という。）については、その全額を各区分の事業に配賦するものとする。

(2) 部門別損益の計算方法等

① 部門別の事業収益及び事業費用については、その発生源に応じ（1）の①で示した事業区分及び指導事業（法第11条第1項第1号、第2号、第11号及び第14号から第16号等の事業をいう。これらの事業のうち、指導事業以外の区分としている場合は、当該事業を除く。）の6区分以上に忠実に帰属させた上で、当該事業ごとの事業総利益を算定し、その合計額を損益計算書の事業総利益と一致させるものとする。

② 事業管理費については、その支出目的等から特定の事業部門に帰属することが明らかなものについては、可能な限り当該事業部門に直課するものとする。直課できない事業管理費（共通管理費）については、組合で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない（「管理部」等の区分を別に設けることも認めない。）。

なお、事業管理費の総額については内部統制が可能となるよう予算（事業計画）段階で設定することとする。

③ 事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失の配賦については、その性質に応じて関係する事業部門に直課し、直課できないものについては、組合で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない。

④ 指導事業については、税引前当期利益計算後の額全額を、組合で採用する合理的な配賦基準により（1）の①で示した各区分の事業に配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない。なお、指導事業の収入及び支出の総額については内部統制が可能となるよう予算（事業計画）段階で設定することとする。

⑤ 部門別損益計算書の末尾に、共通管理費等及び指導事業の各部門への配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。なお、共通管理費等として各部門に配賦された事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失が相当多額であり、かつその配賦基準が共通管理費の配賦基準と異なるときは、それぞれの配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。

Ⅲ－２－３－４－２ 連合会の部門別損益計算書

(1) 事業の区分

- ① 事業の区分については、施行規則第 158 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、購買事業、販売事業及びその他の事業の 3 区分とし、その他の事業に属する事業を行っている場合には、その事業の種類ごとに区分を行うものとし、各区分に帰属する事業は次の事業区分表のとおりとする。なお、区分する事業は、各々の経済事業を行っている連合会における事業の性格、取組状況等を加味し、また会員が連合会の行っている各事業運営の実態についてよりの確に把握できることを念頭に区分するものとする。

事業区分表

区分 施行規則 第 158 条第 2 項	条 項	事 業 内 容
購買事業 (第 2 号イ)	第 87 条第 1 項第 5 号 " " 第 18 号 第 97 条第 1 項第 3 号 " " 第 12 号	所属員の事業に必要な物資の供給 前号の事業に附帯する事業 所属員の事業に必要な物資の供給 前号の事業に附帯する事業
販売事業 (第 2 号ロ)	第 87 条第 1 項第 7 号 " " 第 18 号 第 97 条第 1 項第 5 号 " " 第 12 号	所属員の漁獲物その他の生産物の販売に関する事業 前号の事業に附帯する事業 所属員の生産物の販売に関する事業 前号の事業に附帯する事業
上記以外の 事業 (第 2 号ハ)		上記に掲げる事業以外の事業

- ② 上記区分のどの事業にも属さない収益及び費用（以下、Ⅲ－２－３－４－２において「共通管理費等」という。）については、その全額を上記により区分した事業に配賦するものとする。

(2) 部門別損益の計算方法等

- ① 部門別の事業収益及び事業費用については、その発生源に応じ（1）の①で示した事業区分及び指導事業（法第 87 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 11 号、第 12 号、第 13 号、第 15 号及び第 16 号等の事業をいう。これらの事業のうち、指導事業以外の区分としている場合は、当該事業を除く。）の 3 区分以上に忠実に帰属させた上で、当該事業ごとの事業総利益を算定し、その合計を損益計算書の事業総利益と一致させるものとする。
- ② 事業管理費については、その支出目的等から特定の事業部門に帰属することが明らかなものについては、可能な限り当該事業部門に直課するものとする。直課できない事業管理費（共通管理費）については、連合会で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない。なお、事

業管理費の総額については内部統制が可能となるよう予算（事業計画）段階で設定することとする。

- ③ 事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失の配賦については、その性質に応じて関係する事業部門に直課し、直課できないものについては、連合会で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない。
- ④ （１）の①で示した事業区分の中に指導事業がある場合には、税引前当期利益計算後の額全額を、連合会で採用する合理的な配賦基準により（１）の①で示した区分の事業に配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない。なお、指導事業の収入及び支出の総額については内部統制が可能となるよう予算（事業計画）段階で設定することとする。
- ⑤ 部門別損益計算書の末尾に、共通管理費等及び指導事業（事業区分に指導事業がある場合に限る。）の各部門への配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。なお、共通管理費等として各部門に配賦された事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失が相当多額であり、かつ、その配賦基準が共通管理費の配賦基準と異なるときは、それぞれの配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。

Ⅲ－２－３－５ 業務報告書等の作成

法第 58 条の 2 の規定に基づく組合の業務報告書等の提出については、施行規則第 205 条に定めるところによるほか、次により指導するものとする。

（１）全般的な留意事項

① 業務報告書等の位置付け

法第 58 条の 2 は、事業年度ごとに、業務報告書等の作成及び行政庁への提出を全ての組合に義務付けており、その提出をせず、又は記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合には罰則の対象となる（法第 128 条の 5）。これは、行政庁が定期的に組合の情報を入手して組合の事業や経営の状況をチェックし、適正かつ効果的な指導・監督を行うことができるようにする観点から設けられているものである。このため、正確な業務報告書等が組合において作成され、行政庁へ提出されることが重要である。

② 業務報告書等の記載に誤り等があった場合の対応

提出された業務報告書等に誤り等があった場合には、組合に対し、速やかに訂正の報告を求める。

③ 業務報告書等が提出されない場合の対応

業務報告書等の提出が組合の決算に係る総会終了後 2 週間以内に行われない場合（施行規則第 205 条第 7 項に基づき業務報告書の提出の延期を承認した場合を除く。）には、速やかに提出するよう文書で督促を行う。なお、休眠組合と考えられる組合については、Ⅲ－２－１－４に基づき対応する。

④ 業務報告書等の様式

法第 58 条の 2 第 1 項及び第 2 項により、施行規則第 205 条に基づき作成して提出する組合の業務報告書等は、施行規則別紙様式の定めのある組合等については当

該様式に即し作成するものとする。なお、漁業生産組合については、法第 58 条の 2 の適用は受けないが、決算書類として作成する貸借対照表は施行規則別紙様式第 3 号（1）、損益計算書は施行規則別紙様式第 3 号（2）、剰余金処分案又は損失処理案、事業報告、注記表及び附属明細書は施行規則別紙様式第 7 号（1）に準じて作成するよう指導するものとする。

⑤ 業務報告書等の金額の表示の単位

業務報告書等の金額単位は一円又は千円とし、端数は切り捨て又は四捨五入するものとする。ただし、資産総額が 5 百億円以上の組合にあつては、百万円単位とし、端数は切り捨て又は四捨五入とすることを妨げない。

(2) キャッシュ・フロー計算書の作成に当たっての留意事項

① 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、組合ごとに以下の範囲とする。

ア 信用事業を行う組合

貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預金、普通預金及び通知預金

イ その他の組合

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資）

② キャッシュ・フロー計算書の表示区分

キャッシュ・フロー計算書には、1 会計期間におけるキャッシュ・フローを組合ごとに以下の 3 つに区分して表示することとする。

ア 信用事業を行う組合

a 事業活動によるキャッシュ・フロー

事業損益計算の対象となった取引（信用事業に係る貸付け、貯金等の受入等を含む。）の他、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。

b 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得及び売却、有価証券の取得、売却及び償還、金銭の信託の増加及び減少並びに外部出資の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。

c 財務活動によるキャッシュ・フロー

出資の増額による収入並びに借入れによる収入及び借入金の返済による支出（劣後特約付借入れ及び信用事業以外の設備借入れに限る。）等の資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。

イ その他の組合等

a 事業活動によるキャッシュ・フロー

事業損益計算の対象となった取引の他、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。

b 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得及び売却、有価証券（現金同等物を除く。）の取得、売却及び償還、外部出資の取得及び売却並びに資金の貸付け及び貸付金の回収等によるキャッシュ・フローを記載する。

c 財務活動によるキャッシュ・フロー

出資の増額による収入並びに借入れによる収入及び借入金の返済による支出等の資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。

③ 利息及び配当金の表示区分

利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、組合ごとに以下の区分に表示することとする。

ア 信用事業を行う組合

受取利息、受取配当金及び支払利息は「事業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する（信用事業資産に係る受取利息及び受取配当金は「資金運用による収入」、信用事業負債に係る支払利息は「資金調達による支出」として記載する。）。支払配当金については、支払事業分量配当金は「事業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払出資配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。

イ その他の組合

受取利息、受取配当金及び支払利息は「事業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。支払配当金については、支払事業分量配当金は「事業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払出資配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。その他、キャッシュ・フロー計算書の作成に当たっては、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」（平成 10 年 3 月 13 日付け企業会計審議会）を適切にしん酌するものとする。

(3) 連結業務報告書の作成に当たっての留意事項

① 重要性の原則の適用

連結業務報告書の連結の範囲に含める子法人等の範囲並びに非連結子法人等及び関連法人等に対する持分法の適用範囲については、重要性の原則を適用するものとする。

重要性の原則の適用については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。）第 5 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定並びに「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」（平成 5 年 7 月 21 日付け日本公認会計士協会監査委員会報告第 52 号。以下「監査上の取扱い」という。）に従うこととし、組合並びにその子会社等の財政状態及び経営成績を適正に表示させる観点から、量的側面と質的側面の両面で並行的に判断し、個々の子会社等の特性を十分考慮して連結の範囲等を決定するものとする。

ただし、信用事業を行う漁協及び加工協は総合事業体であることから、監査上の取扱いに掲げる各基準のほかに、次に掲げる基準を加える。

<非連結子法人等の負債・出資基準>

非連結子法人等の負債額のうち持分に見合う額及び漁協又は
加工協の非連結子法人等への出資額の合計額
漁協又は加工協の自己資本の額（※）

（※）貸借対照表上の自己資本の額

また、信用事業を行う組合の連結業務報告書の連結の範囲に含める子法人等の範囲は、「法第 11 条の 6 の規定に基づく漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年 3 月 28 日金融庁・農林水産省告示第 3 号）第 11 条に基づき自己資本比率を算出するために作成する連結財務諸表の範囲（金融子会社については重要性の原則を不適用、その他の子法人等については同原則を適用）と同じとする。

② 連結貸借対照表等の表示方法

連結貸借対照表等の科目の分類については、原則として親組合の個別貸借対照表等における科目の分類を基礎としなければならないものとし、子会社等の勘定体系は親組合の勘定体系に整合させて表示するものとする。

ただし、組合及びその子会社等の財政状態及び経営成績について誤解を生ぜしめない限り、科目を集約して表示することができる。

Ⅲ－２－４ 組合の事業等

Ⅲ－２－４－１ 附帯事業の取扱い

組合は、法第 11 条第 1 項第 17 号に基づき、同項第 1 号から第 16 号までに掲げる事業（以下「本体事業」という。）に附帯する事業（以下「附帯事業」という。）を行うことができる。組合の行う事業が、附帯事業の範囲に含まれるかどうかについては、組合の目的や、次のような観点を総合的に考慮して判断することとなる。

- （１）当該事業が、その本体事業の実施のために必要なものであるか。
- （２）当該事業の規模が、その本体事業の規模に比較して過大なものとなっていないか。
- （３）当該事業が、組合が本体事業を遂行する中で正当に生じた余剰能力を活用するものであるか。

（注）信用事業の附帯事業の取扱いについては、信用事業における監督指針のⅢ－４－１を参照するものとする。

Ⅲ－２－４－２ 遊休資産の管理として行う不動産賃貸の留意事項

組合の保有する不稼働又は業務外の資産（遊休資産）については早期に売却等処分を行うことが原則であるが、経済情勢等によっては早期の処分が困難な場合も考えられる。

組合の遊休資産について、短期の売却等処分が困難であることにより、将来の売却等を想定して一時的に賃貸を行わざるを得なくなった場合（注）においては、遊休資産の管理の一環として賃貸を行うことができる。この場合において、組合は、その行う不動産賃貸が次のような要件が満たされているものであることについて、組合自らが十分挙証する必要があることに留意するものとする。

- （１）当該不動産賃貸が、組合の事業としての積極的な推進体制の下で行われているものでないこと。

(2) 当該不動産賃貸が、当該組合の地区全域にわたる規模で実施されるものでないこと。
(3) 当該不動産賃貸が、特定の管理業者との間において組織的に実施されるものでないこと。

(4) 当該不動産に対する経費支出が、必要最低限の改装や修繕程度のものであること。

(注) 遊休資産の管理として行う不動産賃貸が一時的なものであるかどうかについては、賃貸の期間のみから画一的に判断せず、短期の売却等処分が困難な背景や、将来の売却等処分に向けた取組の状況等も総合的に勘案して判断するものとする。

例えば、短期の売却等処分が困難な背景としては、組合が事業の廃止に伴う組合員の事業や生活への影響を避けるために第三者に事業を譲渡しようとする場合に、当該譲渡先が当該事業用資産の賃貸を希望しているため、組合が当該資産の売却を条件とすると事業の譲渡自体が困難となり、結果として将来の売却可能性も低下するというような場合が想定される。

Ⅲ－２－５ 子会社等

子会社等は、協同組合活動の一環として、組合の事業活動の補完及び合理化等を目的に設立、取得又は議決権の取得若しくは保有（以下「設立等」という。）されているところであるが、その目的が不明確なものとなったり、多額の赤字を抱え、組合本体の経営に重大な影響を及ぼす可能性がある。

このため、子会社等の設立等及び管理の適正化を図ることにより、組合本体の経営の健全性を確保していくことが必要となることから、以下により子会社等の管理運営に関する指導監督を行うものとする。

Ⅲ－２－５－１ 定義

子会社等とは、組合が法第 58 条の 2 第 2 項に基づき、連結業務報告書を作成する場合の連結対象子会社等（法第 11 条の 8 第 2 項の子会社、施行規則第 7 条第 2 項の子法人等及び同条第 3 項の関連法人等）である。

Ⅲ－２－５－２ 特定事業等に相当する事業を行う子会社等について

法第 11 条第 1 項第 4 号又は第 12 号の事業を行う組合において、特定事業（信用事業及び共済事業をいう。）に相当する事業を行い、又は法第 17 条の 14 第 1 項で定める特定事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む子会社等の業務の範囲等については、信用事業における監督指針又は共済事業向け監督指針によるものとする。

Ⅲ－２－５－３ 子会社等の設立等

Ⅲ－２－５－３－１ 意義

子会社等は、組合の事業活動の補完や合理化等を目的として設立等されることを踏まえ、子会社等の設立等に当たっての手續、子会社等の業務内容等を検証するものとする。

Ⅲ－２－５－３－２ 主な着眼点

子会社等の設立等の届出があった場合、又は、Ⅲ－２－５－５の資料の提出により組合

等の新たな子会社等が確認された場合には、次の点を検証する。

- (1) 子会社等の形態は、株式会社（特例有限会社を含む。）又は合同会社となっているか（合名会社又は合資会社を設立し、無限責任社員となることについては、責任の範囲が組合等の全財産に及び、組合経営に重大な支障を来すおそれがあることから認められない。）。
- (2) 組合の定款に会社の株式の取得又は法人への出資に関して規定されている場合は、組合において適正な手続を経ているか。
- (3) 管理部署、経営内容の把握の方法、管理の方法等を内容とする「子会社管理規程」等が定められていることが望ましい。
- (4) 上記の「子会社管理規程」等が経営管理委員会又は理事会の議決を経て定められていることが望ましい。
- (5) 子会社等の設立等は、組合の事業の補完等であり、協同組合活動の一環であることを踏まえ、その事業内容が、組合が行うことができる法令で定められている事業の範囲内であって、かつ、当該組合の定款で定められている目的に照らして適切なものか。
- (6) 組合等の子会社等の設立等の趣旨が上記のとおりであることに鑑み、組合員と組合員以外の利用がある場合には、組合員の利用が主であることが望ましい。

Ⅲ－２－５－３－３ 監督手法・対応

- (1) 子会社等の設立等に関して、子会社等の設立等の届出があった場合、又は、Ⅲ－２－５－５の資料の提出により新たな組合の子会社等の設立又は取得を把握した場合には、ヒアリング（例えば総合的なヒアリング）でその設立状況を確認し、Ⅲ－２－５－３－２の着眼点に掲げる事項に不適正な点が認められる場合には、当該組合に対し法第122条第1項に基づき、また、必要に応じ当該子会社等に対し同条第2項に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項をまとめた報告の提出を求めることにより、着実な改善を促すものとする。
- (2) また、Ⅲ－２－５－３－２の着眼点に掲げる事項について、重大な問題がある又は提出された改善計画どおりの改善がなされておらず、法令、定款又は法令に基づく行政処分などに違反している場合には、法第124条第1項に基づく必要措置命令を発出するものとする。

Ⅲ－２－５－４ 子会社等の管理

Ⅲ－２－５－４－１ 意義

組合が子会社等を保有している場合については、その子会社等が行う業務内容や財務状況を把握し、子会社等が協同組合活動の一環として組合の事業活動の補完や合理化等を目的に設立等されているという本来の趣旨から逸脱していないか、また、組合経営に重大な支障を与えていないかを検証する必要がある。この場合、組合から提出される業務報告書のほか、別に定める調査報告結果を踏まえて行うものとする。

Ⅲ－２－５－４－２ 主な着眼点

子会社等の経営状況等については、次の点に留意する。

- (1) 組合において、子会社等の業務及び財産の状況を記載した書類が、毎事業年度、通常総会で報告されているか。
- (2) 子会社については必要に応じ、子会社の協力を得て監査を行い、その結果に基づき必要な指示又は勧告を行っているか。
- (3) 組合において、子会社等の業務及び財産の状況から必要な改善指導がなされているか。
- (4) 組合において、子会社等の目的が達成されたと認められる場合や設立時の趣旨を逸脱している場合など、組合が子会社等を有しておく必要性が乏しい場合は、解散、出資の引き揚げ等所要の措置をとることとしているか。
- (5) 組合の役職員と子会社等役職員の兼務については、以下のとおり、指導するものとする。
 - ① 組合の業務と子会社等の業務の分離を明確にし、組合の業務運営の適正化を確保する見地から、組合の常勤役職員は、子会社等の常勤役職員とは兼ねてはならないこと。
 - ② 組合の監事は、業務執行機関との分離及び組合の監査の適正化の趣旨にかんがみ、子会社等の取締役とは兼ねてはならないこととともに、組合の監事全員が子会社等の監査役を兼ねてはならないこと。

Ⅲ－２－５－４－３ 監督手法・対応

- (1) 業務報告書又はヒアリングを通じて、子会社等の状況を把握し、Ⅲ－２－５－４－２の着眼点に掲げる事項が実施されていない場合であって、不適正な点が認められるときは、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善するための期間及び当該期間内での具体的方策を把握し、着実な改善を促すものとする。
- (2) また、信用事業又は共済事業を行う組合の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合、又は、組合の自主的な取組では業務改善が図られないと認められる場合などにおいては、法第 123 条の 2 に基づき、当該事業の健全な運営を確保するための業務の改善計画の提出とその実行を命ずること又は監督上必要な命令を発出する。
- (3) なお、ヒアリング等の過程で、法令等に違反する不祥事件等であることが判明した場合には、Ⅱ－１－４（不祥事件等への対応）に即し対処する。

Ⅲ－２－５－５ 資料の提出

(1) 意義

子会社等の経営が組合本体の経営に重大な影響を及ぼす例が見られることから、子会社等の状況を把握することは、組合本体の経営の健全性を確保するために必要なものである。

(2) 把握方法について

① 対象となる子会社等

対象となる子会社等とは、組合が法第 58 条の 2 第 2 項に基づき、連結業務報告書を作成する場合の連結対象子会社等とする。

② 組合に提出を求める資料

ア 当該組合の子会社等に係る財務等の状況（様式については、別紙様式 12-1 を参照。）

イ 当該組合の子会社等に係る管理状況（様式については、別紙様式 12-2 を参照。）

ウ 新たに設立された子会社等（合併及び分割により設立された子会社等を含む。）
にあつては、当該子会社等の定款、事業計画、出資者の構成及び役員の構成に関する資料

エ 行政庁び指導監督に当たって特に必要となる子会社等に関する資料

(3) 資料の報告方法

- ① 報告資料については、毎年 7 月末日までに行政庁への提出を求めるものとする。
- ② 組合に対しては任意に提出を求めるものとするが、組合が資料の任意提出に応じない場合は、法第 122 条第 1 項の規定に基づく報告徴求命令を発出する。
- ③ 2 以上の組合が共同して関連法人等を設立している場合にあつては、それらの組合のうち当該関連法人等に対し、その有する議決権が最も多い組合に対して行うものとし、議決権数が同数の場合にあつては、当該組合中に上部機関が含まれている場合には上部機関とする等行政庁が提出すべき組合を指定するものとする。
- ④ 行政を適正に処理するために特に必要となる子会社等に関する資料の徴収が必要になった場合には、その都度、上記（2）に準じて提出を求めるものとする。

(4) 提出資料の精査と指導

提出された資料については、次の観点等に留意しつつ、子会社等の設立、管理及び経営が適正になされているかどうかについて法に基づいて提出される連結業務報告書とともに精査し、特に必要と認める場合には、組合等に対して指導監督を行うこととする。

- ① 子会社等に対する出資又は子会社等の設立、合併及び分割が、組合等の事業目的に照らし逸脱するものでないかどうか。
- ② 子会社等の定款の変更及び資本金の額の増減がなされた場合は、子会社等の設立目的、事業内容からみて妥当かどうか。
- ③ 子会社等の経営内容が、組合本体の経営に悪い影響を与えてないかどうか。

IV 漁業生産組合の監督上の評価項目

IV-1 意義

漁業生産組合は、漁業の生産面における協業化を図るため、漁業者が共同して漁業経営を行うものであり、生産行程における協同組織体として比較的小規模で人的結合の強い組織であるという性格から、その組織は行政庁の監督を必要最小限にとどめ、組合員の自主的な運営に委ねている。

このため、漁業生産組合に対する監督は、組合と異なり、設立、解散、定款変更等の認可は不要で、届出（設立については、法第 85 条の 2 第 4 項、解散については法第 85 条の 4 第 2 項、定款変更については、法第 84 条の 7 第 2 項）でよいほか、随時検査（法第 123 条第 3 項）、常例検査（法第 123 条第 4 項）の適用はなく、報告徴収（法第 122 条第 1 項）、請求検査（法第 123 条第 1 項）、違法の疑いのある場合の検査（法第 123 条第 2 項）、違

法行為に対する必要措置命令（法第 124 条第 1 項）及び解散命令（法第 124 条の 2）の規定の適用があるにとどまっている。

しかしながら、漁業生産組合の中には、事業活動が不十分なものや活動内容が不適正なものもあることから、漁業生産組合の事業活動の活発化を図るとともに、不適正な活動を行っているものについては是正を図っていく必要がある。

このため、漁業生産組合の指導・監督に当たっては、Ⅱに定めるもののほか、以下により対応するものとする。

IV-2 主な着眼点

(1) 設立・組織変更の照会等があった場合の着眼点

漁業生産組合模範定款例等を参考に、設立の目的が達成されるよう適切なアドバイスを行い、漁民の自由な創意が尊重されるとともに、実情に即した定款が作成されるよう対応する。

また、設立時に限らず、当該組合の現状が漁業生産組合という法人形態に合致しなくなっていないか定期的に確認することが望ましく、照会を受けたタイミング等を活用して、確認を促すものとする。

これらを踏まえ、漁業生産組合の設立・組織変更の照会等があった場合においては、法令及び漁業生産組合模範定款例に基づき、以下の着眼点に従って対応する。

① 設立の照会

ア どのような事業等を行う組合を設立したいのか。また、漁業生産組合を選択した理由を確認し、漁業生産組合が適さない場合にはその理由及び問題点を説明するとともに、他の法人の選択が可能と思われる場合にはその旨を説明する。

イ 法第 85 条の 2 第 4 項の規定に基づき、成立の日から 2 週間以内に行政庁に、定款、登記事項証明書及び必要書類を添えて届出書を提出することが必要であることを伝える。なお、提出された届出書類を確認する際には、(3)に掲げる事項に準じて確認するものとする。

② 組織変更の照会

漁業生産組合の設立後、組合の事業実態からみて漁業生産組合という法人形態をとることが妥当でなくなり、組合の実態を踏まえ、事業の多角化や迅速な組織決定を可能とする株式会社への組織変更を希望し、行政庁に対し照会することが考えられる。

その場合には、

ア 組織変更とは、組合の清算・設立という手続は必要なく、組織変更計画の総会承認（特別決議）、登記等により法人の同一性は維持したまま株式会社となる制度であること

イ 株式会社の設立に際しては、公証人による定款の認証が必要であるが、漁業生産組合の組織変更については、定款の認証は要しないこと

ウ 当該漁業生産組合が、国、地方公共団体等からの補助金等の交付を受けて補助事業等を実施している場合や補助事業等により取得した処分制限期間中の補助財産等を所有している場合については、当該事業担当部署にその取扱を確認し適

切に対応すること

を伝えた上で、法第 86 条の 3 から第 86 条の 11 までに規定された事項に関する手続について説明するとともに、組織変更の際には行政庁への届出が必要であることを伝える。

(2) 漁業生産組合の業務及び執行体制に関する着眼点

漁業生産組合の指導監督に当たっては、特に以下の着眼点に留意するものとする。特に①、③及び⑦に該当する組合であって、今後も事業を継続することを希望する組合については、株式会社へ組織変更するよう促すものとする。なお、⑦に該当する組合については、漁民たる組合員が 3 人未満になった日から引き続き 6 ヶ月間その漁民たる組合員が 3 人以上にならなかった場合には、その 6 ヶ月を経過した日に法定解散となることに留意する必要がある。

- ① 法第 78 条に規定のない事業（漁業生産組合以外の漁獲物等の加工など）を営んでいないか。また、漁業生産組合は、漁業を協業化して行う組織であることから、その性格上、員外利用の概念がないので、附帯事業といえども員外利用は行い得ないので、留意する。
- ② 法第 80 条の規定に反して、組合員のうち、漁業生産組合の営む事業に常時従事する者が 3 分の 2 未満になっていないか。
- ③ 法第 81 条の規定に反して、漁業生産組合の営む事業に常時従事する者のうち、組合員が 2 分の 1 未満になっていないか。
- ④ 実際の払込済出資金総額より登記事項証明書に記載されている払込済出資金の総額が多額となっていないか。
- ⑤ 法 85 条の 2 第 4 項に規定されている設立の届出が設立後 2 週間以内にされているか。
- ⑥ 法第 85 条の 2 第 1 項に規定に反して漁民以外の者が発起人となっていないか。
- ⑦ 漁民たる組合員が 3 人未満となっていないか。

(3) 休眠漁業生産組合への対応に関する着眼点

長期にわたり事業活動を停止するなど休眠状態にある漁業生産組合については、これを放置した場合には、当該漁業生産組合を利用した悪質かつ不正な事件が発生し、周辺の漁業者や漁業生産組合の健全な事業運営に支障を来すおそれ等があることから、次に掲げる事項やその他の事項による活動状況の確認等の結果、休眠状態であることを確認した場合においては、当該漁業生産組合の解散も含めた指導監督を行うものとする。

- ① 休眠状態となっていることに対し正当な理由があるか。
- ② 問題が解消することによって適正な活動が行えるか。

(4) 漁業生産組合の活動状況を確認するために収集する書類と着眼点

漁業生産組合が法令等を守っているか、また、適正な事業活動を行っているかを確認するために次の書類の提出を求め、それぞれの事項について確認するものとする。

① 登記事項証明書

- ア 法第 3 条第 1 項の規定どおり、名称中に「漁業生産組合」という文字を用いているか。

- イ 漁業生産組合の行っている事業が法第 78 条に照らし適正か。
- ウ 法第 86 条第 2 項で準用する法第 35 条第 1 項の規定どおり、3 年以内の周期で役員が改選（重任も含む。）されているか、また、登記も行っているか。
- ② 組合員名簿
 - ア 法第 82 条の 2 第 1 項に規定する事項が全て網羅されているか。
 - イ 法第 79 条に掲げる漁民のみが組合員たる資格を有しているか。
- ③ 常時従事する者の名簿等

法第 81 条に規定されている常時従事者制限について、漁業生産組合の営む事業に常時従事する者のうち、組合員以外の数は、2 分の 1 を超えていないか。
- ④ 総会議事録
 - ア 法第 86 条第 2 項で準用する法第 50 条の 4 及び施行規則第 181 条の規定に基づいた総会議事録が作成されているか。特に、総会に出席した理事の氏名、総会の議長の氏名及び議事録を作成した理事の氏名の記載（又は署名）がされているか。
 - イ 法第 84 条の 4 に規定されているとおり最低でも毎年 1 回通常総会を開催しているか。
- ⑤ 事業報告等
 - ア 法第 84 条の 3 の規定どおり、事業報告等（事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案）を作成しているか。また、その会計については中小企業の会計に関する指針に準じて行われているか。
 - イ 施行規則第 5 章第 3 節の規定どおり、決算書類の内容は当該漁業生産組合を正確に把握することができるよう明瞭に記載又は記録されているか。
 - ウ 剰余金の配当については法第 85 条に規定されている利益準備金及び資本準備金を控除した後の剰余金について、定款で定めるところにより、年 10 パーセントを超えない範囲内において払い込んだ出資額の割合に応じ、又は組合員が漁業生産組合の事業の事業に従事した程度に応じた配当となっているか。

IV-3 監督手法・対応

(1) 漁業生産組合の実態把握

- ① 漁業生産組合は、組合と異なり財務状況書類などの行政庁への提出義務がないことから、行政庁へ設立の届出がなされている漁業生産組合であっても、その活動状況を把握するため、例えば、IV-2 の (3) の④や⑤などの提出を依頼し、実態の把握に努めるものとする。
- ② 漁業生産組合の中には、漁業生産組合成立後の行政庁への届出を怠っていることも考えられることから、日頃から、漁業生産組合に関わる可能性がある以下のような情報の把握に努めるとともに、届出が行われていない組合を把握した場合には法務局等から登記事項証明書を取り寄せ、事業内容、地区、連絡先等を確認するものとする。
 - ア 漁業許可証等を交付している都道府県、国の漁業調整部局の情報
 - イ 漁業関係の補助金担当部局からの補助金等の交付先
 - ウ 各種法人の所管部局が把握している法人情報

- エ 法務局での登記簿の閲覧
- オ 他の都道府県、国の漁業生産組合の指導部局の情報
- カ 一般からの問い合わせ 等

(2) 活動状況の確認

- ① (1)の結果、以下に示す場合には、漁業生産組合（主たる事務所及び理事全員）に対し、Ⅳ-2の(3)に掲げる関係書類を、法第122条第1項に基づく報告徴求命令により求める。

- ア 休眠状態が疑われる場合
- イ 法令違反が疑われる場合

- ② ①の報告徴求命令の結果、関係書類とともに応答があった場合は、活動の確認及び適正な運営がなされているかの審査を法令に基づき行う。報告を求めた事項に対する内容が不十分である場合などについては、再度、法第122条第1項の報告徴求命令を行う。

活動が認められることを判断する際には、直近の総会の議事録、組合員名簿、定款及び事業報告書等の提出があること、又は、最近の活動状況を示す書類の提出があることを基準とする。なお、その際、法第78条に規定する「これに附帯する事業」（当該漁業生産組合が行う漁業に附帯する事業であり、その漁獲物を漁業と一貫して行う加工（例えば、煮干し加工）など）が当該漁業生産組合が行う漁業の規模に比較してより大きくなった場合や当該漁業生産組合以外の漁獲物等の加工など、当該附帯事業を独立の事業として営むことが適当と判断される場合には、漁業部門と切り離し、附帯事業部門を別法人化する、又は法第86条の2以下の規定により株式会社に組織変更することを検討するよう促すものとする。

- ③ ①の報告徴求命令の結果、法において認められていない事業を行っていること以外の法令違反がある場合には、再度、法第122条第1項の報告徴求命令により、法令違反の改善に向けた内容・スケジュールを織り込んだ改善計画の提出を求める。
- ④ ①の報告徴求命令の結果、活動していると認められなかった場合には、再度、法第122条第1項に基づく報告徴求命令により、「活動停止理由」及び「今後の法人の在り方」の提出を求める。

活動を休止していることに対し、以下のような正当な理由がある場合は、事業活動を妨げている要因が解消され次第、理事会及び総会の開催並びに法令に基づく所要の届出等の提出を求める。

- a 役員や組合員はいるが、天災等により、その事業を行うことが不可能である場合
- b 役員や組合員はいるが、漁業構造の変化等により、事業の変更を準備中の場合

- ⑤ ①の報告徴求命令に応答がない場合は、配達証明の送達状況を確認しつつ、主たる事務所及び理事全員に送達していない場合は公示送達により対応する。

(3) 必要措置命令

- ① (2)による審査結果に応じて、次のように法第124条第1項に基づく必要措置命令を発出する。

- ア 法において認められていない事業を行っているとして認められる場合には、当該事

業の廃止を内容とする期限を定めた改善計画の提出を求める。

イ (2) の③によって提出された改善計画どおりの改善が図られない場合には、法令違反の解消を内容とする具体的な命令を発出する。

ウ (2) の④の結果から正当な理由がない場合又は報告徴求命令に対し応答がない場合には、法令に基づく事業の実施を行うことを内容とする命令を発出する。

② ①の必要措置命令の結果、書類や改善計画等が提出された場合には内容を十分審査し、不足する資料等がある場合はその提出を求めた上で、その内容が適正であると認めた場合は、その後の状況を注視しつつ適正な事業活動となるよう指導を行っていく。また、自主解散する旨の連絡があった場合には、速やかに自主解散を行うよう指導する。

③ ①の命令に従わない場合には、必要に応じて、法第 124 条第 2 項に基づく業務停止命令又は役員改選命令を発出することとする。

(4) 解散命令

(3) の必要措置命令に従わない、また、自主解散もしない場合には、法第 124 条の 2 の第 1 号、第 3 号又は第 4 号に基づき、当該法人及び理事に対し解散命令を発出する。解散命令書が返戻された場合は、法第 124 条の 3 に基づき通知に代えて命令の要旨を官報に掲載することにより解散させることとする。

(5) 報告徴求命令、必要措置命令又は解散命令を発出する場合には、「Ⅷ 行政処分を行う際の留意点」を参考とするとともに、その都度配達証明郵便を使用することとする。

(6) みなし解散制度の活用

(2) から (5) までの対応のほか、法第 86 条第 4 項において準用する法第 68 条の 2 に基づき、登記を 5 年間行っていない漁業生産組合については、行政庁に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告し、その旨を当該漁業生産組合に対し通知することにより解散手続を進める、いわゆる「みなし解散制度」が活用できる。

行政庁においては、休眠状態と考えられる漁業生産組合（通知が返送されるなど通常の方法では連絡が取れない組合を含む。）に対しては、みなし解散制度を活用し計画的かつ速やかに解散手続等を進めるものとする。

(7) 解散の嘱託登記

① 解散命令の効力が生じた場合には、解散登記嘱託書を登記官に提出し、解散登記を行う。

ア 登記官によって解散登記がなされた後、確実に登記がなされていることを確認するために、解散登記後の登記事項証明書の請求を併せて行う。

イ 解散後の漁業生産組合は、清算手続に入ることとなるが、清算事務の監督官庁は当該漁業生産組合の主たる事務所の所在地管轄地方裁判所となることから、解散手続が終了した旨を地方裁判所長あて通知する。

② 解散登記が完了した後は、各理事（報告徴求命令等の通知において「あて先不明」又は「転居先不明」であった理事を除く。）に対し、解散登記が完了した旨及び清算手続が完了した後は行政庁に届出をする必要がある旨通知する。

(8) 清算

漁業生産組合は、解散しても、清算の目的の範囲内において、その清算が終了に至

るまで、なお存続するものとされており、清算の終了により初めてその法人格を失うこととなるので、各理事（報告徴求命令等の通知において「あて先不明」又は「転居先不明」であった理事を除く。）に対して、清算の事務手続を行うよう指導する。

V 連合会の監督上の評価項目

連合会に係る業務運営及び執行体制についての監督上の評価項目は、Ⅱに掲げるもののほか、以下のとおりとする。

V-1 運営管理体制

V-1-1 役員体制

V-1-1-1 意義

連合会が期待される役割を果たすためには、事業運営に対する規律付けが有効に機能し、適切な組織の統治が行われることが重要である。

V-1-1-2 主な着眼点

Ⅱ-1-2-4-2によるもののほか、人件費等の事業管理費の削減等を図るため、諸般の事情によりやむを得ず共通役員制を採用しようとする場合及び既に採用している場合においては、信用事業を行う連合会の事業兼営を禁止している法の趣旨にかんがみ、特に次の点につき指導するものとする。

- (1) 連合会ごとの業務が効果的かつ能率的に処理されるように、それぞれの執行部の責任を明確にした体制を整備し、その上に立って総合調整機能が発揮されているか。
- (2) 連合会ごとに必ず専任の常勤理事を置き、それぞれの事業分野に精通した者をあて、それぞれの業務に専念させているか。
- (3) 理事会に付すべき議案の整理及び事前検討の徹底等の措置により、理事会の効果的かつ能率的運営が行われているか。
- (4) 連合会ごとの業務の統一的企画管理を行う場合にあっては、それぞれの執行部の責任と権限を規約上明確にしているか。

V-2 事業実施体制

連合会の行う事業は、その内容・規模及び実施形態等は様々となっているが、連合会及びその所属員をめぐる環境の変化に対応して、所属員にとっての必要性及び事業の採算性の観点から、各事業の見直しを行っていく必要がある。

事業の見直しに当たっては、「1県1漁協」、「複数自立漁協」等の広域合併の方向を踏まえ、漁業者に対する奉仕、漁業経営の改善への貢献等の観点から、連合会が引き続き関与すべき事業とこれらの漁協に任せるべき事業を明確化するなど、漁協と連合会の役割分担を見直し、漁協系統組織全体として効率的な事業を実施する必要がある。

連合会の事業実施について監督上留意すべき点としては以下のとおりである。

V-2-1 組合に対する調査・相談・助言等の事業（指導事業）

V-2-1-1 意義

連合会による組合に対する本事業は、組合員等の利益を最大化するという組合の目的を最も効率的に発揮させるとの観点から、行われる必要がある。現在の組合は、組合間の規模の格差が広がっており、事業内容も均質でないことから、合併等の組織の指導や組合の事業の指導に当たっては、組合の個々の実情と系統組織全体の実情を考慮して行われる必要がある。

一方で、組合の法令等遵守態勢の整備、経営の健全性・効率性の確保のための指導は、すべての組合に共通する課題として取り組まれることが重要である。

平成30年改正法では、上意下達の「会員の監査及び指導」を対等な関係に基づく「会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言」に改正し、「指導事業」の一環として行ってきた会員の意見の代表及び会員相互間の総合調整を新たに事業として位置づけたところであるが、これは連合会の役割をより明確化し、より積極的に事業を推進できるようにすることを意図したものである。連合会が実施してきた従来の指導事業（監査事業を含む。）の内容を変えるものではない。

組合の規模や事業、法令等遵守態勢の整備等において組合間の格差が広がっている実態がある中で、組合の健全な経営を確保し、漁業者の所得向上を図るためには、全国連合会と都道府県連合会が連携の上、個々の組合がおかれている経営環境や課題を踏まえた丁寧な対話により組合自らの主体的な取り組みを促すことが望ましい。

また、会員の意見代表や総合調整については、連合会の指導事業の一環として行ってきたものであるが、会員の自主的な取組を尊重しつつ、漁協系統内の意志統一及び相互調整が適切に図られるよう法律上の事業として位置付けたものである。

V-2-1-2 主な着眼点

- (1) 都道府県連合会は、全国連合会の監査等により傘下の組合に法令等違反があることを知ったときは、期限を定め是正の指導をしているか。
- (2) 都道府県連合会は、都道府県連合会として又は都道府県域の組合の総意として合併構想等を樹立している場合には、合併の必要性、合併参加組合及び系統組織全体としての合併メリットを明らかにし、都道府県連合会として推進体制を整備した上で、指導すべき事項、スケジュールを明らかにした行程表により指導を行っているか。また、その進捗管理を行っているか。
- (3) 都道府県連合会は、組合員の減少により法定解散のリスクが高まっている組合や事業収支段階で恒常的に損失を計上している組合に対し、他の組合との合併や事業譲渡、支所等の統廃合等を検討するよう指導しているか。
- (4) 都道府県連合会は、組合の事業を、①組合員の利用状況からみた現在における事業の必要性、②採算性、③効率性の観点から評価し、指導しているか。
- (5) 都道府県連合会は、傘下の組合の損益及び財産の状況等を把握、分析し、経営上のリスクが高い組合については、個別指導を行っているか。
- (6) 都道府県連合会は、(1)～(5)の指導を行うのに必要な場合は、組合に対し、法第87条第1項第11号に基づく指導を行っているか。
- (7) 漁協の男女共同参画の促進においては、その趣旨の周知、先進漁協での取組の紹介などにより、女性が漁協の経営に参画できる環境の整備を図ることが重要であること

から、漁連において、JF全国代表者集会及び全国漁業協同組合連合会が示した「JFグループのガバナンス・リスク管理態勢について（中間とりまとめ）」（平成22年11月18日）等を踏まえ、例えば次のような取組を行っているか確認するものとする。

- ① 「JFグループのガバナンス・リスク管理態勢について（中間とりまとめ）」を踏まえて、中長期的かつ具体的な目標を定めているか。
 - ② 上記目標達成のための行動計画等を策定し、管下漁協に対し、その取組を促しているか。
 - ③ 管下漁協に対し、男女共同参画の趣旨の周知、先進漁協での取組の紹介などを行うことにより、女性役員等の登用のための啓発を行っているか。
 - ④ 管下漁協における女性役員等の登用について、定期的にその進捗状況を把握しているか。また、その結果を分析し、行動計画等の改善を図っているか。
- (8) 全国連合会は、各都道府県ごとに、組合が抱える課題と当該課題の解決に向けた都道府県連合会の指導態勢を確認しているか。
- (9) 全国連合会及び都道府県連合会は、信用事業を行う連合会、共水連及び農林中央金庫と連携し、組合の指導を行う態勢を構築しているか。
- (10) 平成30年改正法では、全国連合会は漁協等に対しその管理する団体漁業権に係る漁場の利用に関する業務及び漁場の管理に関する業務の適正化を図るために必要な取組を行うことを求めることができる規定が設けられた（法第87条第9項）。

本規定を踏まえ、全国連合会は漁場の利用の状況について本監督指針Ⅱ-3-6の「海面及び内水面の利用に係る金銭の徴収等について」の着眼点に即した事業運営が行われていない場合に、適切な事例を提示するなど、改善のための助言等を実施しているか。また、助言等の内容を守秘義務の範囲内で必要に応じて都道府県の指導部局と共有しているか。

V-2-1-3 監督上の手法

ヒアリング結果により、V-2-1-2の着眼点からみて連合会の助言等の事業（指導事業）が適切に行われていないおそれがある場合及び傘下の組合に重大な経営上の課題が生じている場合には、法第122条第1項に基づく報告徴求命令を発出し、連合会の助言等の事業（指導事業）の実施状況に関する事実認識、今後の取組方針及び当該取組を行うための体制についての報告を求めることとする。

V-2-2 組合に対する監査事業

V-2-2-1 意義

連合会はその事業として、会員の監査を行うことができるとされていたが、平成30年改正法により、信漁連及び一定規模以上の信用事業実施組合にかかる財務諸表監査が全国連合会から会計監査人に移行するため、その他の監査業務（特定組合に対する業務監査を念頭に置いた）は法第87条第1項第11号の会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言の事業に包含され、監査事業として引き続き実施することとされた。また、全国連合会においては間接構成員である漁協についても助言等の事業を行うことができることとさ

れ（同条第8項）、組合に対する監査事業についても引き続き実施することとされた。

連合会による組合に対する監査の意義は、一般的に組合が目的に沿って運営されているかを組合及び組合の役員から独立した立場で検証し、その結果を組合の役員に報告し、改善させることにあり、組合監査について専門的知識を有する水産業協同組合監査士（以下「監査士」という。）による質の高い監査が行われる必要がある。

また、監査によって把握された改善を要する事項については、組合理事のリーダーシップと責任により確実に是正されるよう指導することが重要である。

V-2-2-2 監督上の着眼点

全国連合会が行う監査事業を公正かつ的確に遂行するためには、監査を行う全国連合会が自ら監査業務に関する方針等を定め、それを実施することが前提となる。このため、監査業務の遂行に関し、それぞれの性質に応じて業務の妥当性、適正性又は信頼性を損なう事態の発生を防止するために必要な措置が講じられているかとの観点から確認することとする。

- (1) 監査事業の実施に必要な監査士を置き、これを監査事業に従事させているか。
- (2) 監査責任者及び監査従事者に要求される能力及び適性を維持し更新するとともに、これらを高めるために必要となる教育・訓練制度が構築され実施されているか。
- (3) 監査士を選任・解任するための方針及び手続を定め、実施しているか。
- (4) 全国連合会は選任された監査士の氏名、所属、経験年数、研修の履修状況等を記載した名簿を整備し適切に管理しているか。
- (5) 監査計画の策定に関する方針及び手続を定め、当該方針及び手続に即して監査計画が策定されているか。
- (6) 間接構成員（漁協）に対する監査事業（適正化取組を含む。）について、都道府県の検査・指導部局や漁業調整部局との連携に努めているか。

V-2-2-3 監督上の手法

連合会からのヒアリングにより、V-2-2-2の着眼点からみて連合会の監査事業が適切に行われていないおそれがある場合には、連合会の監査事業の実施状況に関する事実認識、今後の取組方針及び当該取組を行うための体制についての報告を求めることとする。

VI 連合会の監督の事務処理上の留意点

VI-1-1 留意事項

- (1) 監査事業の一層の充実強化を図るため、監査士の育成に努めるよう指導するものとする。
- (2) 監査事業の適正な実施を確保するため、監査士及び監査事業担当部門は、経済事業担当部門から独立した機構とする必要がある。
- (3) 監査事業は、系統組織の自主性に基づくものではあるものの、その手続、内容等が行政庁による検査と類似するものであるため、常例検査等との関連に十分配慮し、所要の調整を図る必要がある。

VI-2 監査実施計画に対する意見

- (1) 連合会から、監査計画の提出があった場合は、次の点に留意した上、その計画の妥当性に問題があると判断した場合には、適切な監査実施計画の変更を指導するものとする。
- ① 対象組合の選定については、監査周期及び経営状況等を勘案したものとなっているか。
 - ② 事業年度ごとの監査方針、重点項目が明確となっているか。
 - ③ 監査士の人数、日数が効率的かつ実効性のあるものとなっているか。
- (2) 全国連合会の監査については、年間の実施計画において、監査事業全体の実効性・有効性の確保を図るよう指導するものとする。

VII 行政指導等を行う際の留意点等

VII-1 行政指導等を行う際の留意点

組合等に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行政行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

(1) 一般原則（行政手続法第32条）

- ① 行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。例えば、以下の点に留意する。
 - ア 行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。
 - イ 相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導を継続していないか。
- ② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。
 - ア 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。
 - イ 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがあり得る場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。

(2) 申請に関連する行政指導（行政手続法第33条）

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

- ① 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。

- ② 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。

例えば、以下の点に留意する。

ア 申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

イ 申請者が行政指導に従わない旨の意思表示を明確には行っていない場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。

ウ 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止し、提出された申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3) 許認可等の権限に関連する行政指導（行政手続法第34条）

許認可等を行う権限又は許認可等に基づく処分を行う権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従う事を余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めているか。

② 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4) 行政指導の方式（行政手続法第35条）

① 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

ア 相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。

イ 当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。

ウ 個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を示しているか。

エ 個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指導の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第35条第3項各号に該当する場合を除く。）

ア 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。

イ 書面交付を拒みうる「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。

ウ 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないこと

に留意する。

Ⅶ－２ 面談等を行う際の留意点

行政庁の職員が組合等の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール、ファックス等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。

- （１）面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- （２）面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- （３）面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- （４）面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じて確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- （５）面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後に速やかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政庁の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

Ⅷ 行政処分を行う際の留意点

組合等において、法令等遵守態勢、経営管理態勢等に問題があると認められる場合、行政庁は、適宜、適切に、行政処分などの監督措置を行う必要がある。

行政庁による監督措置については、透明性、衡平性が求められていることから、このため、行政庁が行政処分を発動する際に把握しておくべき基本的な事務の流れ、処分を検討する際に勘案すべき要因その他の留意点等は以下の通りである。

Ⅷ－１ 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて

Ⅷ－１－１ 行政処分

組合等に行う主要な不利益処分（行政手続法第２条第４号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第１２２条第１項に基づく報告徴求命令、②法第１２３条の２に基づく業務改善命令、③法第１２３条の２に基づく業務停止命令、④法第１２４条第１項に基づく必要措置命令、⑤法第１２４条第２項に基づく業務停止又は役員の変更の命令、⑥法第１２４条第３項に基づく規程の認可の取消し、⑦法第１２４条の２に基づく解散命令があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れについては、本指針で他に具体的に示されている場合を除き、以下のとおりである。

（１）法第１２２条第１項に基づく報告徴求

- ① 検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング、不祥事件届出書など）を通じて、組合等のリスク管理態勢、法令等遵守態勢、経営管理態勢等に問題があると認められる場合においては、法第１２２条第１項に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。

- ② 報告を検証した結果、更に精査する必要があると認められる場合においては、法第122条第1項に基づき、追加報告を求めることとする。
- (2) 法第122条第1項に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ
上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、組合等の自主的な改善への取組を求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記(1)において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。
- (3) 法第123条の2に基づく業務改善命令
上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、例えば、信用事業又は共済事業を行う組合の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合、又は、組合の自主的な取組では業務改善が図られないと認められる場合などにおいては、法第123条の2に基づき、当該事業の健全な運営を確保するため業務の改善計画の提出とその実行を命ずること又は監督上必要な命令をすることを検討する。
- (4) 法第123条の2に基づく業務停止命令
上記(3)の業務改善命令を発出する際、業務の改善に一定期間を要し、その間、当該業務の改善に専念させる必要があると認められる場合においては、法第123条の2に基づき、改善期間を勘案した一定の期限を付して当該業務の停止を命ずることを検討する。
- (5) 法第124条第1項に基づく必要措置命令
上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、法令、法令に基づく行政処分、定款、規約、信用事業規程又は共済規程に違反すると認められるときは、法第124条第1項に基づき、必要な措置を採るべき旨を命ずることを検討する。
- (6) 法第124条第2項に基づく業務停止命令又は役員の変更の命令
組合等に対し上記(5)の必要措置命令を発出したにもかかわらず、組合等が当該命令に従わない場合は、法第124条第2項に基づき、当該業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることを検討する。
例えば、一部の理事による独断専横のため、理事会が機能していないなどにより、改善に向けた真摯な取組が組織として行われていない場合には、本措置を命ずることを検討する。
- (7) 法第124条第3項に基づく規程の認可の取消し
上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、信用事業又は共済事業を行う組合が信用事業規程、共済規程に定めた特に重要な事項に違反していることが認められ、上記(5)の命令を発出したにもかかわらず、これに従わないときは、法第124条第3項に基づき、違反した事業に係る規程の認可の取消しを検討する。
- (8) 法第124条の2に基づく解散命令
組合等に対し、上記(5)の必要措置命令を発出したにもかかわらず、当該命令に従わず、重大な法令等の違反又は公益を害する行為が多数認められる等により、今後の業務の継続が不適当と認められる場合においては、法第124条の2に基づく解散命令を検討する。
- (注) 上記(3)、(4)、(5)又は(6)の行政処分と同時に、制度改革等に

より可能となった新規業務への進出を一定期間行わせないこととする等の措置を命ずることが検討される場合がある。

上記Ⅷ－１－１の（３）から（８）までの行政処分を検討する際には、本指針で他に具体的に示されている場合を除き、以下の（１）から（３）までに掲げる要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味することとする。

（１）当該行為の重大性・悪質性

① 公益侵害の程度

組合等が、例えば、外国産の水産物を国産として不正表示して国産水産物全体に対する信頼を落とす、不公正な取引方法を用いて価格の引き上げを図り公正な競争を阻害するなど、公益を著しく侵害していないか。

② 利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が深刻な被害を受けたか。

③ 行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品等を販売し続ける行為を行うなど、組合等の行為が悪質であったか。

④ 行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去同様の違反行為が行われたことがあるか。

⑤ 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

⑥ 組織性の有無

当該行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

⑦ 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

⑧ 反社会的勢力の関与の有無

反社会的勢力の関与はなかったか。関与がある場合にはどの程度か。

（２）行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

① 代表理事や理事会の法令等遵守に関する認識や取組は十分か。

② 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

③ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

④ 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、組織内教育が十分になされているか。

（３）軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、組合等自身が自主的に業務の改善のため

の取組を行っている、といった軽減事由があるか。

Ⅷ－１－２ 標準処理期間

Ⅷ－１－１の（３）から（８）までの不利益処分をしようとする場合には、上記Ⅷ－１－１の（１）の報告書を受理したとき、又は不祥事件の届出（法第122条第1項に基づく報告を求めた場合は、当該報告書）を受理したときから、原則としておおむね1ヶ月（処分が他省庁との共管法令に基づく場合は、おおむね2ヶ月）以内を目途に行うものとする。

（注1）「報告書又は届出を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

- ① 複数回にわたって法第122条第1項に基づく報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。
- ② 提出された報告書又は届出に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

（注2）弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

（注3）標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

Ⅷ－１－３ 法第123条の2等に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

法第123条の2に基づき業務改善命令又は法第124条に基づき必要な措置を採るべき旨の命令を発出する場合には、当該命令に基づく組合等の業務改善に向けた取組をフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、組合等の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の点に留意するものとする。

- （1）法第123条の2に基づき業務改善命令又は法第124条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出している組合等に対して、当該組合等の提出した業務改善命令の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来するまでの間に報告を行うことにより、当該組合等の報告義務は解除される。
- （2）法第123条の2に基づき業務改善命令又は法第124条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出している組合等に対して、当該組合等の提出した業務改善命令の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善命令に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告やⅢ－１－２－２により説明を受けた検査結果等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

Ⅷ－２ 行政手続法との関係等

（1）行政手続法との関係

- ① 申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には、行政手続法第8条に基づき、当該処分の理由を示さなければならないことに留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して当該処分がなされたかを明らかにすること等が求められる

ことに留意する。

- ② 不利益処分を行う場合には、行政手続法第 13 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項に該当するときを除き、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執らなければならないことに留意する。具体的には、上記Ⅷ－1－1（6）の役員の改選の命令、（7）の規程の認可の取消し、（8）の解散命令その他の同条第 1 項第 1 号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、上記Ⅷ－1－1（3）から（5）までの命令、（6）の業務停止命令その他の同項第 2 号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。

また、いずれの場合においても、不利益処分をする場合には、同法第 14 条に基づき、当該処分の理由を示さなければならないことに留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけではなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して当該処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。

（2）行政不服審査法との関係

組合等に対し上記Ⅷ－1－1（1）、（3）から（8）までの処分その他の不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。

（3）行政事件訴訟法との関係

組合等に対し上記Ⅷ－1－1（1）、（3）から（8）までの処分その他の取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。

Ⅷ－3 意見交換制度

Ⅷ－3－1 意義

不利益処分を行おうとする場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前に、組合等からの求めに応じ、監督部局と組合等との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

Ⅷ－3－2 監督手法・対応

法第 122 条第 1 項に基づく報告徴求命令に係るヒアリング等の過程において、不利益処分が行われる可能性が高いと認識した組合等から、当局の幹部（注 1）と当該組合等の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注 2）であって、当局が当該組合等に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等について認識を共有するための意見交換の機会を設けることとする。

（注 1）当局の幹部の例：水産庁担当課室長以上

(注2) 組合等からの意見交換の機会の設定の求めは、当局が、当該不利益処分の原因となる事実についての法第122条第1項に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

Ⅷ－4 関係当局等との連携及び連絡

(1) 水産経営課において、上記Ⅲ－4－1－1(1)から(8)の不利益処分をしようとする場合には、必要に応じて、関係当局等への連絡を行うものとする。

(2) 水産経営課において都道府県所管の組合等における不祥事件等や不適正な業務運営を知り、当該組合等の所管都道府県がこれを知らないときは、知った情報を所管都道府県に連絡するものとする。

また、都道府県において農林水産省所管の組合等における不祥事件等や不適正な業務運営を知り、当該組合等を所管する農林水産省がこれを知らないときは、当該組合等を所管する農林水産省あて報告するよう求めるものとする。

Ⅷ－5 不利益処分の公表に関する考え方

上記Ⅷ－1－1(3)から(8)までの不利益処分については、他の組合等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等の公表により組合等の経営改善に支障が生じるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

別添1 連絡文書集

以下の通知は、組合の監督行政を行う担当官として了知しておくことが必要と考えられるものである。

それぞれの通知の性格は区々であるが、その趣旨・目的は各通知に記されているとおりである。

(事務次官依命通知)

1. 漁業協同組合等の現物出資による子会社の設立について（平成20年6月30日付け20水漁第533号農林水産事務次官依命通知）

(水産庁長官通知)

1. 漁業協同組合の合併及び経営改善の推進について（平成20年4月1日付け19水漁第3996号水産庁長官通知）
2. 漁業協同組合等からの暴力団排除への対応について（平成20年4月1日付け19水漁第3942号水産庁長官通知）
3. 漁業協同組合連合会等の監査規程例について（昭和58年12月9日付け58水漁第4624号水産庁長官通知）

(水産経営課長通知)

1. 市町村合併に伴う行政区画の変更と組合等の地区の登記について（昭和30年6月20日付け）
2. 漁業協同組合定款附属書組合員資格審査規程例の制定の趣旨及び留意事項について（平成20年4月1日付け19水漁第3943号）

別添2 別紙様式・記載例

本監督指針における別紙様式について、別添のとおり書式例及び記載例を定めたので、申請者、届出者等から書式や記載内容についての照会があった場合等に活用されたい。

なお、以下の書式や記載内容は、一律に強制するものではなく、異なる形式の書面や内容の記載であっても、法令等で定める必要事項や適切な内容が記載されていれば差し支えない。

別添3 標準処理期間

法に基づく農林水産大臣の処分（信用事業、共済事業を除く。）に係る行政手続法第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 案	標準処理期間
<ul style="list-style-type: none"> 法第11条の3第1項（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定による資源管理規程の認可（変更の認可を含む。） 	30日
<ul style="list-style-type: none"> 法第48条第2項（法第92条第3項、法第96条第3項及び法第100条第3項において準用する場合も含む。）の規定による定款変更の認可 法第63条（法第92条第4項、法第96条第4項及び法第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立の認可 法第68条第2項（法第96条第5項において準用する場合を含む。）の規定による組合の解散の決議の認可 法第69条第2項（法第92条第5項、法第96条第5項、法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による組合の合併の認可 法第91条第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による漁連等の解散の決議の認可 法第91条の2第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による漁連等の権利義務の包括承継の認可 	60日

施行規則に基づく農林水産大臣の処分（信用事業、共済事業に係るものを除く。）に係る行政手続法第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 案	標準処理期間
<ul style="list-style-type: none"> 第205条第7項の規定による業務報告書の提出の延期の承認 第209条第2項の規定による縦覧書類の縦覧の開始の延期の承認 第225条第4項の規定による行政庁に対する事業計画書等の提出の延期の承認 第230条第3項の規定による漁業協同組合監査士に関する資格試験の試験科目等の承認 	30日